

2013 年 5 月 21 日

報道機関各位

基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査結果

～複数の自治体で外国人受け入れに積極的な姿勢～
～外国人の子どもへの教育上配慮、必要性認識されるも予算配分が困難～

三菱UFJフィナンシャル・グループの総合シンクタンクである三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（本社：東京都港区 社長：水野 俊秀）では、地域における外国人の受け入れ環境に関する自主研究に取り組んでいます。

本研究の一環として、「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査」を実施し、その集計・分析結果を取りまとめましたので、公表致します。

【アンケート調査結果概要】

■調査概要

○本アンケート調査は、外国人人口が 50 人以上の基礎自治体 1,246 団体を対象として調査票を送付し、うち 535 団体から有効回答を得た。調査票の配布・回収は 2012 年 11 月から 12 月にかけて行った。

■外国人住民の受け入れについて

○外国人住民が増えることによる効果として、約6割の自治体が「他言語・多文化を学ぶきっかけになる」ことを挙げている。一方、外国人住民が増えることによる課題としては、約8割の自治体が「文章・案内などの多言語化が必要になる」ことを挙げている。

○外国人の受け入れに積極的な自治体は有効回答数の約 9% (46 団体) だった。受け入れ対象としては「留学生」を想定している自治体が最も多かったが、外国人全般の受け入れに積極的な自治体も複数あった。

■外国人児童・生徒の教育環境について

○外国人児童・生徒について、約7割の自治体が「教員と保護者との意思の疎通を図ること」、「友だちとの良好な関係の構築」に配慮することが必要だと回答している。しかし、特に保護者への支援は約半数の自治体において行われていない。

○外国人人口比率の小さい自治体では、外国人施策への予算配分が難しく、特に教育については、その対象となる外国人児童・生徒数が毎年変動するため、継続的な予算編成・施策展開が難しいという現状がある。

※詳細は別添の「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」をご参照ください。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部（東京） 公共経営・地域政策部 村上 聡江、萩原 理史

TEL: 03-6733-1022 E-mail: m.fusae@murc.jp

政策研究事業本部（大阪） 研究開発第2部 戸田 佑也

TEL: 06-7637-1480 E-mail: todayuya@murc.jp

◆本資料は、総務省記者クラブ、文部科学記者会、大阪経済記者クラブにて配付しております◆



(会社概要)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、三菱UFJフィナンシャル・グループの総合シンクタンクとして、東京・名古屋・大阪の3大都市を拠点に、コンサルティング、グローバル経営サポート、政策研究・提言、マクロ経済調査、教育研修など、国内外にわたる幅広い事業分野において多様なサービスを展開している。

名称 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (URL <http://www.murc.jp>)

創立 : 1985 年 10 月

資本金 : 20 億 6 千万円

代表者 : 代表取締役社長 水野 俊秀

代表取締役副社長 長谷川 理雄

代表取締役副社長 丸森 康史

理事長 : 中谷 巖

従業員数 : 約 700 名

事業所 : 〔本 社〕 〒105-8501 東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号 オランダヒルズ森タワー

〔名古屋〕 〒460-8621 愛知県名古屋市中区錦三丁目 20 番 27 号 御幸ビル

〔大 阪〕 〒530-8213 大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号 ハービス OSAKA

基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査 報告書

平成 25 年5月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず(資料)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査」と明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。

基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査 報告書

目次

I.	調査の概要.....	1
1	調査の背景と目的.....	1
2	調査の実施概要	3
II.	アンケート調査結果.....	5
1	回答自治体の属性	5
2	自治体における外国人の動向.....	7
3	自治体における外国人受け入れ体制	16
4	外国人児童・生徒に対する教育環境について	35
5	外国人児童・生徒の教育のために求められる役割について	49
6	外国人政策全般に関する課題について.....	57

資料編: アンケート調査票

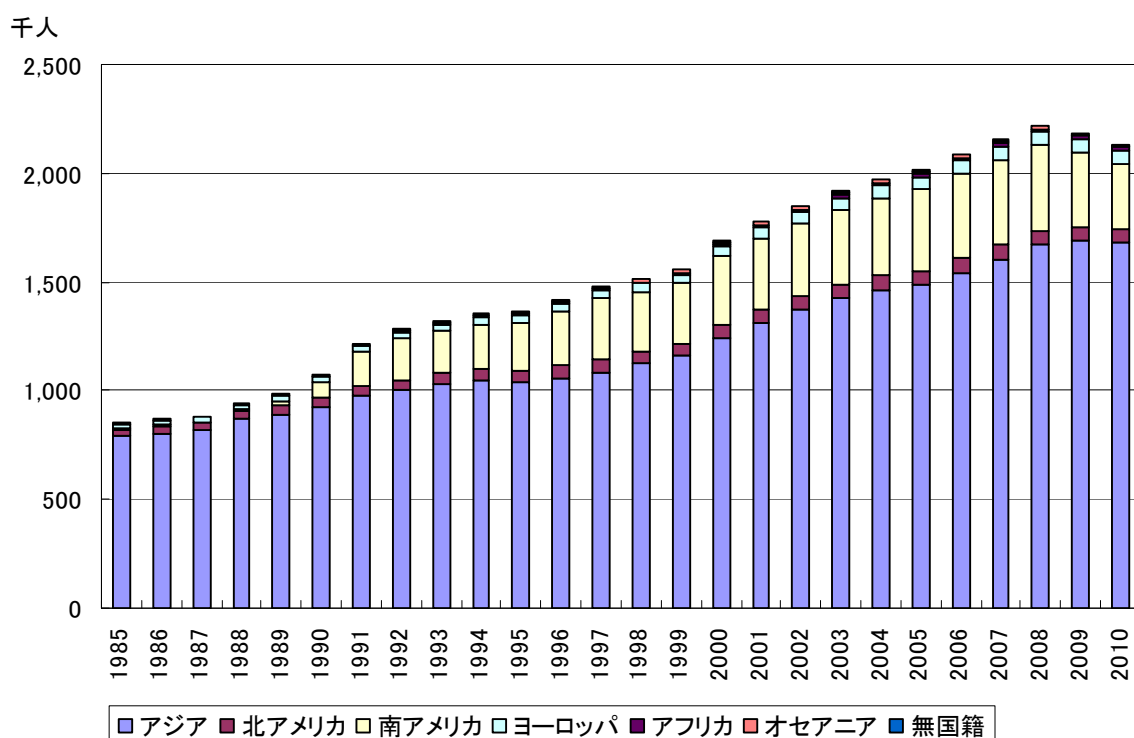
I. 調査の概要

1 調査の背景と目的

日本における外国人登録者数は増加傾向にある。特に、1990 年の入管法改正により、南米地域からの日系人労働者の流入が増加している。

国境を越える人の移動の増加やグローバル化への対応等により、今後も日本国内において多様な背景を有する外国人の流入が増加する可能性が高い。

図表 1 外国人登録者数



(資料)法務省「入国管理統計」

■人口減少下における外国人住民に対する受け入れ側への意識啓発と情報共有の重要性

人口減少の進む日本において、労働力不足や勤労世代の負担増加等が指摘されている。こうした中で、長期的には外国人登録者数は増加傾向にあることから、すでに地域において居住し、また定住が進む外国人住民と共生し、地域の担い手と捉え、活用していくことが重要となってくる。

しかしながら、日本では、1967 年の「第1次雇用対策基本計画」から現在に至るまで、専門的・技術的分野の外国人の積極的な受け入れを進めるものの、いわゆる単純労働者の受け入れに関しては、国による明確な政策方針が示されていないため、多くの自治体にとっては個別に対応しているのが現状である。

このため、外国人住民の地域の担い手としての活用に向け、まずは受け入れ側の意識啓発を行うとともに、各自治体における取り組みの情報共有が重要といえる。

■自治体における外国人施策に関する網羅的な調査の実施と情報提供の重要性

外国人集住都市などを中心に、外国人住民に対する施策事例について調査したものは多く見られるものの、集住都市以外の自治体も含む全国の自治体に対して、外国人住民向けの取り組みについて網羅的に把握するアンケート調査を実施した例はあまりない。

そこで、本アンケート調査では、外国人住民を一定程度有する自治体における外国人住民に対する施策の展開状況や抱える課題等について把握・整理することで、各自治体における今後の外国人施策の推進の一助となることを目的としている。

2 調査の実施概要

(1) 調査対象

本調査では、総務省「平成 22 年度国勢調査」より、外国人人口が 50 人以上の基礎自治体 1,246 団体を対象として調査票を発送した。

有効回収数は 535 件、有効回収率は 42.9%である。

地域ブロック別の対象自治体数(発送数)、回収数(回収率)は次の図表 2の通りである。

図表 2 地域ブロック別対象自治体数(発送数・回収数)

地 域	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄	地域 無回答
発送数	61	134	330	46	202	158	81	61	173	
回収数 (回収率)	26 (42.6%)	70 (52.2%)	138 (41.8%)	17 (37.0%)	103 (51.0%)	59 (37.3%)	34 (42.0%)	22 (36.1%)	64 (37.0%)	2

図表 3 地域ブロックの定義

北海道:北海道

東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、

北陸:富山県、石川県、福井県

中部:長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿:滋賀県、京都府大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(2) 調査方法

郵送により配布・回収した。

また、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の公式WEBサイト内特設ページにて調査票をダウンロードできるようにし、電子メールでも送信を受け付けた。

(3) 調査期間

平成 24 年 11 月 21 日～平成 24 年 12 月 5 日(12 月 25 日到着分まで集計)

(4) 調査項目

アンケート調査項目は、下記の通りである。調査票の原票は、参考資料1を参照。

図表 4 調査項目一覧

- | |
|---|
| <p>I 外国人住民に関する概況について</p> <p>問1 自治体に居住する外国人住民の増減動向</p> <p>問2 自治体に居住する外国人住民の国籍上位3つ</p> <p>問3 自治体に居住する外国人住民の在留資格上位3つ</p> <p>問4 外国人住民が増えることによる地域への効果</p> <p>問5 外国人住民が増えることにより地域において生じる課題</p> <p>II 外国人住民施策に関する庁内体制について</p> <p>問6 外国人住民施策に関する庁内体制</p> <p>問7 外国人住民施策に関する拠点・施設の設置状況</p> <p>問8 外部団体との連携体制</p> <p>問9 外国人住民施策に関する計画の策定状況</p> <p>III 外国人住民の受け入れ方針について</p> <p>問 10 外国人住民受け入れに関する方針</p> <p>問 11 外国人住民の積極的受け入れを進める理由・目的</p> <p>IV 外国人住民施策の取り組み状況について</p> <p>問 12 自治体における外国人住民に対する施策・取り組み</p> <p>問 13 自治体における日本人住民に対する多文化共生施策</p> <p>問 14 自治体における重要度の高いまたは特徴のある外国人施策(学校教育分野を除く)</p> <p>V 外国人児童・生徒の教育に関する施策の取り組み状況について</p> <p>問 15 公立小・中学校における外国人児童・生徒の増減動向</p> <p>問 16 外国人児童・生徒の把握状況</p> <p>問 17 公立小・中学校における外国人児童・生徒に対して配慮すべき事項</p> <p>問 18 外国人児童・生徒に対する自治体の支援施策</p> <p>問 19 外国人児童・生徒の保護者に対する自治体の支援施策</p> <p>問 20 自治体における外国人児童・生徒への教育に関する施策</p> <p>問 21 外国人児童・生徒に対する民間事業者、市民団体・NPO 等の取り組み</p> <p>問 22 外国人児童・生徒の教育のための国、都道府県、市区町村、民間事業者・NPO の役割</p> <p>VI 外国人政策全般に関する課題について</p> <p>問 23 外国人政策全般に関する取り組みを進める上での課題</p> <p>VII 回答者について</p> |
|---|

(5) 留意点

本報告書の各項目に記されている [SA]、[MA]、[FA] はそれぞれ「単数回答」、「複数回答」、「自由回答」を示す。

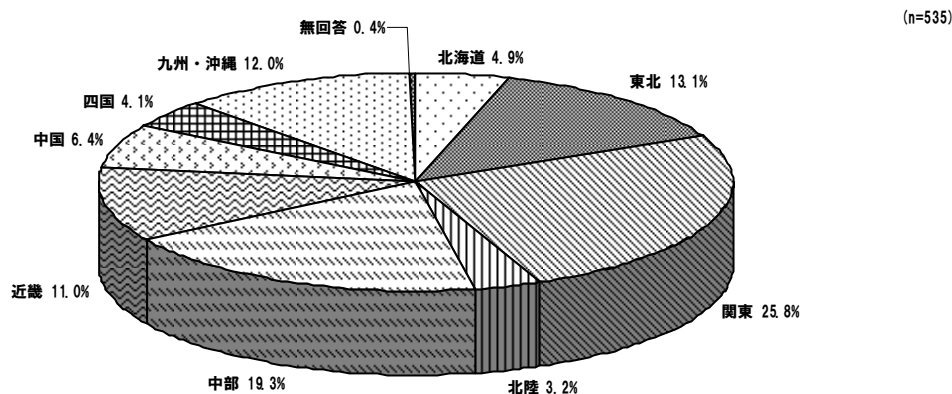
Ⅱ. アンケート調査結果

1 回答自治体の属性

(1) 地域ブロック [SA]

回答自治体の地域ブロックをみると、「関東」(25.8%)が最も多く、次いで「中部」(19.3%)、「東北」(13.1%)となっている。

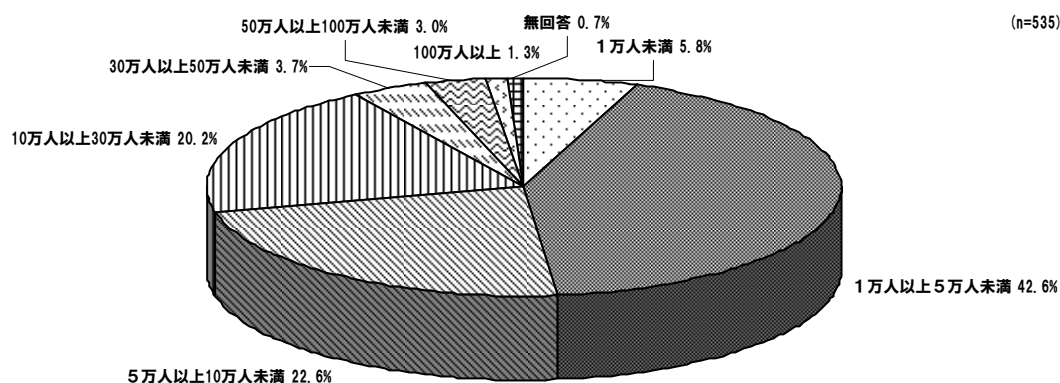
図表 5 回答自治体の地域ブロック



(2) 人口規模 [SA]

回答自治体の人口規模をみると、「1万人以上5万人未満」(42.6%)が最も多く、次いで「5万人以上10万人未満」(22.6%)、「10万人以上30万人未満」(20.2%)となっている。

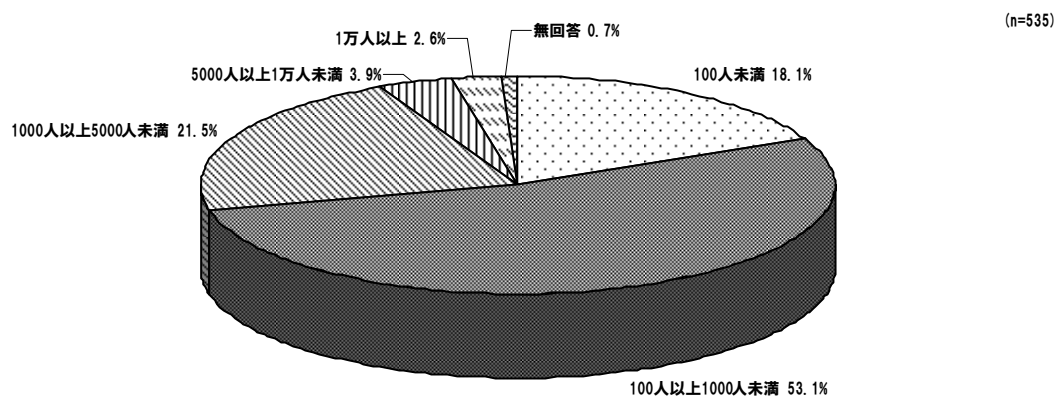
図表 6 回答自治体の人口規模



(3) 外国人住民数 [SA]

回答自治体の外国人住民数についてみると、「100 人以上 1,000 人未満」(53.1%)が最も多く、回答自治体の半数を占める。次いで「1,000 人以上 5,000 人未満」(21.5%)、「100 人未満」(18.1%)となっている。

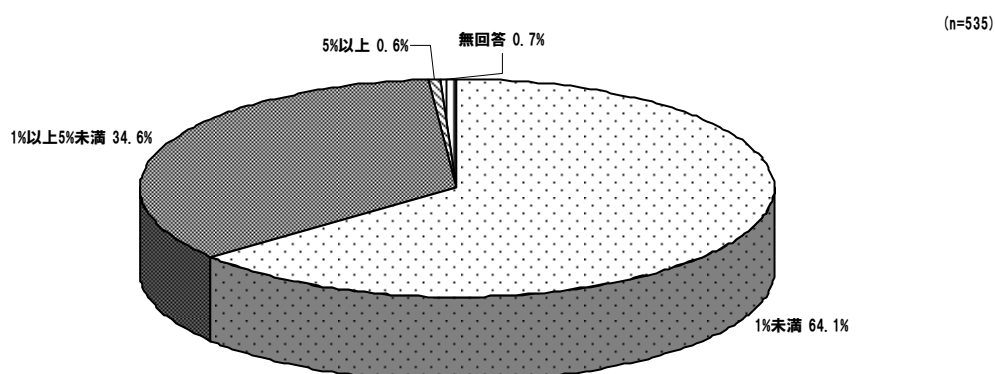
図表 7 回答自治体の外国人住民数



(4) 外国人住民比率 [SA]

回答自治体の全住民に占める外国人住民の比率についてみると、「1%未満」(64.1%)が最も多く、次いで「1%以上5%未満」(34.6%)となっており、ほとんどの自治体が5%未満となっている。

図表 8 回答自治体の外国人比率



2 自治体における外国人の動向

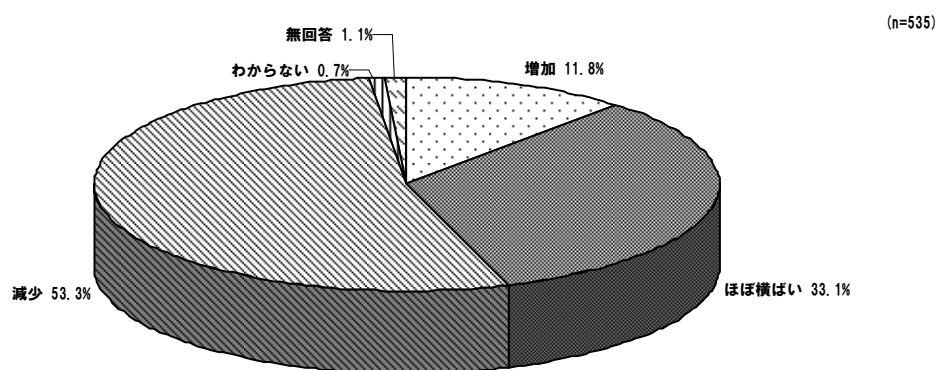
(1) 外国人住民の増減動向(3年前との比較)[SA]

【全体】外国人住民数について、3年前と比較すると「減少」(53.3%)した自治体が半数以上を占めている。次いで「ほぼ横ばい」(33.1%)、「増加」(11.8%)となっており、増加した自治体は少ない。

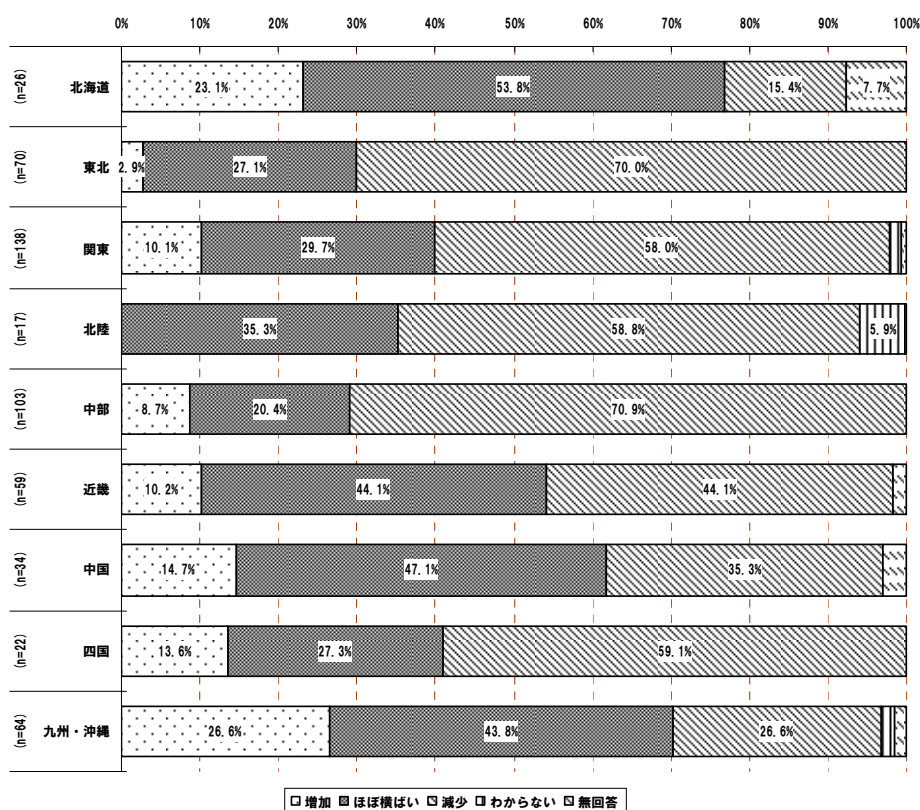
【地域ブロック別】東北及び中部では「減少」した比率が特に大きく、7割以上となっている。一方、北海道、九州・沖縄では「増加」したという比率が2割以上と、他地域と比べて大きくなっている。

【外国人比率別】外国人比率が大きいほど「減少」したという比率が大きい。

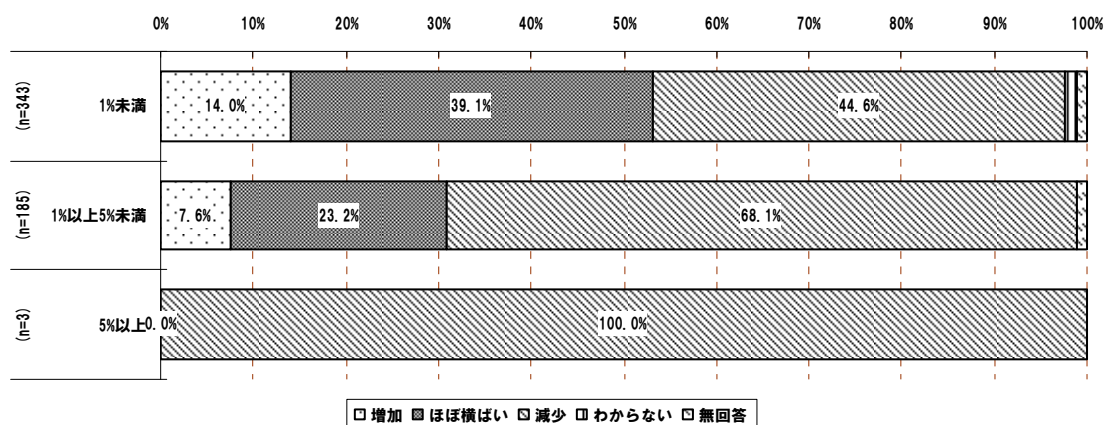
図表 9 3年前と比較した外国人住民数の変化



図表 10 3年前と比較した外国人住民数の変化(地域ブロック別)



図表 11 3年前と比較した外国人住民数の変化(外国人比率別)

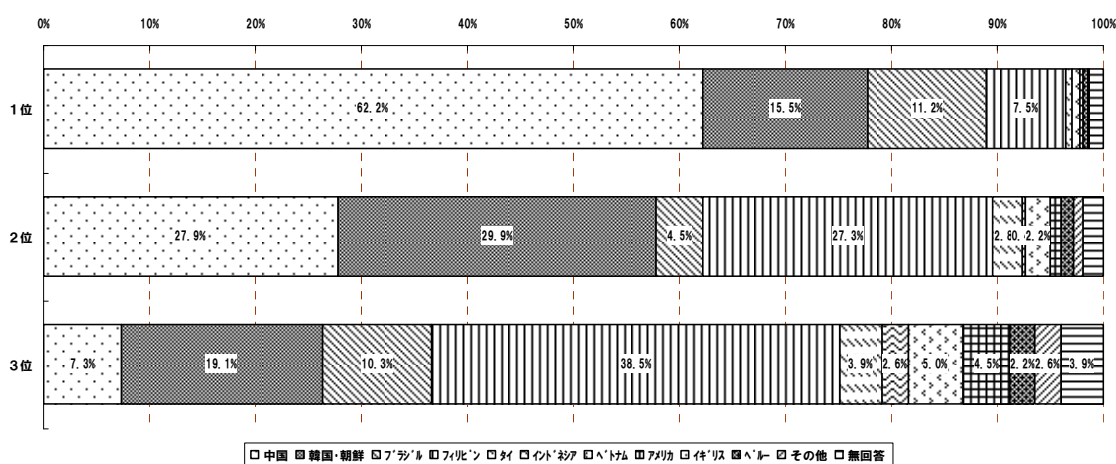


(2) 外国人住民の国籍 [SA]

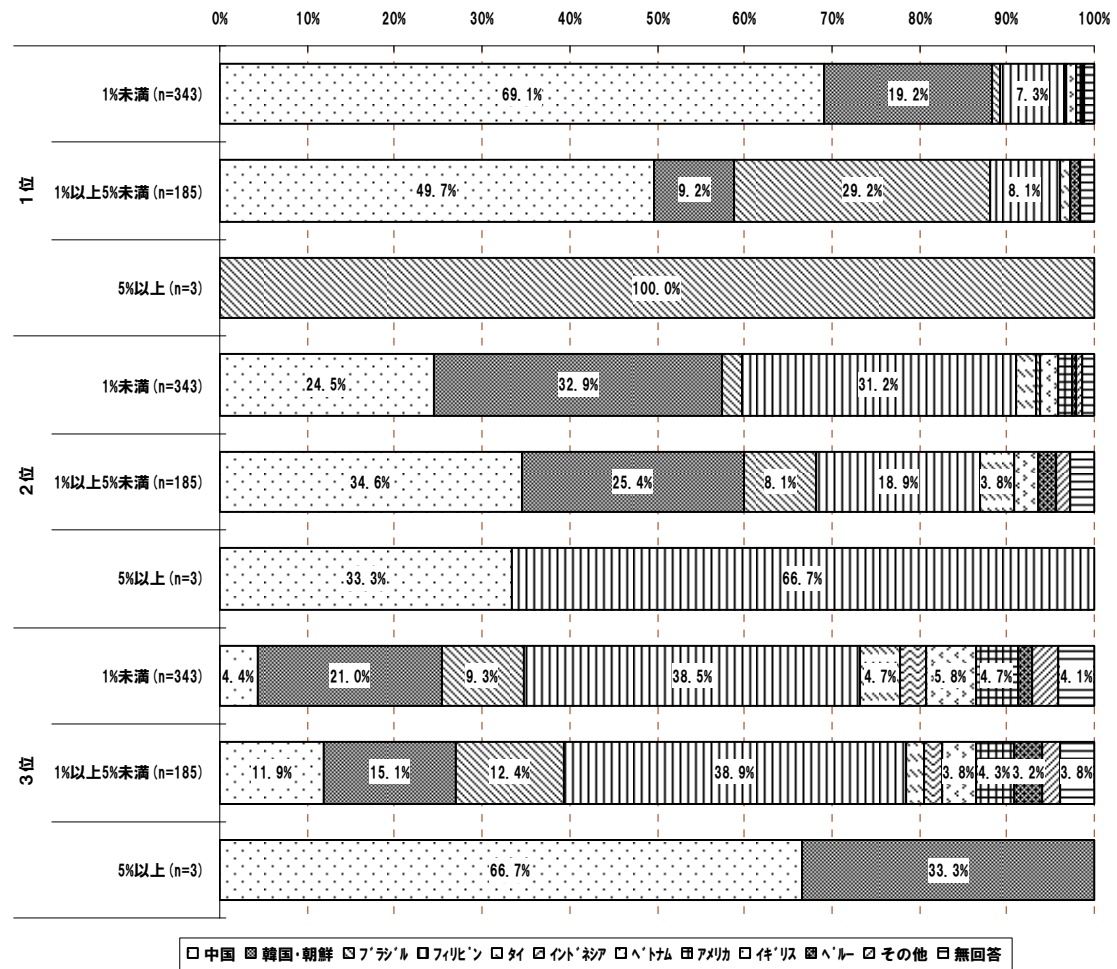
【全体】外国人住民の国籍をみると、中国が1位を占める自治体が 62.2%と最も多く、次いで韓国・朝鮮(15.5%)となっている。国籍2位においても、中国、韓国・朝鮮が多い傾向にある。また、フィリピンについては、国籍2位において 27.3%、国籍3位において 38.5%を占める。多くの自治体において、中国、韓国・朝鮮、フィリピンが上位を占める傾向にある。

【外国人比率別】外国人住民比率が小さい自治体ほど、中国籍が1位を占める傾向が強く、外国人比率が高いほど、ブラジル国籍が1位を占める傾向が強くなっている。外国人比率5%以上の自治体では、ブラジル国籍が1位を占めている(ただし、サンプルサイズが小さい点に留意する必要がある)。

図表 12 外国人住民の国籍



図表 13 外国人住民の国籍(外国人比率別)



図表 14 その他の回答(外国人住民の国籍)

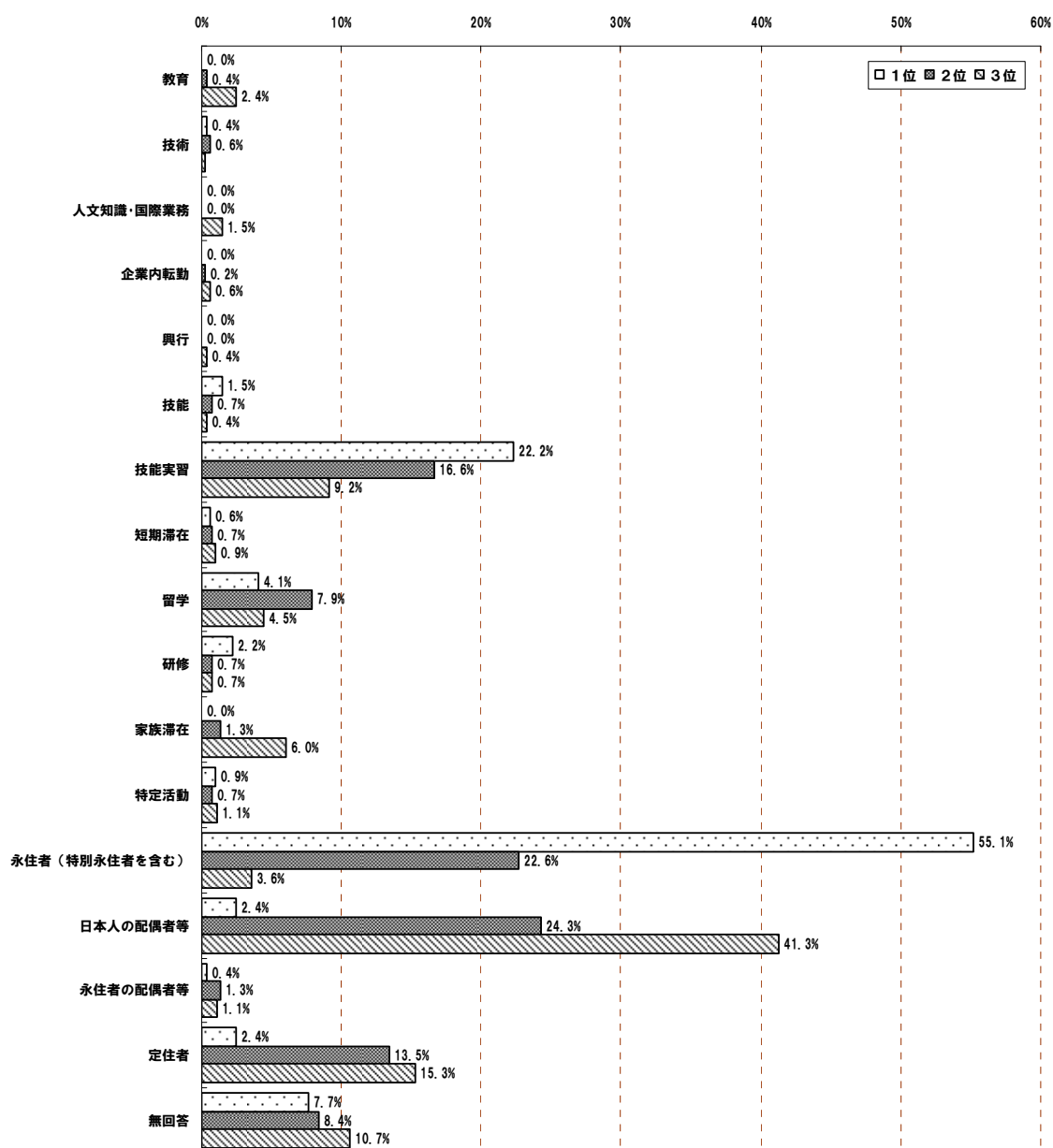
ネパール(4件)、パキスタン(3件)、ラオス(1件)、ロシア(1件)、カナダ(1件)、オーストラリア(1件)、アイルランド(1件)

(3) 外国人住民の在留資格 [SA]

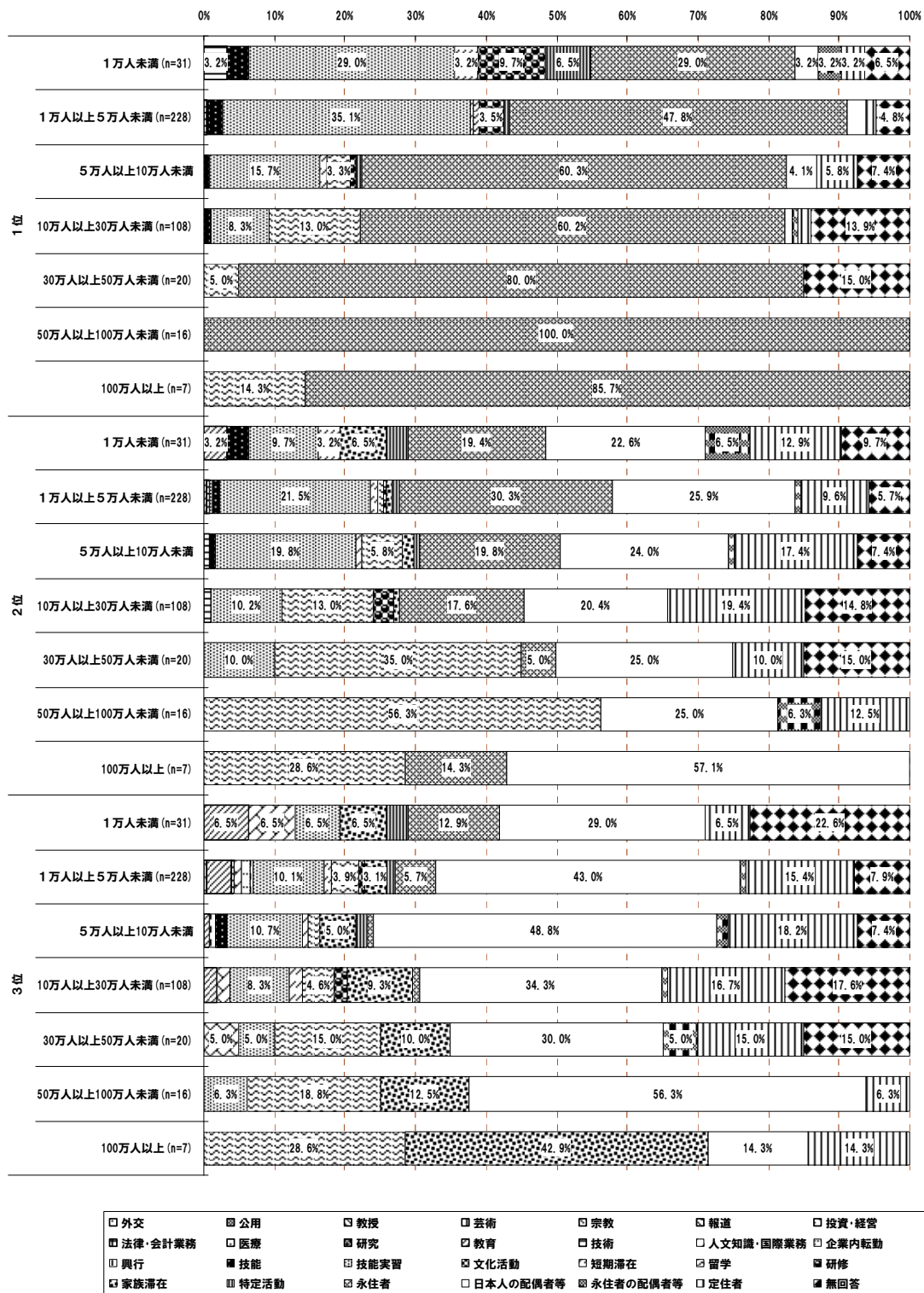
【全体】外国人住民の在留資格をみると、「永住者(特別永住者を含む)」が在留資格1位を占める割合が 55.1%と最も多く、次いで「技能実習」(22.2%)となっている。在留資格2位については、「日本人の配偶者等」(24.3%)が最も多く、次いで「永住者(特別永住者を含む)」(22.6%)、「技能実習」(16.6%)となっている。在留資格3位では、「日本人の配偶者等」(41.3%)が最も多く、次いで「定住者」(15.3%)、「技能実習」(9.2%)となっている。

【人口規模別】人口規模が 10 万人未満の自治体においては、「技能実習」が在留資格の上位を占める傾向にある。一方で、人口規模が 30 万人以上の自治体においては、「留学」が在留資格の上位を占める傾向にある。

図表 15 外国人住民の在留資格



図表 16 外国人住民の在留資格(人口規模別)

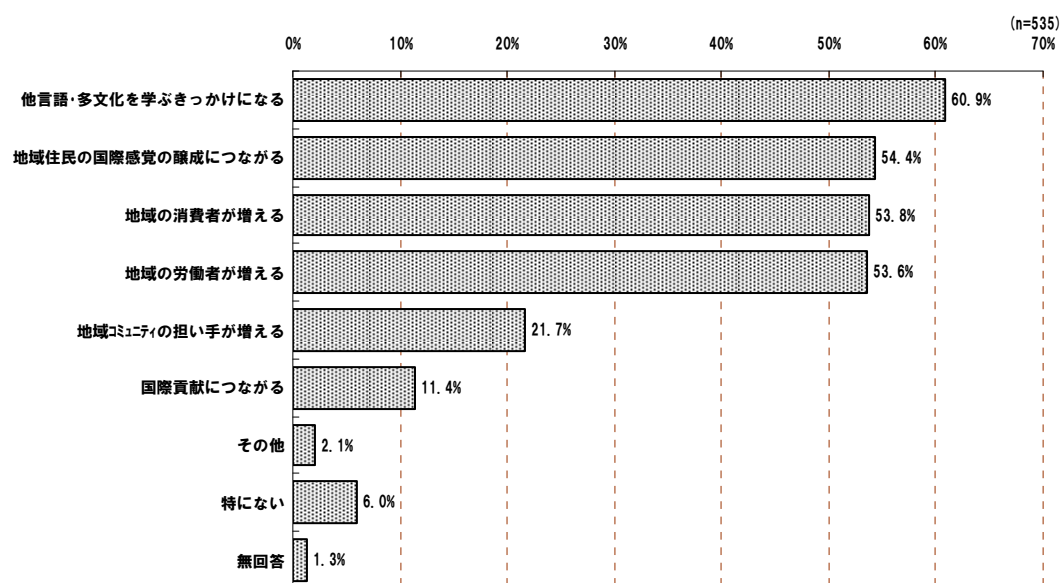


(4) 外国人住民が増えることによる効果 [MA]

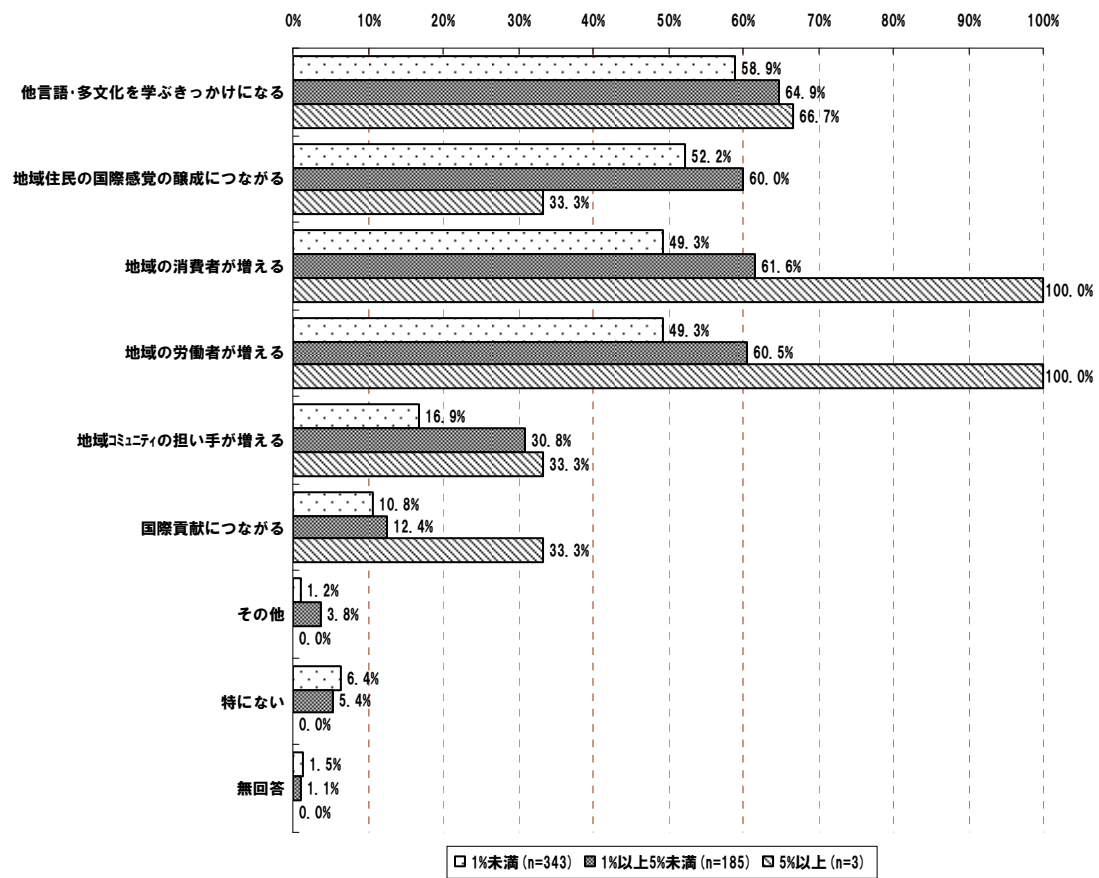
【全体】外国人住民が増えることにより、「他言語・多文化を学ぶきっかけになる」と回答した割合が60.9%と最も多く、次いで「地域住民の国際感覚の醸成につながる」(54.4%)となっている。

【外国人比率別】外国人比率が高いほど「地域の労働者が増える」と「地域の消費者が増える」と回答する傾向が高まる。特に外国人比率が5%以上の自治体においては、「地域の労働者が増える」と「地域の消費者が増える」が最も多く、他の自治体と異なる傾向にある。

図表 17 外国人住民が増えることによる効果



図表 18 外国人住民が増えることによる効果(外国人比率別)



図表 19 その他の回答(外国人住民が増えることによる効果)

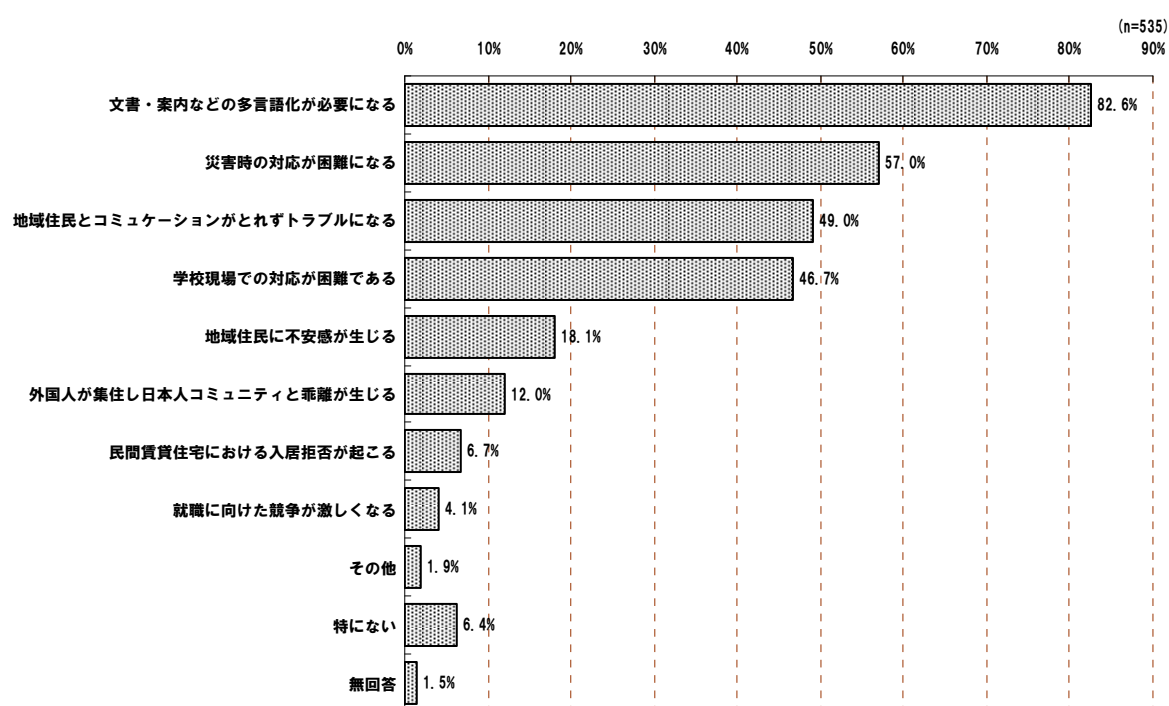
- ・人口減への対応。
- ・国際都市としてのイメージアップ。
- ・地域を見直すきっかけとなる。
- ・地域の文化水準が高まる。
- ・嫁不足の解消。

(5) 外国人住民が増えることによる課題 [MA]

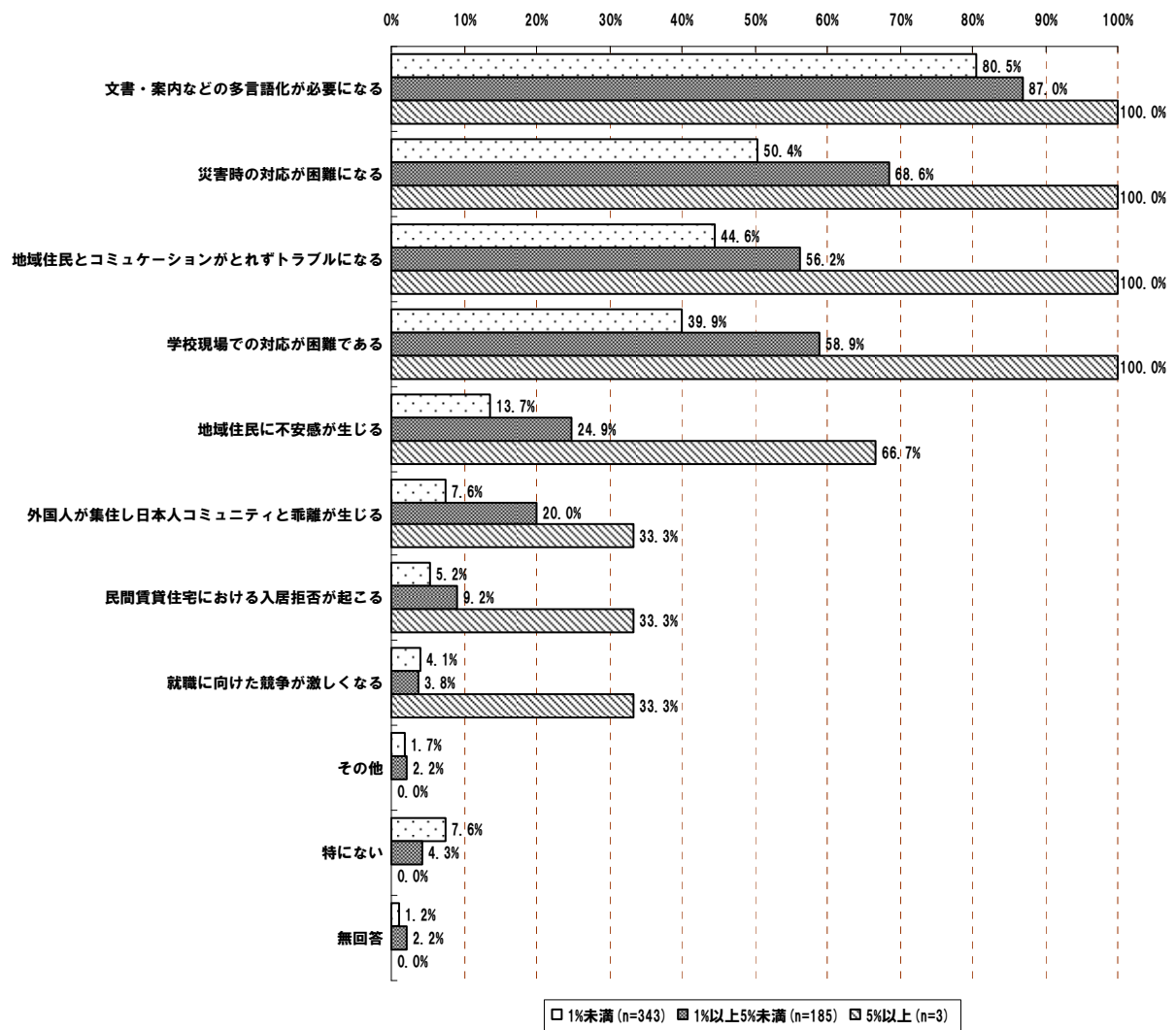
【全体】外国人住民が増えることにより、「文章・案内などの多言語化が必要になる」が 82.6%と最も多く、次いで「災害時の対応が困難になる」(57.0%)、「地域住民とコミュニケーションがとれずトラブルになる」(49.0%)となっている。

【外国人比率別】外国人比率の大きい自治体ほど、多くの項目で課題を感じる傾向にある。特に外国人比率が5%以上の自治体のすべてが「文章・案内などの多言語化が必要になる」「災害時の対応が困難になる」「地域住民とコミュニケーションがとれずトラブルになる」「学校現場での対応が困難である」ことを課題として挙げている。

図表 20 外国人住民が増えることによる課題



図表 21 外国人住民が増えることによる課題(外国人比率別)



図表 22 その他の回答(外国人住民が増えることによる課題)

- ・ 保育園、幼稚園、学校現場での対応に差が生じないように調整を要する。
- ・ 病院でサービスを受ける際の言語の問題。
- ・ 治安の悪化。
- ・ 地域内のルール理解。
- ・ 福祉分野における負担増。
- ・ ごみ捨て、自治会など、日本独自のマナーを外国人住民に理解してもらうことに時間がかかる。

3 自治体における外国人受け入れ体制

(1) 外国人住民施策に関する庁内体制【MA】

【全体】外国人住民施策に関する庁内体制をみると、「外国人施策に関する専門部署・担当を設置」している自治体は 28.2%、「特に設置していない」自治体が 61.9%となっている。

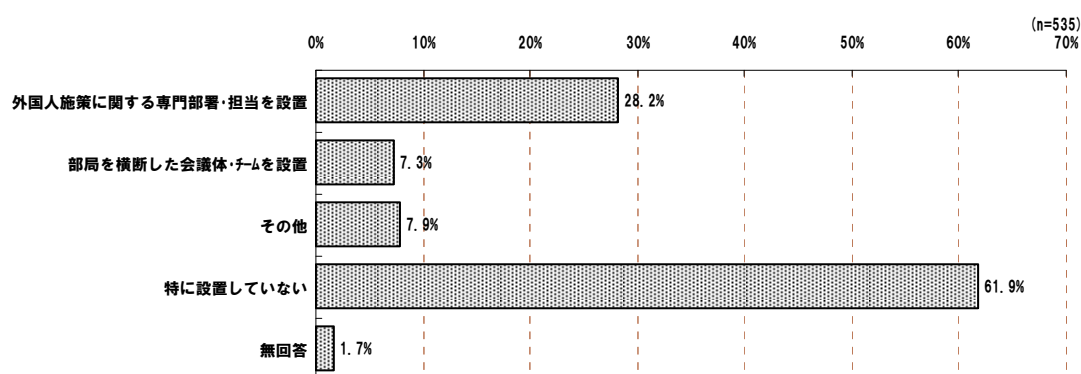
外国人施策に関する専門部署・担当として、国際課や国際交流課などの担当課を設置している場合や、多文化共生に係る課や担当、係を設置している場合がみられた。また、企画課や観光課、市民課などにおいて国際交流を所管する担当や係を設置している場合が多くみられた。このほか、国際交流等の担当や係を特設設置せず、各部局が担当する場合や、外国人住民の自立を目的とした組織を設定している自治体もあった。

部局を横断した組織として、多文化共生推進協議会や国際化推進会議などを設置している自治体のほか、会議体などの名称はないものの庁内の多様な部局が連携した体制を構築している自治体がある。連携する部局としては、市民担当部局や子どもの生活・学習を所管する部局、企画部局などが主であり、自治体によっては、都市政策部局や防災担当、労働政策担当など、多様な部局が連携している。

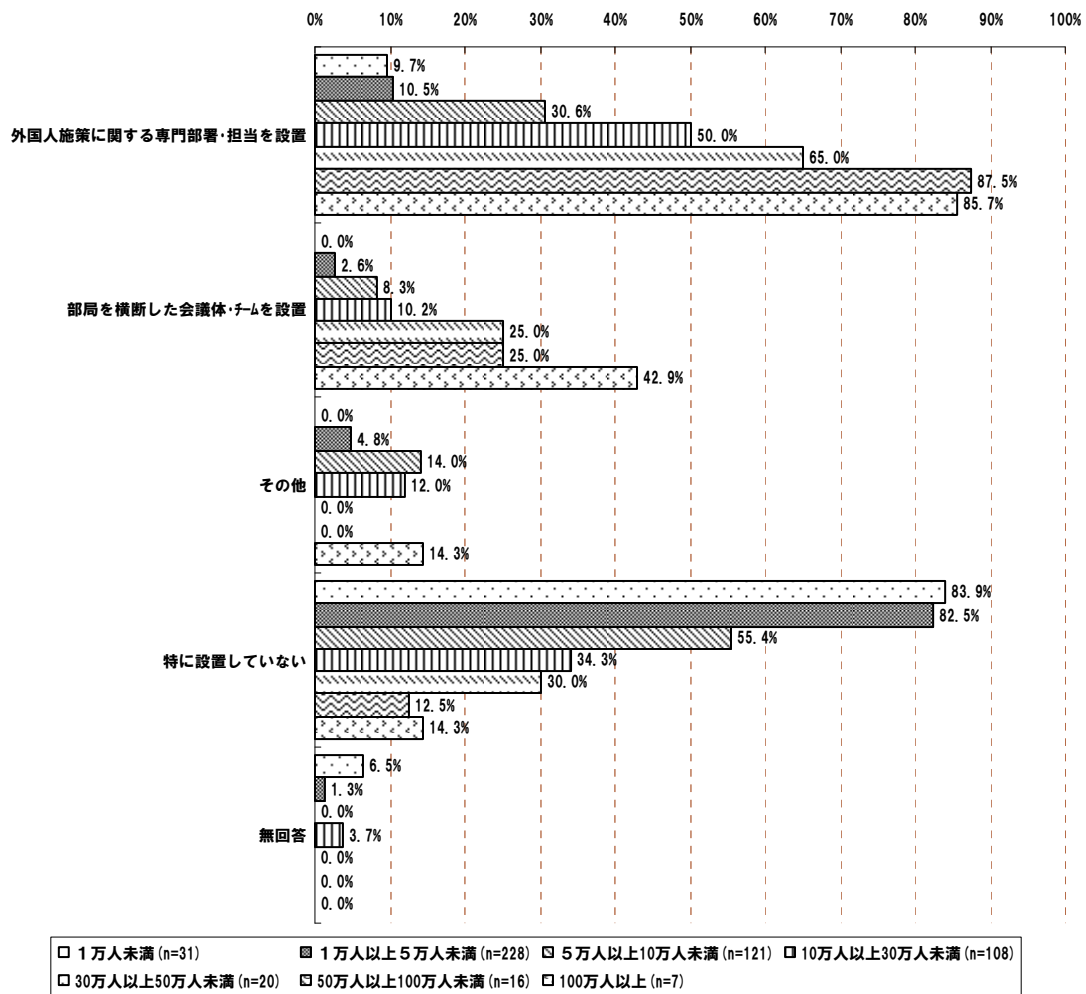
【人口規模別】10 万人以上の人口を有する自治体においては、5割以上が「外国人施策に関する専門部署・担当を設置」を設置している。一方で、人口 10 万人未満の自治体においては、5割以上が「特に設置していない」と回答している。

【外国人比率別】外国人比率が5%以上の自治体では 66.7%が「外国人施策に関する専門部署・担当を設置」及び「部局を横断した会議体・チームを設置」している。一方で、外国人比率が1%未満の自治体においては、72.0%が「特に設置していない」とのことである。

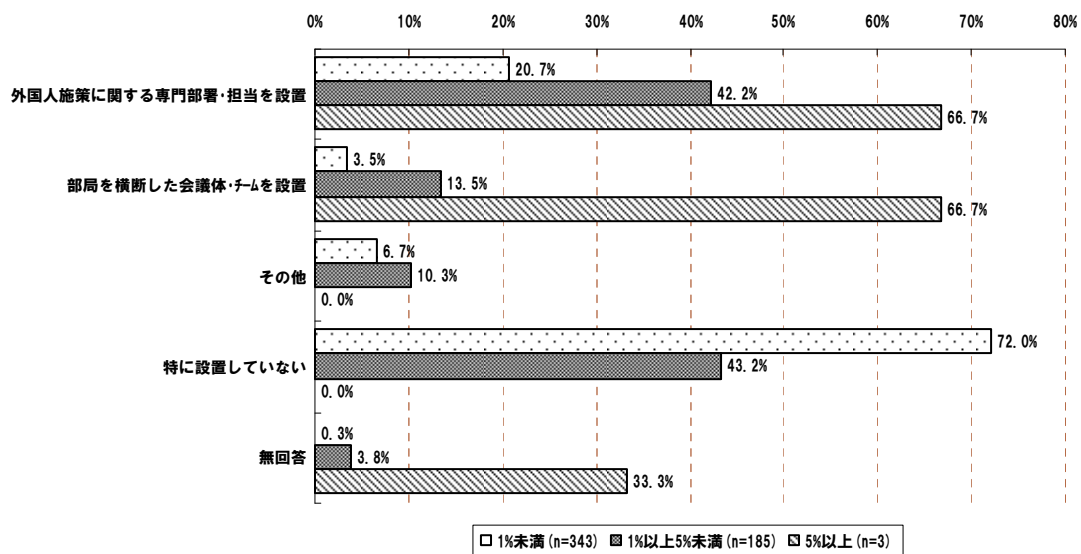
図表 23 外国人住民施策に関する庁内体制



図表 24 外国人住民施策に関する庁内体制（人口規模別）



図表 25 外国人住民施策に関する庁内体制（外国人比率別）



図表 26 外国人施策に関する専門部署・担当

■国際課・国際交流課など

市民局国際課、文化・国際交流課、政策部文化国際課

■多文化共生課・担当・係

市民協働課多文化共生担当、市民部人権多文化共生推進室、人権政策課多文化共生係

■国際交流所管担当・係・室など

観光課国際交流係、総務部総務課国際交流室、企画部企画課国際交流担当、総務課国際担当

図表 27 部局を横断した会議体及び関係部局

■会議体

- ・国際化推進会議室
- ・国際化推進会議、同幹事会、多文化共生推進部会
- ・多文化共生推進協議会
- ・行政国際化推進会議

■多様な部局による連携

- ・人権課、秘書課、政策課、都市魅力創造発信課、人事課、防災対策課、福祉課、保健企画課、しごと支援課、資源循環課、運輸課、教育委員会事務局企画管理課、学校教育課、社会教育課、中央公民館
- ・政策局国際政策課、市民局、子供青年局等
- ・生涯学習課、児童家庭課、男女共同参画・交流推進課
- ・生涯学習課、企画広報課
- ・広報課、防災危機管理課、市民課、福祉部、保健部、子ども部、ごみ対策課、商工労政課、住宅課、教委学校指導課、市民病院、消防本部

(2) 外国人住民施策に関する拠点・施設の設置状況 [SA]

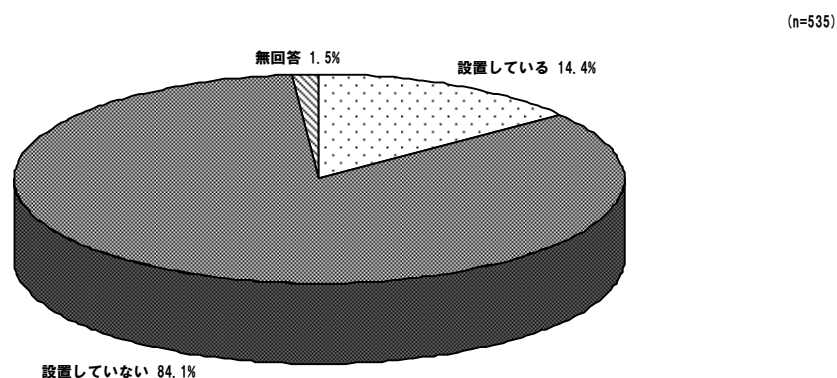
【全体】外国人住民施策に関する拠点・施設を「設置している」自治体は 14.4%、「設置していない」自治体は 84.1%である。

拠点・施設としては、交流センター・サロンが大半である。また、拠点や施設の運営は、各自治体の国際交流協会によって行われていることが多い。

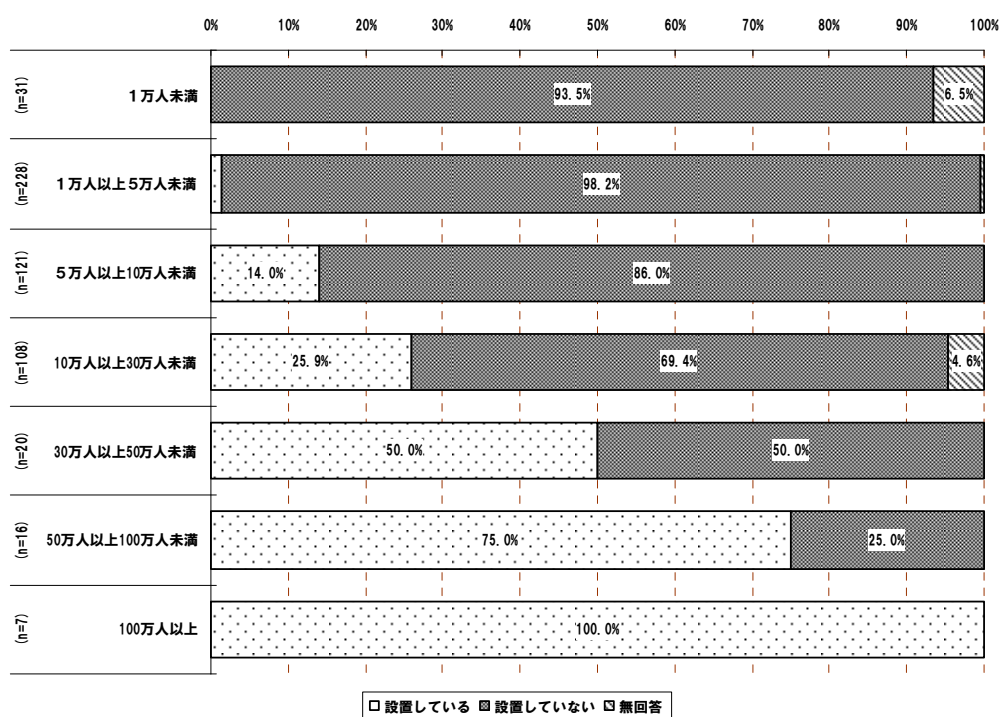
【人口規模別】人口規模が大きいほど拠点・施設を設置している傾向にある。

【外国人比率別】外国人比率が大きい自治体ほど拠点・施設を設置している比率が大きい。

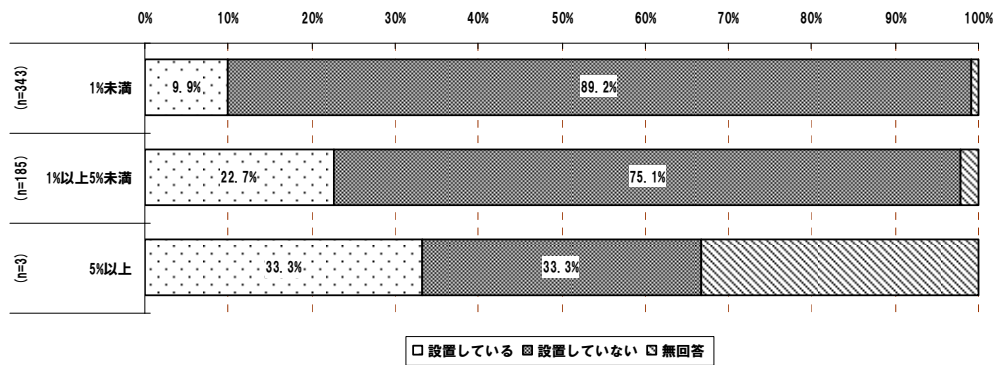
図表 28 外国人住民施策に関する拠点・施設の設置状況



図表 29 外国人住民施策に関する拠点・施設の設置状況(人口規模別)



図表 30 外国人住民施策に関する拠点・施設の設置状況(外国人比率別)



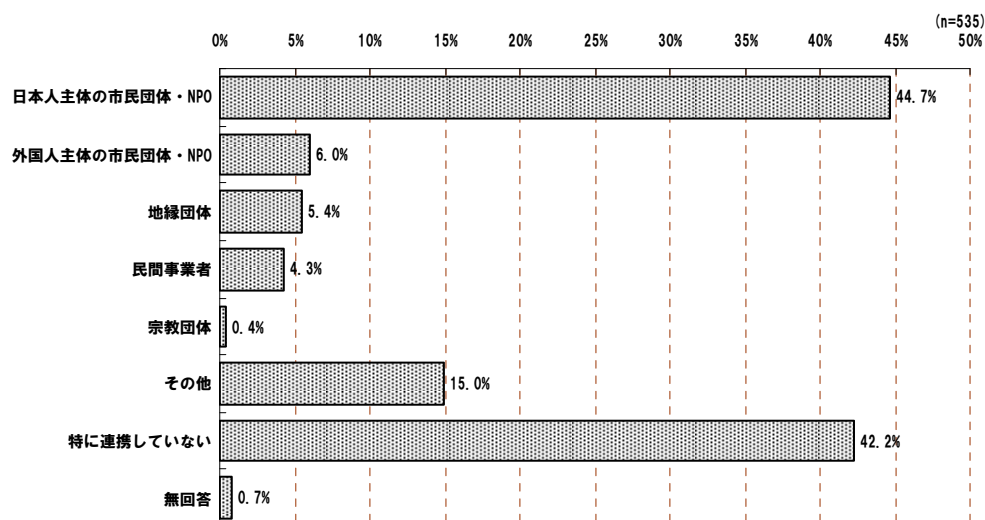
(3) 外国人住民施策に関する外部団体との連携体制 [MA]

【全体】外部団体との連携体制を持つ自治体は57.0%、特に連携していない自治体は42.2%となっている。具体的な連携先をみると、「日本人主体の市民団体・NPO」との連携体制を構築している自治体が44.7%と最も多い。一方で、「地縁団体」や「民間事業者」との連携は5%程度と少なくなっている。

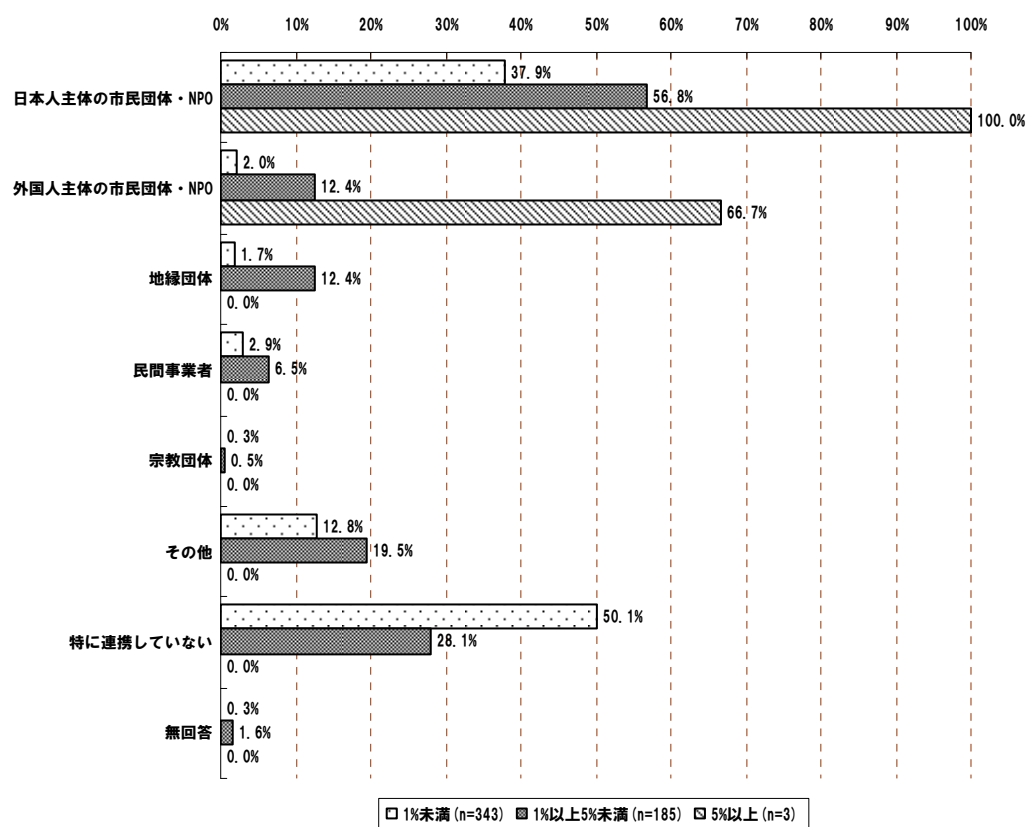
また、その他の提携先としては、国際交流協会・財団、文化交流協会・財団が最も多くみられた。このほか、都道府県や他の市区町村、大学や高校等の教育機関、商工会、農業協同組合、米軍基地、企業などの回答がみられた。

【外国人比率別】外国人比率が1%未満の自治体では、特に連携していない自治体が5割にのぼる。一方で、外国人比率が1%以上5%未満の自治体においては、56.8%が「日本人主体の市民団体・NPO」と連携している。また、外国人比率が5%以上の全自治体では、「日本人主体の市民団体・NPO」と連携しているほか、66.7%が「外国人主体の市民団体・NPO」と連携している。

図表 31 外国人住民施策に関する外部団体との連携体制



図表 32 外国人住民施策に関する外部団体との連携体制(外国人比率別)



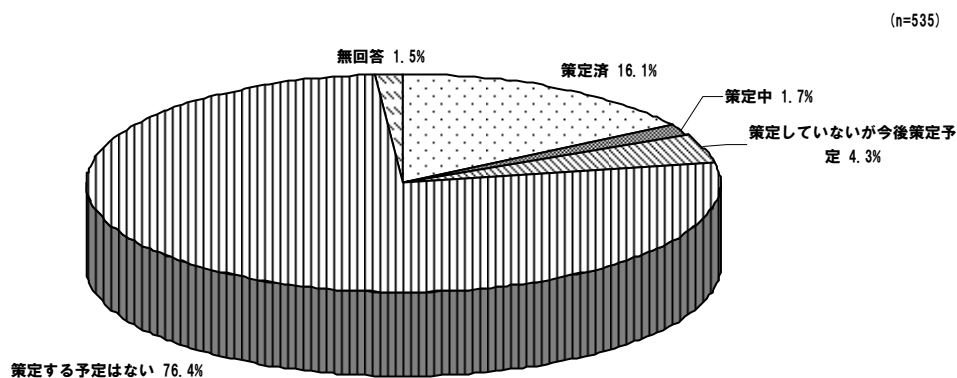
(4) 外国人住民施策に関する計画の策定状況 [SA]

【全体】外国人住民施策に関する計画を「策定済」の自治体は 16.1%、「策定する予定はない」自治体は 76.4%である。

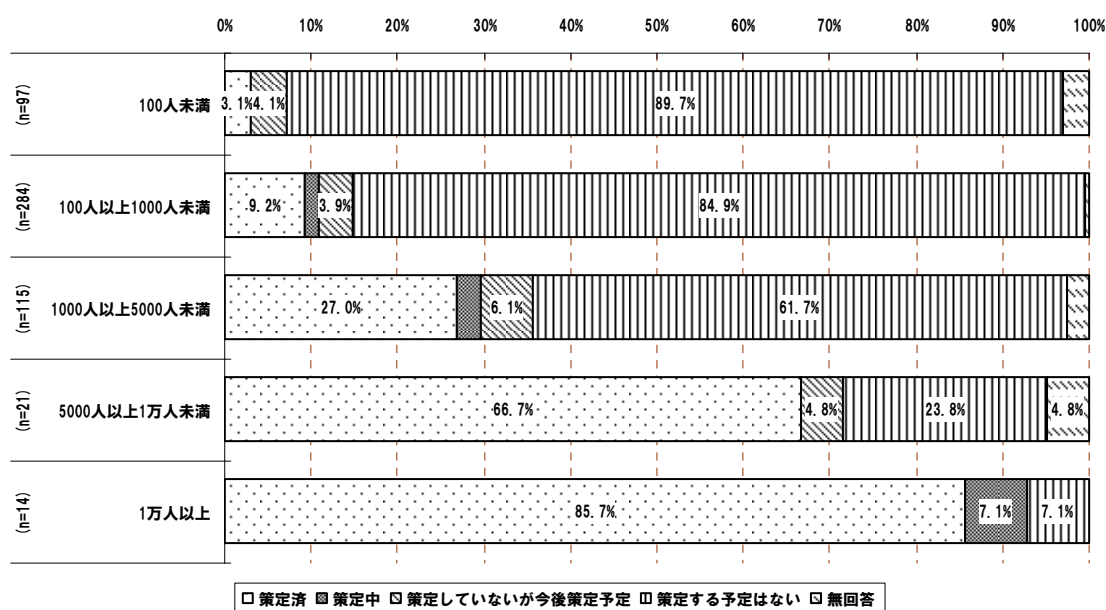
策定済の自治体(86 団体)を対象に計画期間の頻度分布をみたところ、特に計画期間を設けていない自治体が多い。また、計画期間を定めている場合には5年が 16 団体、10 年が 15 団体と拮抗している。

【外国人住民数別】外国人住民数が 1,000 人未満の自治体においては9割弱が「策定する予定はない」と回答している。一方で、外国人住民数が 5,000 人以上の自治体においては6割～8割が「策定済」と回答している。

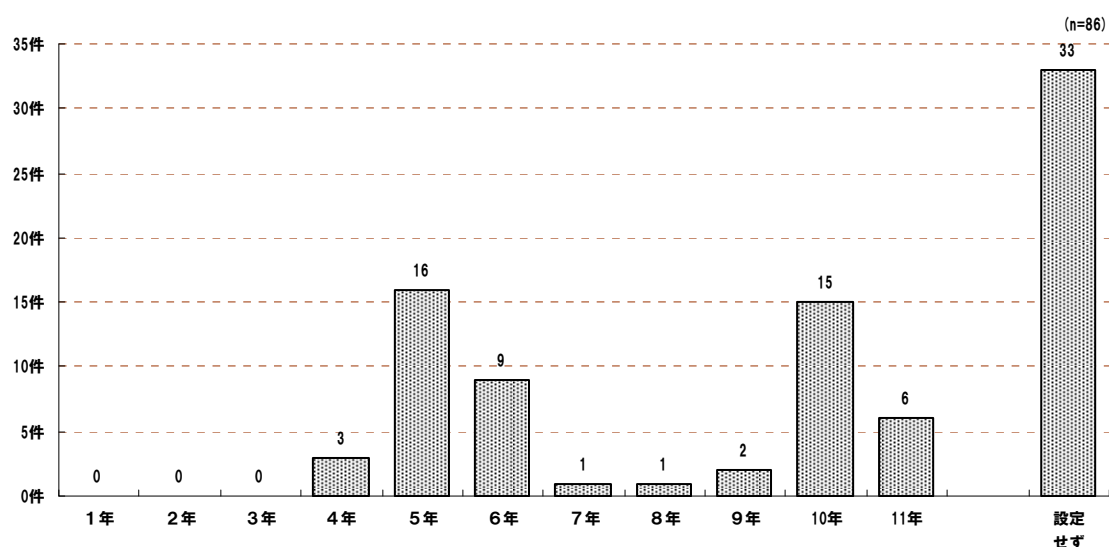
図表 33 外国人住民施策に関する計画策定状況



図表 34 外国人住民施策に関する計画策定状況(外国人住民数別)



図表 35 外国人住民施策に関する計画期間



(5) 外国人住民の受け入れ方針 [SA]

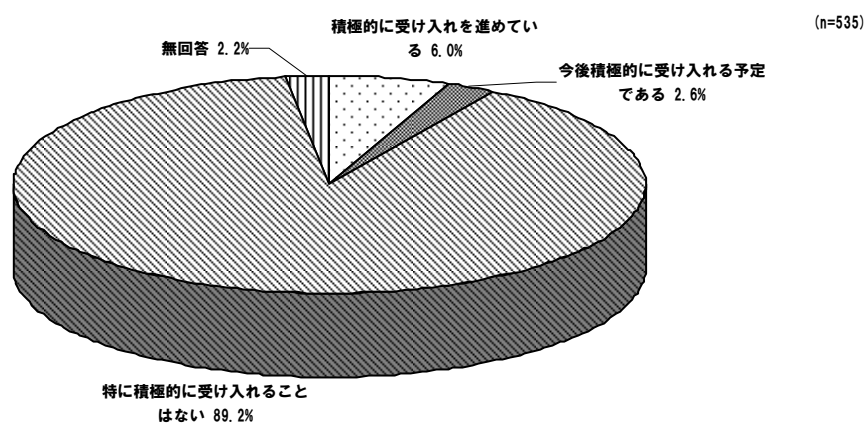
【全体】外国人住民を現在「積極的に受け入れを進めている」自治体は 6.0%であり、89.2%の自治体が「特に積極的に受け入れることはない」としている。

【地域ブロック別】中国(20.6%)、北海道(15.4%)、九州・沖縄(10.9%)の自治体が「積極的に受け入れを進めている」と回答している比率が他地域と比べて大きくなっている。

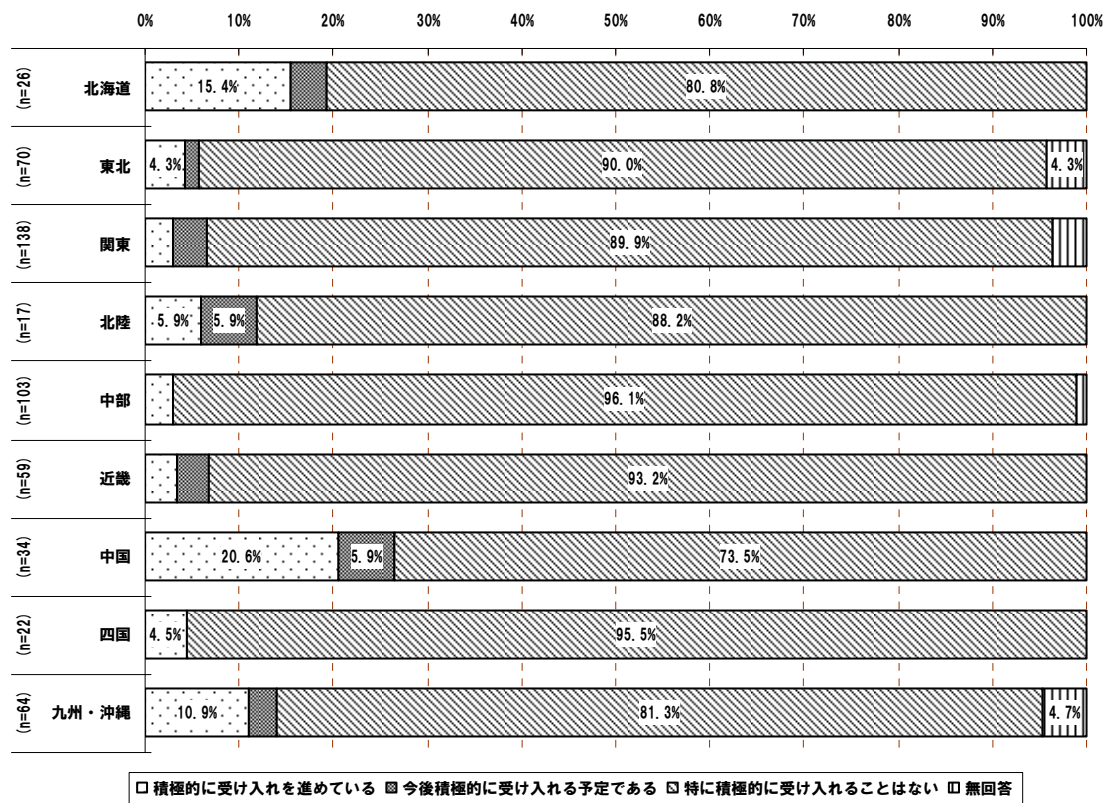
【人口規模別】人口規模の大きな自治体ほど「積極的に受け入れを進めている」という傾向がある。一方、30 万人以上 50 万人未満の自治体では「今後積極的に受け入れる予定である」比率が比較的大きい。

【外国人比率別】外国人比率1%以上5%未満の自治体において、「積極的に受け入れを進めている」(8.6%)の比率が比較的大きい。

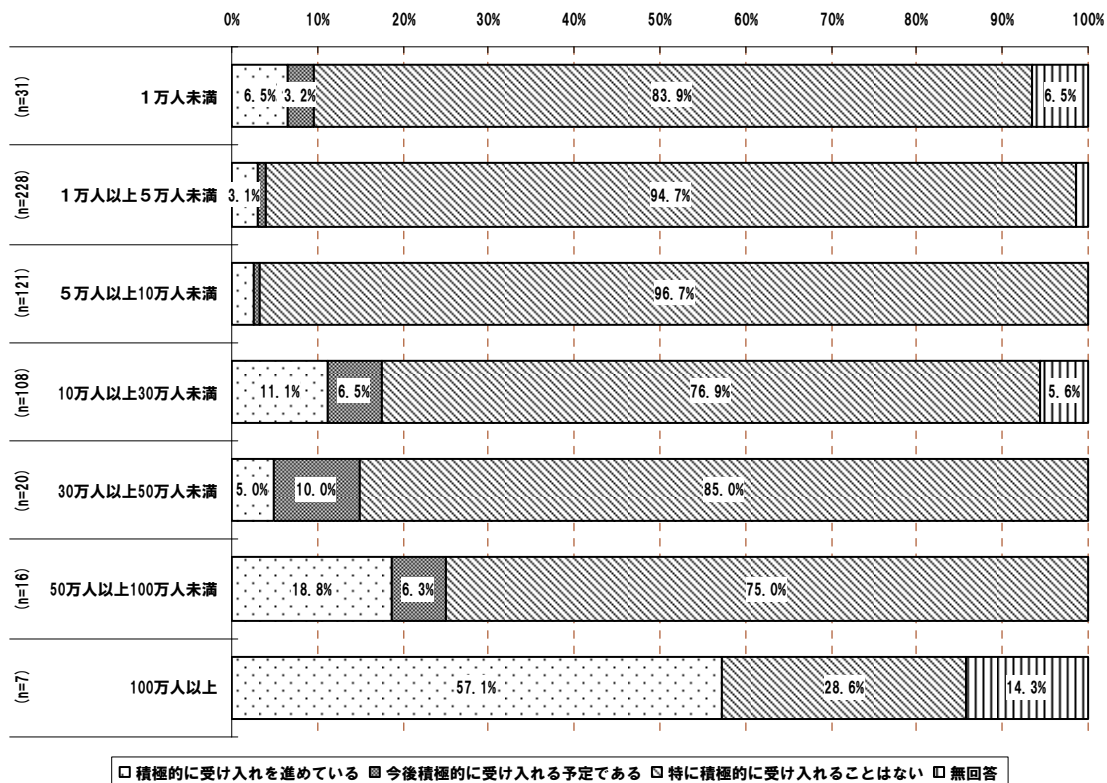
図表 36 外国人住民の受け入れ方針



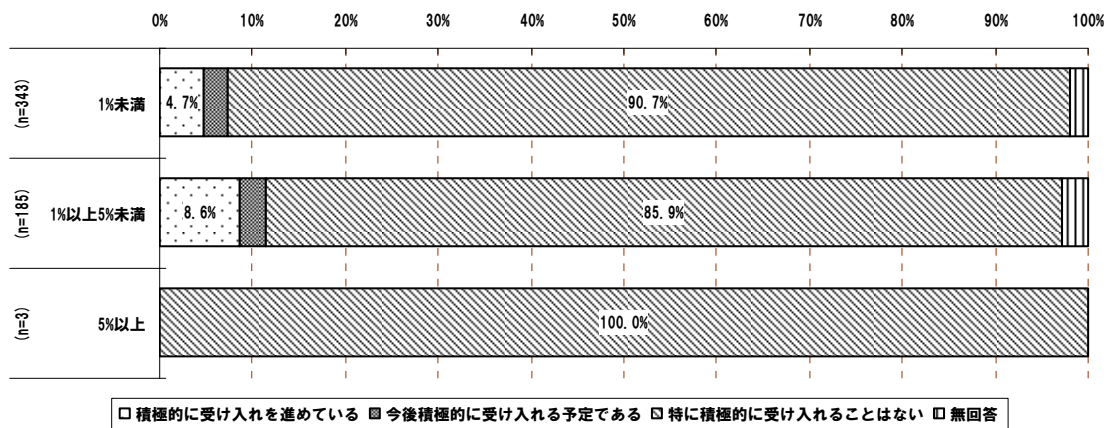
図表 37 外国人住民の受け入れ方針(地域ブロック別)



図表 38 外国人住民の受け入れ方針(人口規模別)



図表 39 外国人住民の受け入れ方針(外国人比率別)



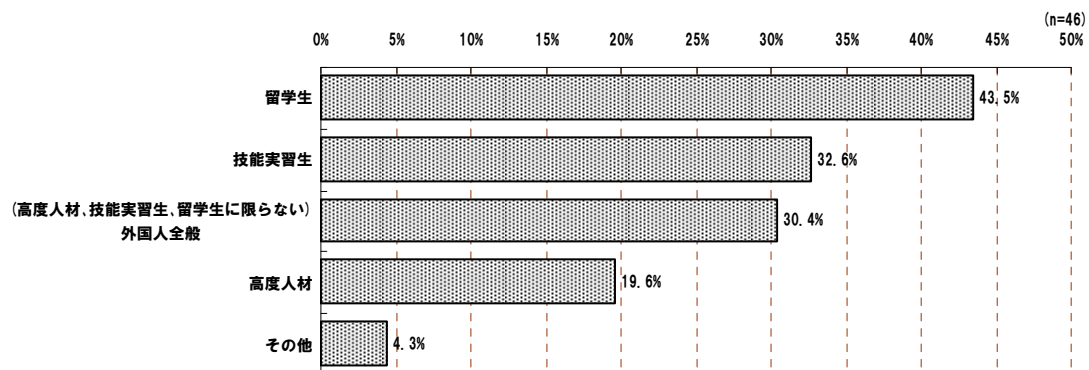
(6) 想定している主な受け入れ対象 [MA]

【全体】想定している主な受け入れ対象として、「留学生」(43.5%)が最も多く、次いで「技能実習生」(32.6%)、「(留学生、技能実習生、高度人材に限らない)外国人全般」(30.4%)となっている。その他として、姉妹都市からの派遣や国際交流員等の回答があった。

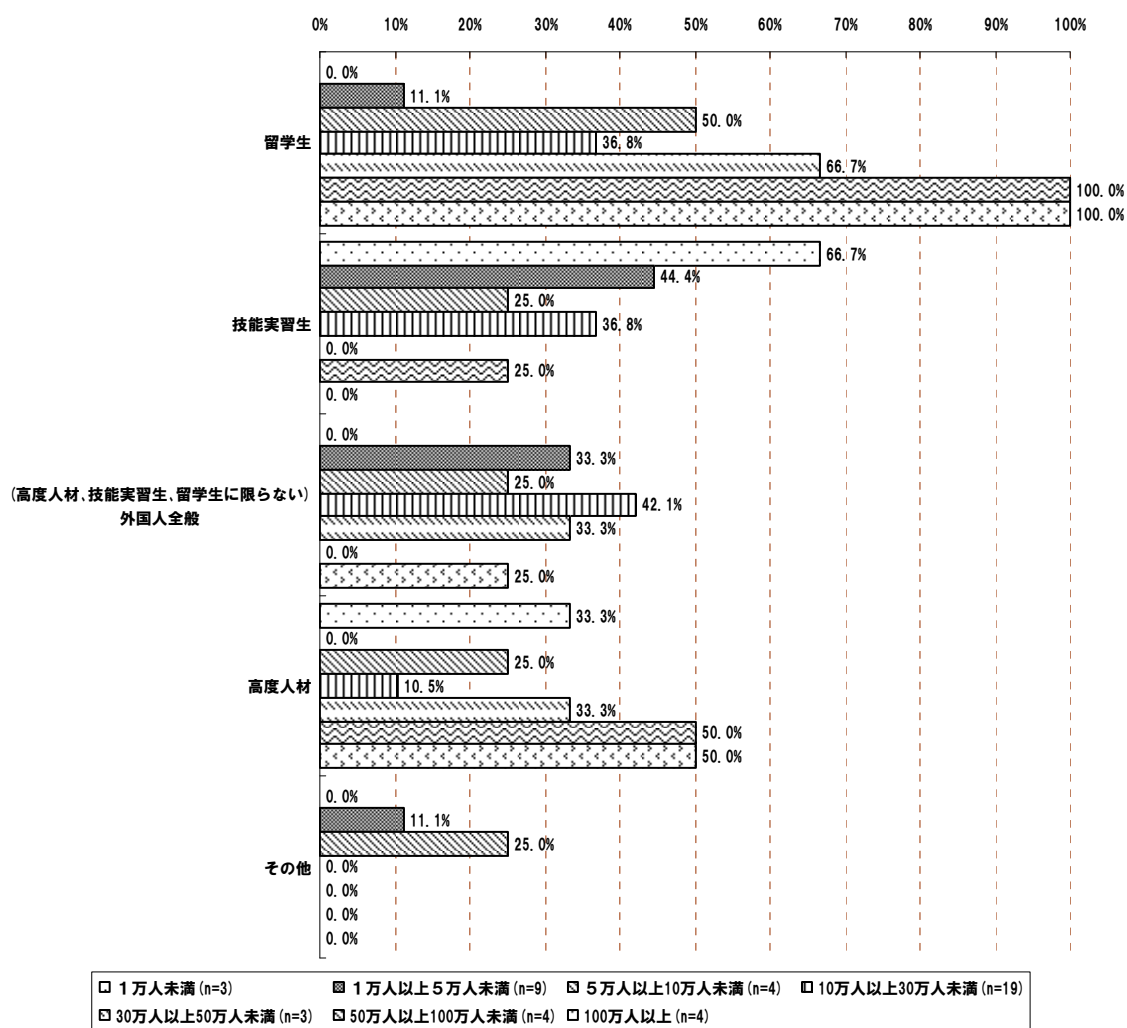
【人口規模別】50 万人以上の全自治体においては、留学生の受け入れを想定しており、また高度人材の受け入れに対する需要も 50 万人以下の自治体に比べて高い傾向にある。一方、人口規模が小さな自治体においては、技能実習生の受け入れを想定している比率が大きい。

【外国人比率別】外国人比率が1%以上5%未満の自治体では、「外国人全般」(38.1%)の比率が最も大きく、受け入れ対象を限定していないところが多いことがわかる。

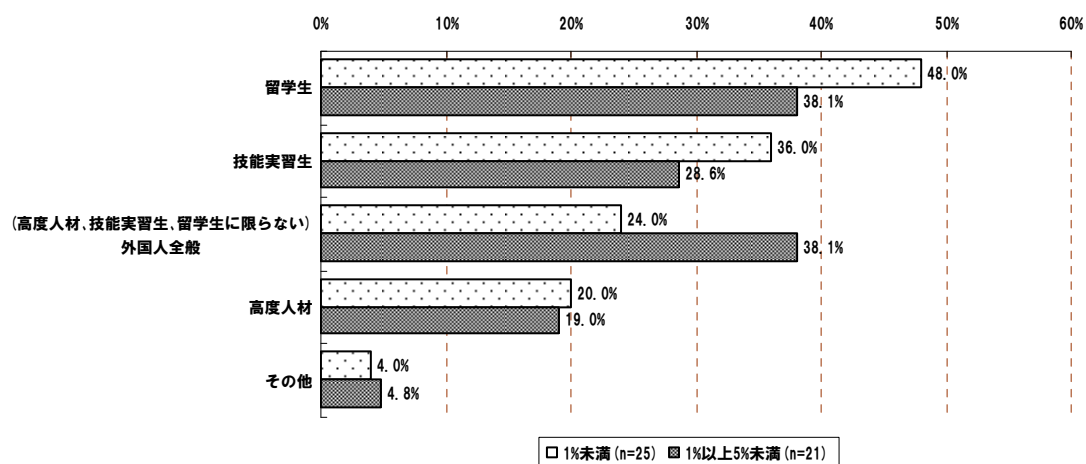
図表 40 想定する受け入れ対象



図表 41 想定する受け入れ対象(人口規模別)



図表 42 想定する受け入れ対象(外国人比率別)



(7) 受け入れ理由・目的 [FA]

地域の国際化の推進や日本人住民の多文化共生に対する理解の醸成を目的として、外国人住民の受け入れを進めるとの回答があった。また、技能実習生を中心に地域における労働力として期待し、外国人住民の受け入れを進める自治体や、大学が立地する自治体においては留学生や研究者の受け入れを進めているとの回答があった。このほか、高齢化や人口減少が進む自治体では、交流人口の拡大や定住者の増加の役割を外国人住民に期待する回答がみられた。

図表 43 受け入れを進める理由・目的

■地域の国際化推進

- ・姉妹都市交流を通じて地域としての国際性を養いながら、国際化に対応できる青少年の健全育成に寄与するものと考えているため。
- ・市民同士の相互理解と信頼を増進し、国際交流の新たな担い手となる人材を育成することなどを目的としている。また、大学等においても留学生の受け入れが積極的に行われており、本市が外国人にとっても住みやすいまちであること並びに国際都市であることを世界にアピールしたいと考えている。
- ・姉妹都市交流の推進や経済交流の促進、多文化共生社会の構築のため。
- ・国際化を進める現代の状況において、積極的な取り組みの一つであるため。
- ・経済交流・国際交流の推進のため、民間企業が行う技能実習生の受け入れを支援している。
- ・国際都市として発展していくためには、留学生が多文化共生の担い手として活躍することが必要と考えるため。
- ・外国人を受け入れることは、地域の活性化、住民の異文化理解につながる。これからの多文化共生社会においては避けて通ることができないため。
- ・技能実習生については、JICA 受託事業の取り組みにより、本市の国際協力・国際貢献を推進している。留学生については、大学の経営方針であり、本市としても修学支援金制度を設置し、留学生をサポートしている。総じて、市民の国際感覚や多文化共生意識の醸成、国際貢献などの見地から取り組んでいる。
- ・地域の労働者、消費者の増加、また住民の国際感覚の醸成につながるため。
- ・市のプロモーションのため。

■産業の担い手・労働力の確保

- ・労働者の必要性から。
- ・外国人技能実習生の確保のため。
- ・農業が基幹産業であり、農協が主体となり海外(中国)からの農業研修生を受け入れているため。
- ・農業の担い手が足りないため。
- ・外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、日本の産業・職業上の技術・技能・知識をより実践的に習熟する機会を提供することで、諸外国への技術・技能の移転と経済発展を担う人材育成を目的とする。

■留学生・研究者の集積

- ・国際学術研究都市を目指しているため。
- ・世界中から留学生や研究者が多数集まり、共に暮らすまちづくりを推進するため、市内の留学生数を2017年度までに1万人に倍増させることを目指している。
- ・本市は各大学・機関と連携したまちづくりに取り組んでおり、その中で、本市に所在する大学が文部

科学省留学生交流拠点整備事業の採択を受け、留学生が魅力を感じ、本市に住みたい、働きたいと思わせる地域ぐるみの交流事業を推進していることから、本市も留学生支援の充実に努めていくものとしている。

- ・「科学・科学研究」「教育」「環境」などをまちの魅力として、これからが成長できるための国際化を推進していくために、外国人研究者や留学生を受け入れる体制が必要である。
- ・アジアの活力を取り込み、アジアとともに成長する都市となるため、企業や留学生を誘致し、日本と世界をつなぐ人材の集積と交流の拠点をめざしているため。
- ・地元大学の学生確保と域内経済の活性化のため。

■人口減少・地域の担い手の減少への対応

- ・外国人に限らず、住民が増えることに税収が上がり、地域が活性化するため。
- ・市外からの移住者の定住促進をしているため。
- ・将来的には人口減少が予測される中で、外国人も地域づくりの担い手として日本人とともに地域を支える人材となっていくことが必要と考えるため。
- ・地域の消費者やコミュニティの担い手が増えることにより、地域の活性化を図ることができるため。
- ・人口減少による地域の商工業、農業、医療福祉の現場は深刻な人手不足となることが予想される。また、地域の様々な活動も停滞することも予測される。例えば、それが消防団の活動が停滞するということであれば、住民の生命と財産が危機にさらされる重大な問題となる。このような理由から市は外国籍住民の定住政策を推進し、日本人にも住みやすいまちを目指している。
- ・地域の消費者が増える、地域コミュニティの担い手が増える、地域住民の国際感覚の醸成につながる、他言語・多文化を学ぶきっかけになる、国際貢献につながる。
- ・交流人口、定住人口の増加を図り、国際都市化を実現するため。
- ・地域住民との交流が生まれることで、地域の国際化が進むこと。将来的に観光や学術研究などの分野で交流人口増加につながることを期待できること。日本人学生にとっても教育機関の魅力が向上し、地域の活性化につながること。
- ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などのマイナスの社会的要因がある中で、外国人の持つ能力の活用や国際交流を通じた新たな地域活力の創出を図るため。
- ・少子高齢化、山地・市街地過疎化、税収減少を防ぐため。外国人を積極的に受け入れることで、地域の活性化や税収を増加させることができると考えられるため。

(注) 自治体が特定される可能性のある回答については一部回答内容を修正している(以下同様)。

(8) 外国人住民施策の取り組み内容 [MA]

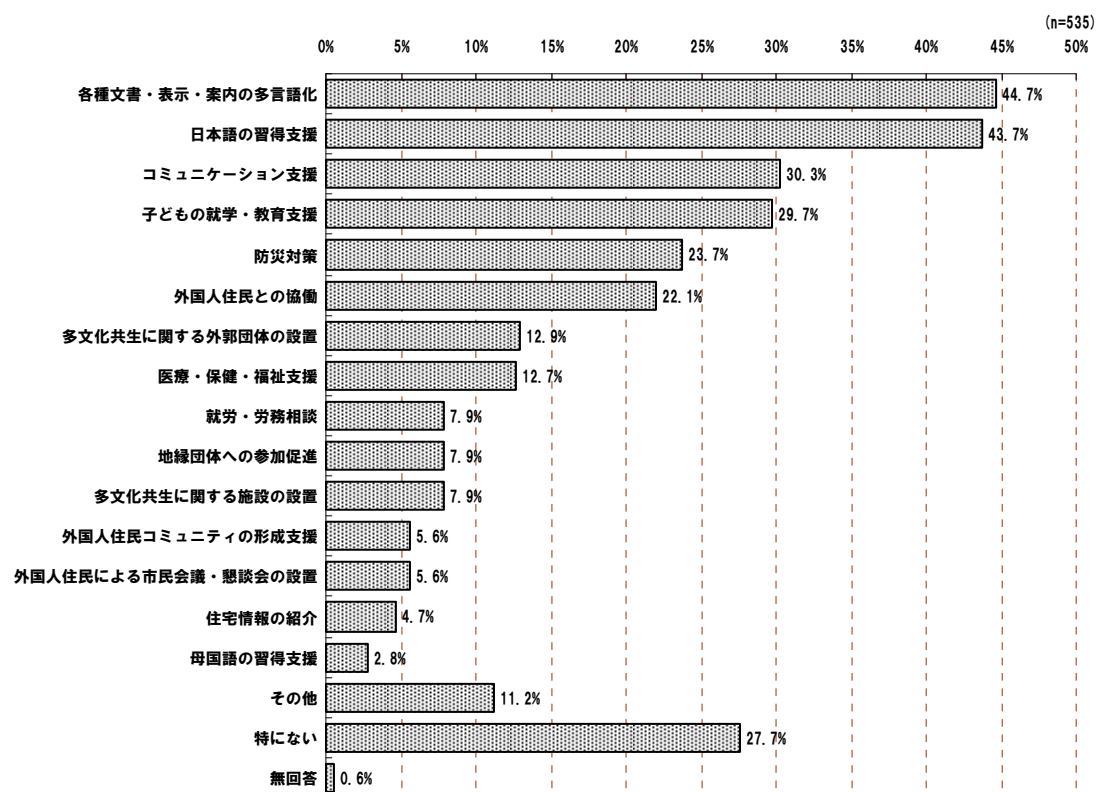
【全体】施策の取り組み内容についてみると、「各種文書・表示・案内の多言語化」が 44.7%と最も多く、次いで「日本語の習得支援」が 43.7%となっている。その他の取り組みとしては、ホームページの多言語化や外国人住民向けの生活関連情報資料の作成や多言語化、行政資料などの多言語化に取り組んでいるとの回答があった。また、外国人住民向けの相談の実施や外国人支援等に取り組む外郭団体の支援、留学生に特化した支援、子育て支援等の回答があった。

【地域ブロック別】中部においては、「子どもの就学・教育支援」が 44.7%と他の地域に比べて高い傾向にある。九州・沖縄においては、取り組んでいる施策は「特になし」と回答している自治体が 51.6%と最も多くなっている。

【人口規模別】人口規模が5万人未満の自治体においては4割以上が特段施策を行っていない。また、人口規模が小さい自治体においては、「各種文章・表示・案内の多言語化」に取り組むよりも、外国人住民に「日本語の習得支援」をすることで対応するという方針がうかがえる。一方、人口規模が大きい自治体においては、防災対策や外国人住民との協働に取り組む割合が高い傾向にある。

【外国人比率別】外国人比率が1%未満の自治体においては、33.8%が施策に取り組んでいないと回答している。外国人比率が1%以上の自治体においては、防災対策に取り組む割合が高い傾向にある。

図表 44 外国人住民施策の取り組み内容



図表 45 外国人住民施策の取り組み内容(地域ブロック別)

	各種文書・表示・案内の多言語化	コミュニケーション支援	日本語の習得支援	母国語の習得支援	子どもの就学・教育支援	就労・労務相談	地域団体への参加促進	外国人住民コミュニティの形成支援	外国人住民との協働	外国人住民による市民会議・懇談会の設置	防災対策	医療・保健・福祉支援	住宅情報の紹介	多文化共生に関する施設の設置	多文化共生に関する外郭団体の設置	その他	特になし	無回答
北海道 (n=26)	6	1	3	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	1	2	4	17	0
東北 (n=70)	23.1%	3.8%	11.5%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	7.7%	15.4%	65.4%	0.0%
関東 (n=138)	19	13	30	0	16	3	0	4	9	6	5	1	5	9	7	25	1	1
北陸 (n=17)	27.1%	18.6%	42.9%	0.0%	22.9%	4.3%	0.0%	5.7%	12.9%	1.4%	8.6%	7.1%	1.4%	7.1%	12.9%	10.0%	35.7%	1.4%
中部 (n=103)	19	13	30	0	16	3	0	4	9	6	5	1	5	9	7	25	1	1
近畿 (n=59)	57.2%	32.6%	44.2%	1.4%	37.7%	6.5%	8.7%	2.9%	27.5%	7.2%	26.8%	10.1%	4.3%	11.6%	13.0%	13.8%	21.0%	0.0%
中国 (n=34)	9	6	9	1	4	1	2	3	8	0	4	3	1	1	3	2	2	0
四国 (n=22)	52.9%	35.3%	52.9%	5.9%	23.5%	5.9%	11.8%	17.6%	47.1%	0.0%	23.5%	17.6%	5.9%	5.9%	17.6%	11.8%	11.8%	0.0%
九州 (n=64)	65	44	48	4	46	16	14	10	25	13	40	23	10	9	17	7	13	1
	63.1%	42.7%	46.6%	3.9%	44.7%	15.5%	13.6%	9.7%	24.3%	12.6%	38.8%	22.3%	9.7%	8.7%	16.5%	6.8%	12.6%	1.0%
	27	22	35	4	19	6	4	4	15	2	19	11	3	5	11	6	12	0
	45.8%	37.3%	59.3%	6.8%	32.2%	10.2%	6.8%	6.8%	25.4%	3.4%	32.2%	18.6%	5.1%	8.5%	18.6%	10.2%	20.3%	0.0%
	14	14	19	1	8	4	2	2	10	1	7	5	2	3	3	6	8	0
	41.2%	41.2%	55.9%	2.9%	23.5%	11.8%	5.9%	5.9%	29.4%	2.9%	20.6%	14.7%	5.9%	8.8%	8.8%	17.6%	23.5%	0.0%
	6	8	9	0	3	1	3	0	1	0	3	1	0	0	1	2	7	0
	27.3%	36.4%	40.9%	0.0%	13.6%	4.5%	13.6%	0.0%	4.5%	0.0%	13.6%	4.5%	0.0%	0.0%	4.5%	9.1%	31.8%	0.0%
	14	9	20	3	10	2	5	3	9	3	11	6	2	2	5	7	33	1
	21.9%	14.1%	31.3%	4.7%	15.6%	3.1%	7.8%	4.7%	14.1%	4.7%	17.2%	9.4%	3.1%	3.1%	7.8%	10.9%	51.6%	1.6%

(注)回答割合が50%以上の項目について網掛けをしている(以下同様)。

図表 46 外国人住民施策の取り組み内容(人口規模別)

	各種文書・表示・案内の多言語化	コミュニケーション支援	日本語の習得支援	母国語の習得支援	子どもの就学・教育支援	就労・労務相談	地域団体への参加促進	外国人住民コミュニティの形成支援	外国人住民との協働	外国人住民による市民会議・懇談会の設置	防災対策	医療・保健・福祉支援	住宅情報の紹介	多文化共生に関する施設の設置	多文化共生に関する外郭団体の設置	その他	特になし	無回答	
1万人未満 (n=31)	5	2	8	0	4	0	1	0	3	0	4	2	0	0	0	1	2	15	2
1万人以上5万人未満 (n=228)	16.1%	6.5%	25.8%	0.0%	12.9%	0.0%	3.2%	0.0%	9.7%	0.0%	12.9%	6.5%	0.0%	0.0%	3.2%	6.5%	48.4%	6.5%	1
5万人以上10万人未満 (n=121)	43	27	47	3	35	7	9	7	29	1	14	11	3	0	11	11	107	1	1
10万人以上30万人未満 (n=108)	18.9%	11.8%	20.6%	1.3%	15.4%	3.1%	3.9%	3.1%	12.7%	0.4%	6.1%	4.8%	1.3%	0.0%	4.8%	4.8%	46.9%	0.4%	0
30万人以上50万人未満 (n=20)	67	37	62	3	49	9	6	9	22	3	33	16	6	3	12	13	18	0	0
50万人以上100万人未満 (n=16)	55.4%	30.6%	51.2%	2.5%	40.5%	7.4%	5.0%	7.4%	18.2%	2.5%	27.3%	13.2%	5.0%	2.5%	9.9%	10.7%	14.9%	0.0%	0
100万人以上 (n=7)	81	64	80	5	41	12	11	9	37	7	40	17	6	18	22	26	5	0	0
	75.0%	59.3%	74.1%	4.6%	38.0%	11.1%	10.2%	8.3%	34.3%	6.5%	37.0%	15.7%	5.6%	16.7%	20.4%	24.1%	4.6%	0.0%	0
	19	13	13	0	11	5	5	3	8	6	14	9	3	5	8	6	0	0	0
	95.0%	65.0%	65.0%	0.0%	55.0%	25.0%	25.0%	15.0%	40.0%	30.0%	70.0%	45.0%	15.0%	25.0%	40.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0
	16	14	16	3	12	5	7	2	14	7	15	9	4	10	9	2	0	0	0
	100.0%	87.5%	100.0%	18.8%	75.0%	31.3%	43.8%	12.5%	87.5%	43.8%	93.8%	56.3%	25.0%	62.5%	56.3%	12.5%	0.0%	0.0%	0
	7	5	7	1	4	3	3	0	5	6	7	4	3	6	6	0	0	0	0
	100.0%	71.4%	100.0%	14.3%	100.0%	57.1%	42.9%	0.0%	71.4%	85.7%	100.0%	57.1%	42.9%	85.7%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0

図表 47 外国人住民施策の取り組み内容(外国人比率別)

	各種文書・表示・案内の多言語化	コミュニケーション支援	日本語の習得支援	母国語の習得支援	子どもの就学・教育支援	就労・労務相談	地域団体への参加促進	外国人住民コミュニティの形成支援	外国人住民との協働	外国人住民による市民会議・懇談会の設置	防災対策	医療・保健・福祉支援	住宅情報の紹介	多文化共生に関する施設の設置	多文化共生に関する外郭団体の設置	その他	特になし	無回答
1%未満 (n=343)	107	69	135	6	68	15	15	11	58	5	45	26	7	12	33	40	116	2
1%以上5%未満 (n=185)	31.2%	20.1%	39.4%	1.7%	19.8%	4.4%	4.4%	3.2%	16.9%	1.5%	13.1%	7.6%	2.0%	3.5%	9.6%	11.7%	33.8%	0.6%
	128	90	96	9	89	27	25	19	59	25	79	42	17	30	36	20	29	1
	69.2%	48.6%	51.9%	4.9%	48.1%	14.6%	13.5%	10.3%	31.9%	13.5%	42.7%	22.7%	9.2%	16.2%	19.5%	10.8%	15.7%	0.5%
	3	3	2	0	2	0	2	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0
5%以上 (n=3)	100.0%	100.0%	66.7%	0.0%	66.7%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 48 その他の回答(外国人住民施策の取り組み内容)

■ホームページ多言語化

- ・外国籍市民向けホームページの運営。
- ・ホームページ自動翻訳(英語、スペイン語、韓国語、中国語)。

■生活関連情報資料の作成・多言語化

- ・生活関連情報パンフレットの作成。
- ・生活ガイドブック(英語、中国語、ポルトガル語)の作成と配布。
- ・一部チラシ等の多言語化。
- ・外国語版母子健康手帳配布等。
- ・行政情報の発信(4ヶ国語、パンフレットの作成・配布)。

■相談窓口の設置

- ・外国人相談窓口の設置。
- ・外国人住民のための生活相談。
- ・外国人住民向け無料相談会。

■外郭団体に対する支援・外国団体による支援

- ・多文化共生に関する外郭団体への支援。
- ・外郭団体の行う日本語習得講座、防災対策等への支援。
- ・市国際交流協会を通じて交流の場を提供。
- ・国際交流協会を通じた外国人支援。

■留学生支援等

- ・留学生の修学支援金制度の設置。
- ・留学生支援(バス乗車証交付・文化体験事業)。
- ・外国人留学生等との交流事業。

■外国人向け子育て支援

- ・育児や生活面での相談があった場合または支援が必要と判断した場合に個別に対応(相談先等の情報紹介や家庭訪問などによる)。
- ・外国人住民を交えた子育て講座。

■その他の支援

- ・外国人住民のリーダー育成。
- ・留学生に市のサポーターになってもらう事業。
- ・ホームステイ支援。
- ・中国人非常勤職員の雇用。
- ・市民通訳ボランティア登録制度の利用。市及び公共団体の窓口利用において、言葉による意思の疎通が困難な場合に市民ボランティアが通訳(翻訳)を行う。

（９）日本人住民に対する多文化共生施策の取り組み内容 [MA]

【全体】日本人住民に対する多文化共生施策としては、「外国人・日本人の交流イベントの開催」が42.6%と最も多く、次いで「多文化・多言語理解・学習に関する講座の設置」(40.6%)、「多文化共生に取り組む市民団体・NPO に対する支援」(37.4%)となっている。

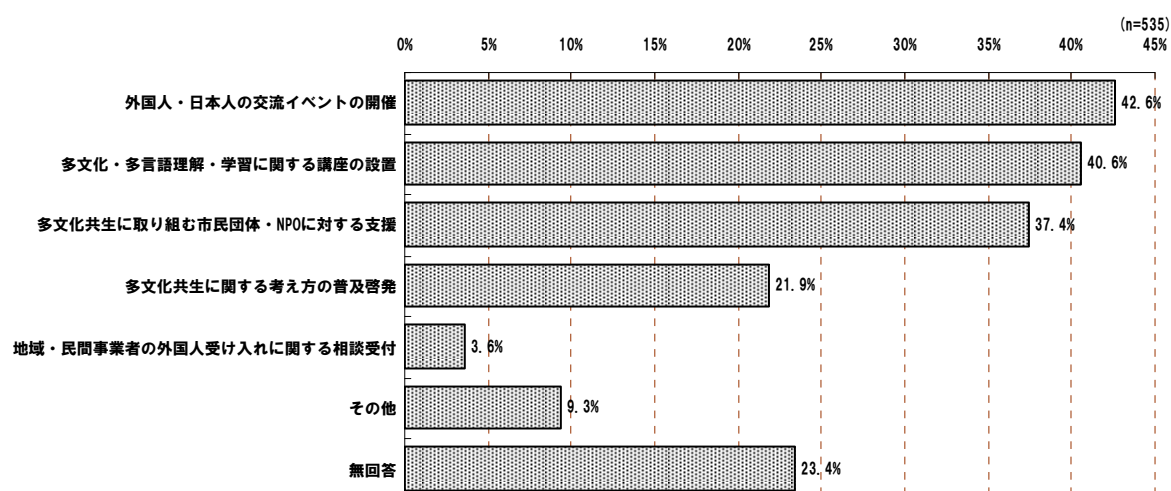
その他の取り組みとしては、友好都市協定を締結している都市との人材派遣交流や、外国人住民と日本人住民との交流事業を開催しているとの回答があった。また、日本人住民の中に、外国人住民を支援する人材の配置や日本語教師などの育成を行っているとの回答もみられた。

また、その他として、日本人住民に対する多文化共生施策について特に取り組んでいないという回答が複数みられた。

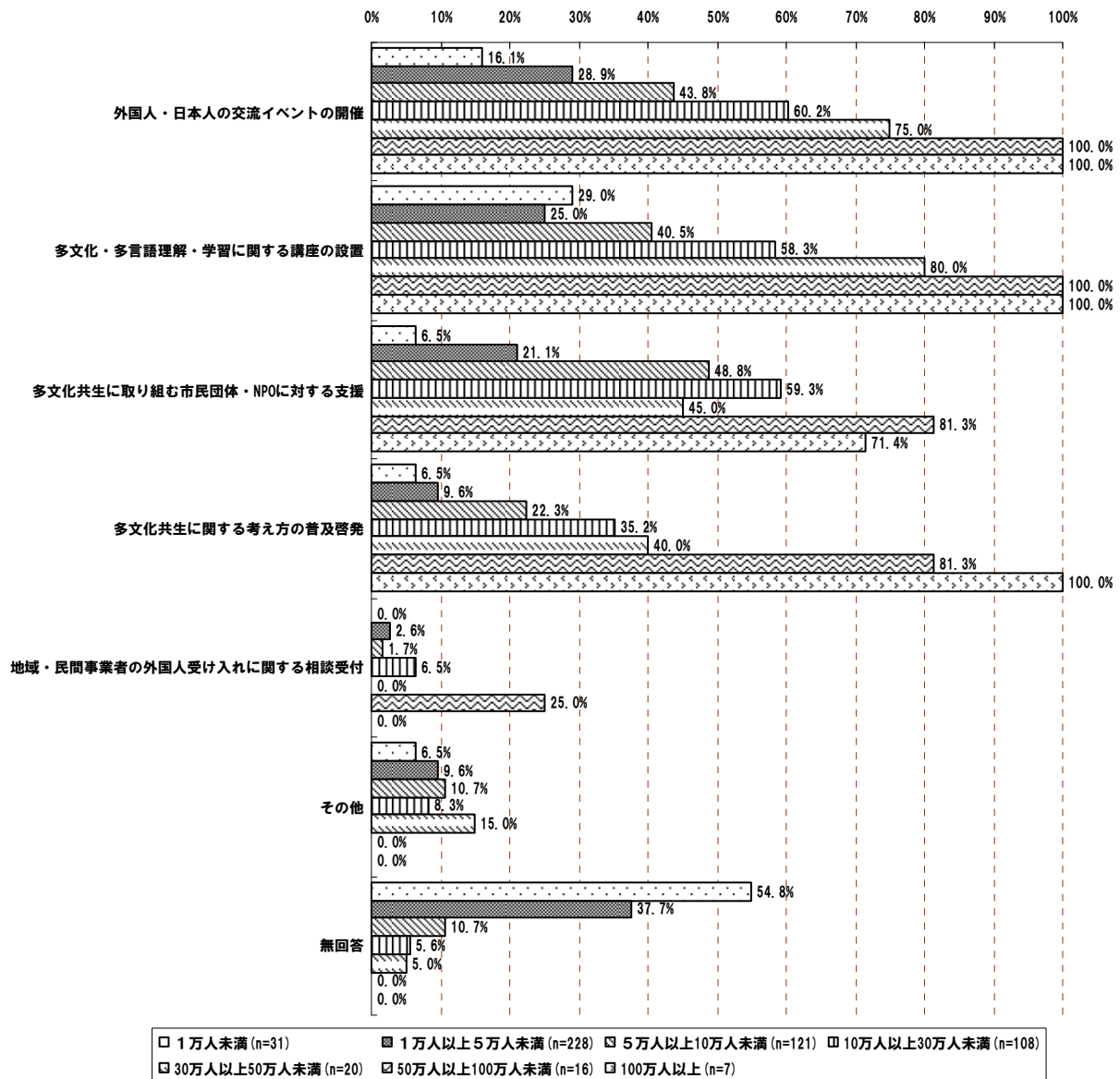
【人口規模別】総じて人口規模が大きいほど、多文化共生施策に取り組んでいる傾向にある。特に、50 万人以上の自治体においては各施策について7割以上が取り組んでいると回答している。

【外国人比率別】外国人比率が5%以上の全自治体においては、「外国人・日本人の交流イベントの開催」が行われているほか、「多文化共生に取り組む市民団体・NPO に対する支援」(66.7%)にも積極的に取り組まれている。一方、外国人比率が低い自治体においては、「多文化・多言語理解・学習に関する講座の設置」や「外国人・日本人の交流イベントの開催」については3割以上が取り組んでいるものの、「多文化共生に関する考え方の普及啓発」は14.6%にとどまっている。

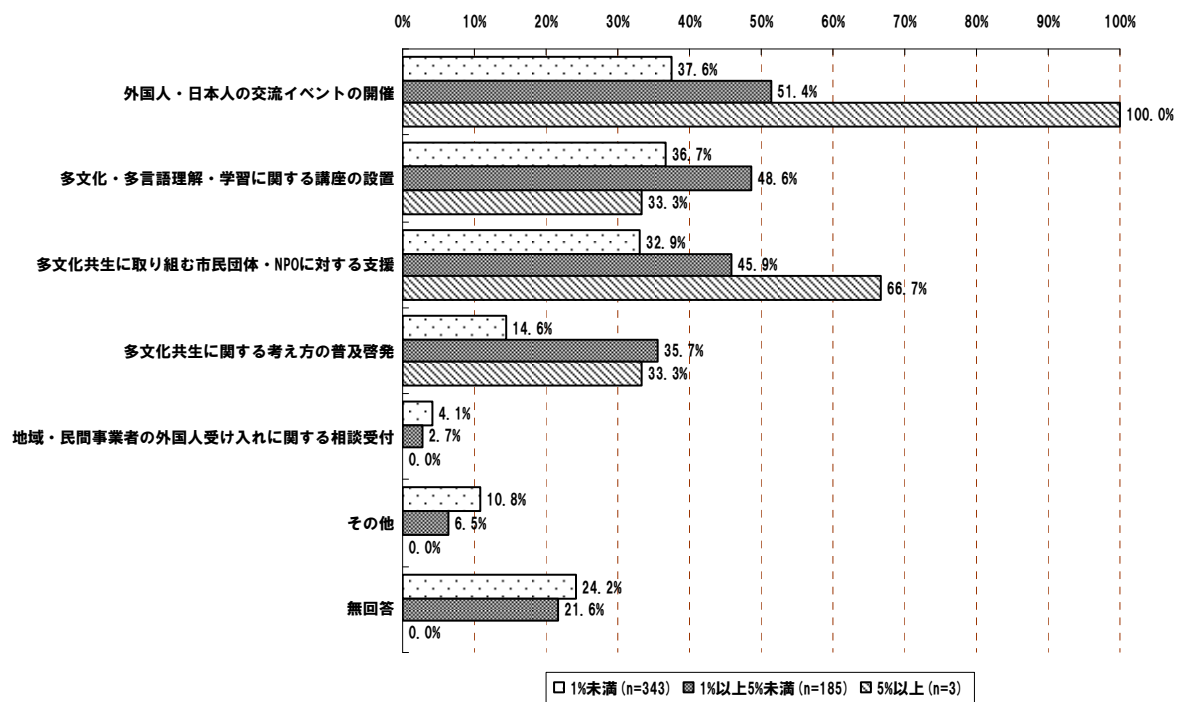
図表 49 日本人住民に対する多文化共生施策の取り組み内容



図表 50 日本人住民に対する多文化共生施策の取り組み内容(人口規模別)



図表 51 日本人住民に対する多文化共生施策の取り組み内容(外国人比率別)



図表 52 その他の回答(日本人住民に対する多文化共生施策の取り組み内容)

■外国人住民支援員などの育成・配置

- ・定住外国人支援員を配置し、国際理解や情報提供、外国人支援を実施。
- ・国際ボランティア登録制度の設置、日本語教師の養成。
- ・外国人集住地区の自治会運営を補助する通訳員の配置、同地域の自治会規約や回覧等の翻訳。

■友好都市との交流事業

- ・人材育成、中学生のオーストラリア派遣。
- ・友好都市協定を締結している都市との訪問団派遣及び受け入れを通じた交流事業。
- ・友好都市との交流として、国際交流員を派遣し、国際交流事業を推進する。
- ・中学生の国際交流事業(ホームステイ)。

■交流イベントの開催・支援

- ・NPO 法人において、交流イベントが行われることがある。
- ・国際交流協会が国際交流事業を行う際の支援等。
- ・多文化共生事業「ワールドフットサル大会」の開催。
- ・国際理解や外国人・日本人の交流イベントへの支援。

■多文化共生事業に取り組む活動への支援

- ・多文化共生推進補助金。
- ・多文化共生に取り組む財団法人に対する支援。

4 外国人児童・生徒に対する教育環境について

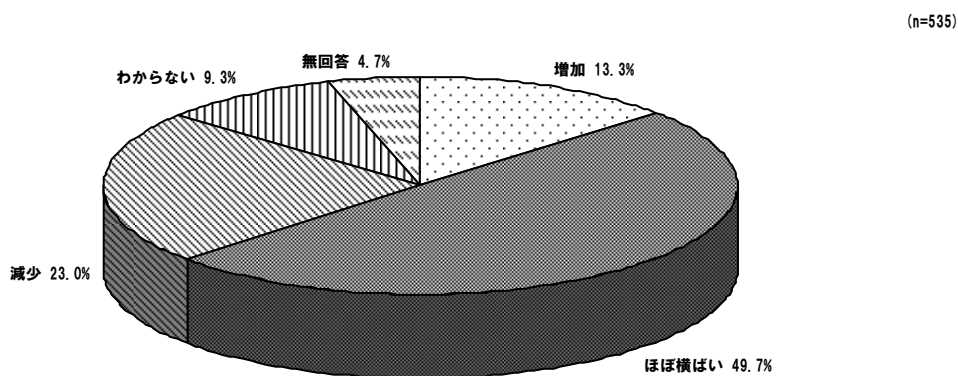
(1) 外国人児童・生徒の動向 [SA]

【全体】外国人児童・生徒数が3年前と比べて「増加」している自治体は 13.3%、「ほぼ横ばい」は 49.7%、「減少」は 23.0%となっている。

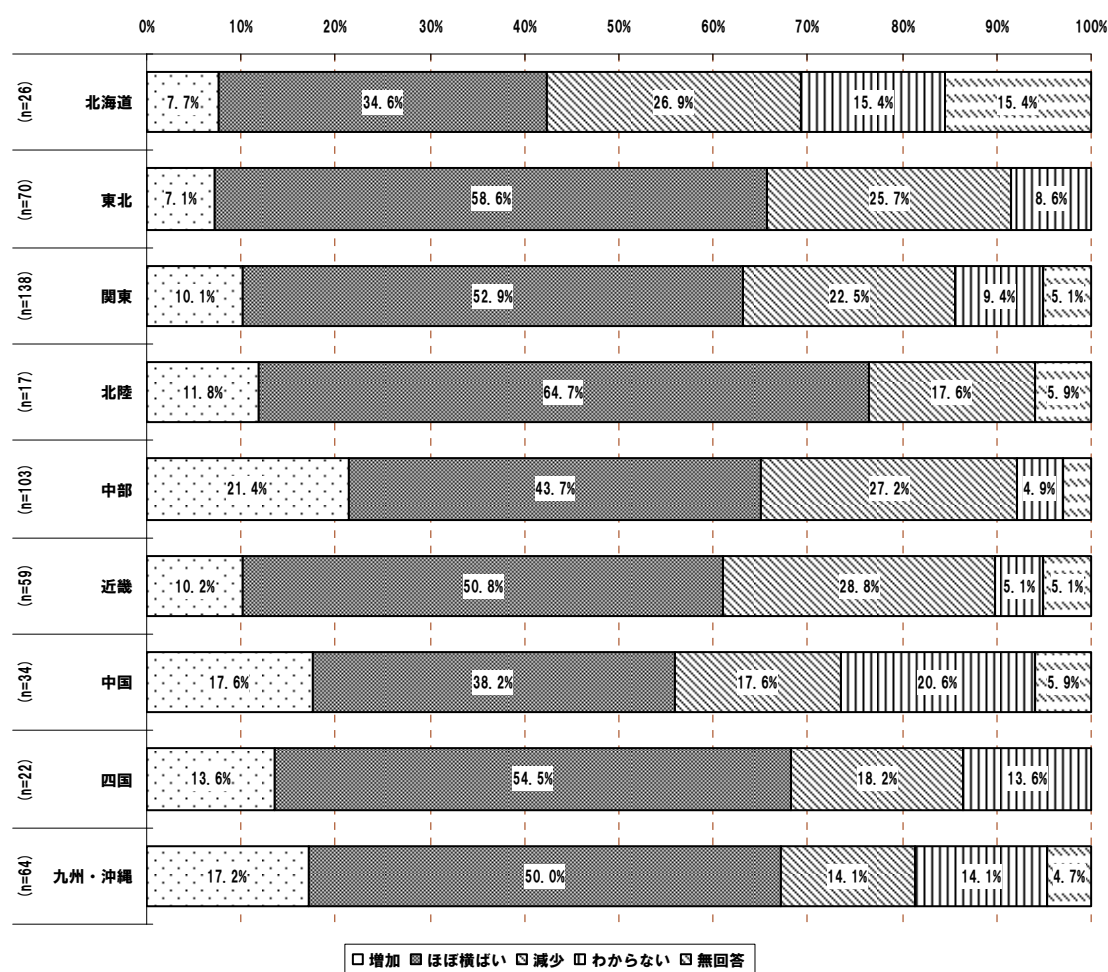
【地域ブロック別】増加が多い地域として、中国(17.6%)、九州・沖縄(17.2%)が挙げられる。一方、減少が多い地域は、北海道(26.9%)、東北(25.7%)、近畿(28.8%)となっている。中部については増加している自治体(21.4%)と減少している自治体(27.2%)が混在している。また、中国が「わからない」(20.6%)としているように、北海道、四国、九州・沖縄では1割以上の自治体において外国人児童・生徒の状況を把握していない様子がうかがえる。

【人口規模別】100 万人以上の人口を有する自治体においては、外国人児童・生徒が3年前と比べて減少している割合が 85.7%にのぼる。

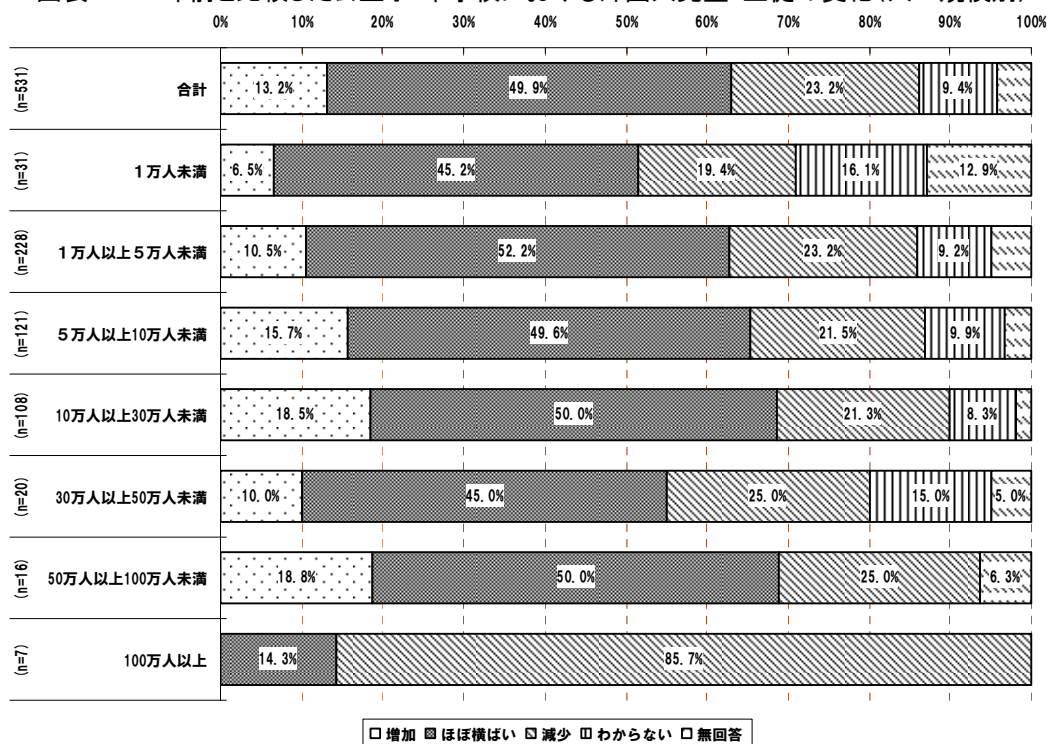
図表 53 3年前と比較した公立小・中学校における外国人児童・生徒の変化



図表 54 3年前と比較した公立小・中学校における外国人児童・生徒の変化（地域ブロック別）



図表 55 3年前と比較した公立小・中学校における外国人児童・生徒の変化（人口規模別）

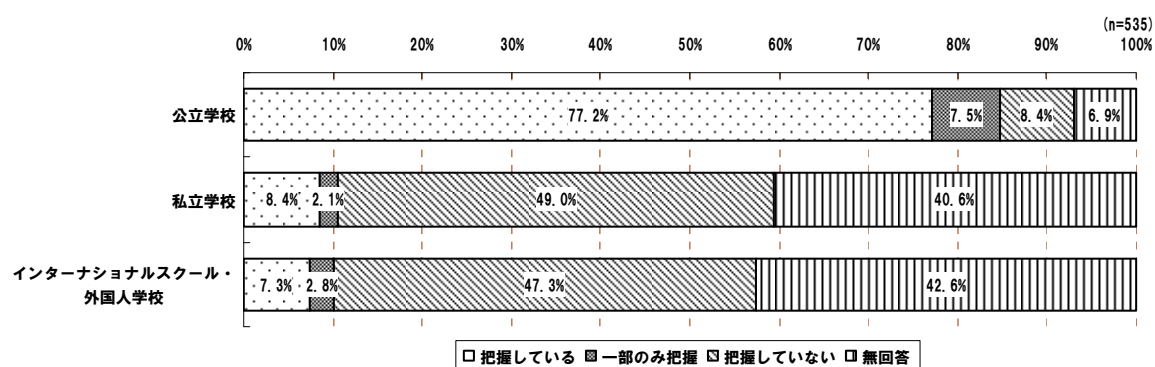


(2) 外国人児童・生徒数の把握状況 [SA]

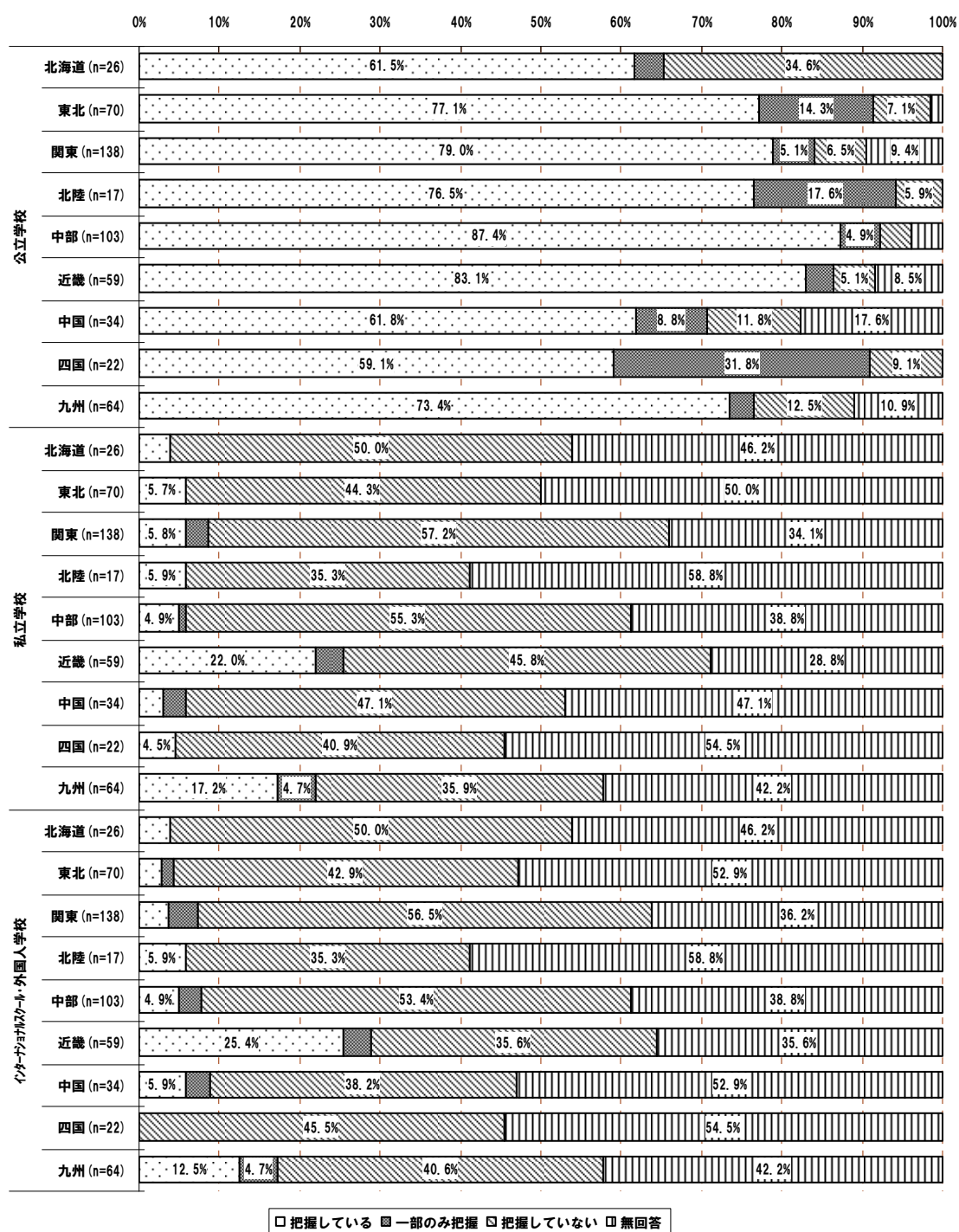
【全体】公立学校においては 77.2%が把握しているのに対し、私立学校とインターナショナルスクール・外国人学校においては把握している自治体は1割未満に止まる。

【地域ブロック別】北海道、中国、四国における公立学校の外国人児童・生徒の把握状況は6割程度にとどまる。特に、北海道においては、34.6%の自治体が把握していない状況にある。特に私立学校やインターナショナルスクール・外国人学校における外国人児童・生徒の把握状況は、近畿と九州・沖縄を除いて1割以下に止まっている。

図表 56 外国人児童・生徒の把握状況



図表 57 外国人児童・生徒の把握状況(地域ブロック別)

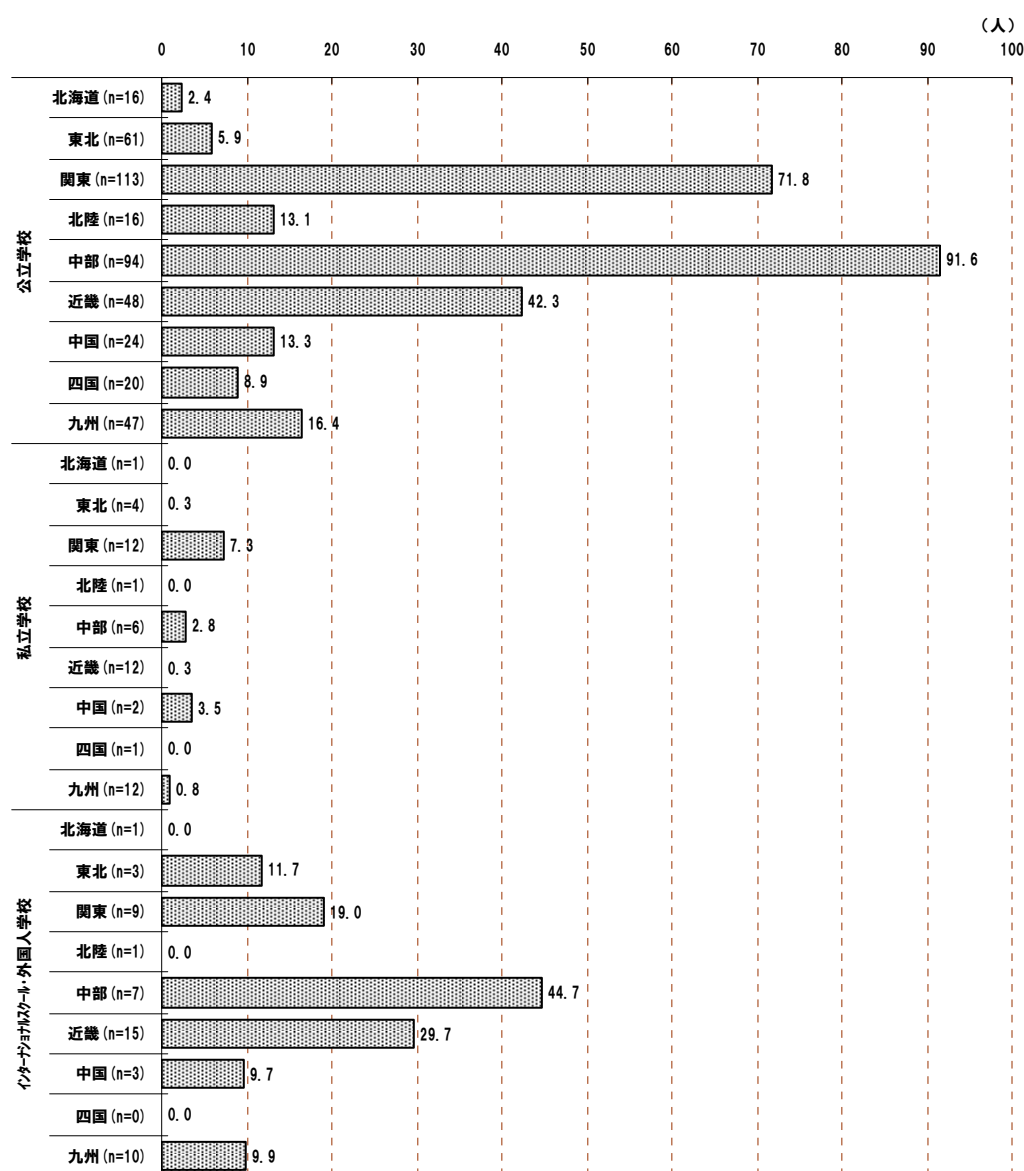


(3) 外国人児童・生徒数 [SA]

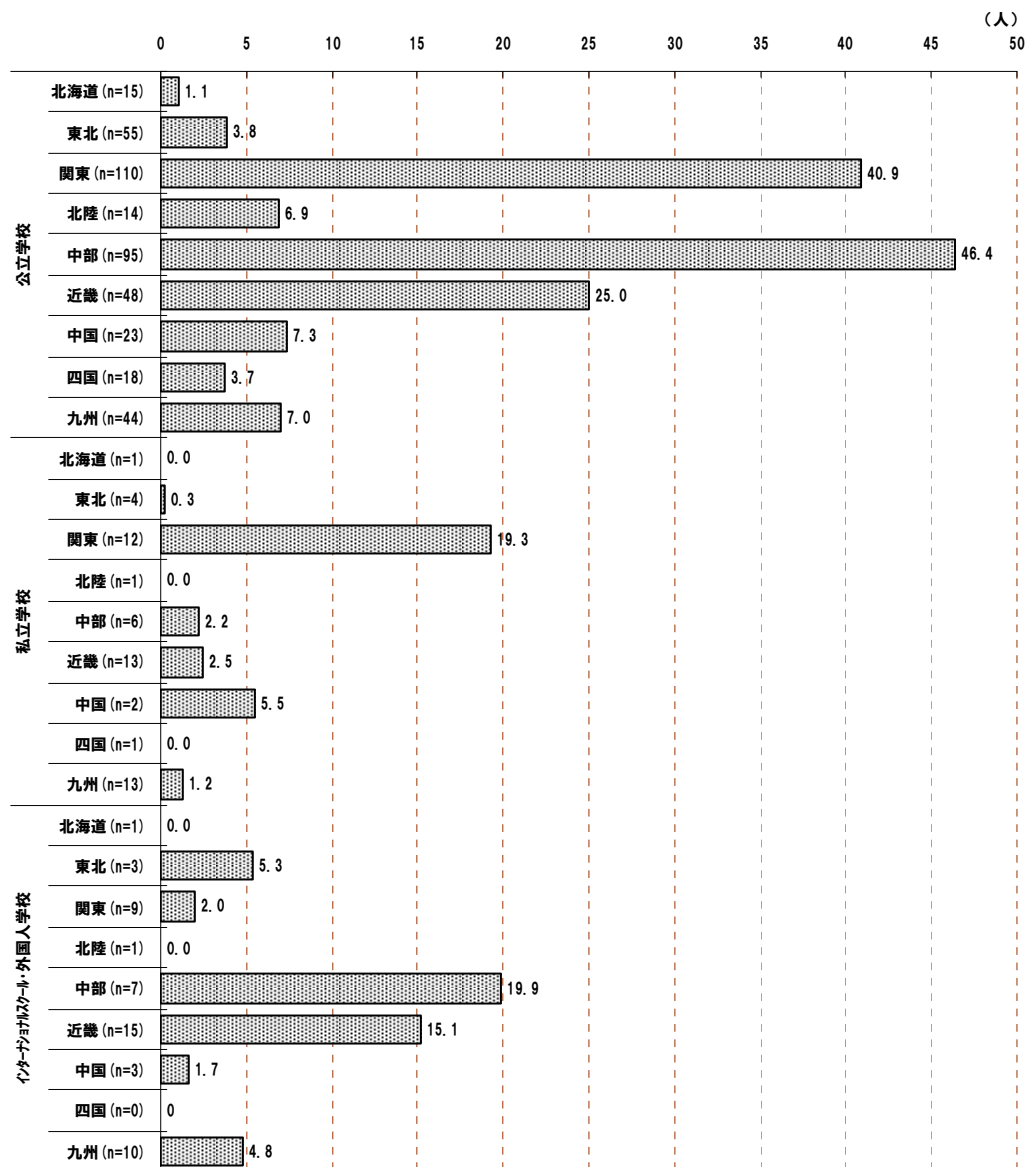
【地域ブロック別】中部における各市町村あたりの公立小学校平均外国人児童数が 91.6 人と他の地域に比べて圧倒的に多い。公立小学校については、次いで、関東(71.8 人)、近畿(42.3 人)となっている。インターナショナルスクール・外国人学校についても、中部が 44.7 人と他の地域に比べて圧倒的に多く、次いで近畿(29.7 人)、関東(19.0 人)となっている。

中部における各市町村あたりの公立中学校の平均外国人生徒数は 46.4 人と他の地域に比べて多く、次いで、関東(40.9 人)、近畿(25.0 人)となっている。インターナショナルスクール・外国人学校についても、中部が 19.9 人と他の地域に比べて圧倒的に多く、次いで近畿(15.1 人)となっている。関東においては、私立学校における外国人生徒数が平均 19.3 人と他の地域に比べて多い傾向にある。

図表 58 各市町村あたりの平均外国人児童数(地域ブロック別)



図表 59 各市町村あたりの平均外国人生徒数(地域ブロック別)



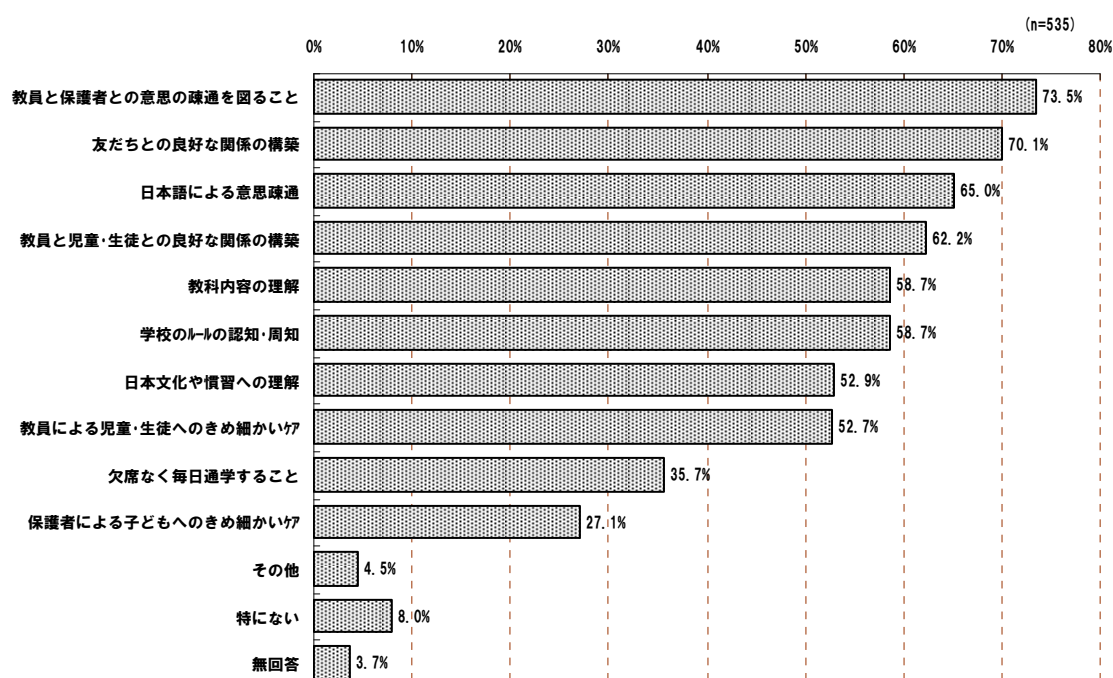
(4) 公立小・中学校における外国人児童・生徒に対する配慮として重要な点 [MA]

【全体】「教員と保護者との意思の疎通を図ること」について配慮することが重要と考える割合が73.5%と最も多く、次いで「友だちとの良好な関係の構築」(70.1%)、「日本語による意思疎通」(65.0%)となっている。

その他の回答としては、受け入れ側による児童・生徒の出身国の文化について理解することや、児童・生徒の学習面、生活面等において必要な事項について聞き取り調査等を通じて把握することが重要と考えられている。このほか、児童・生徒を指導する体制や進路指導の重要性が指摘されている。

【人口規模別】配慮が求められる内容については、人口規模によらず概ね同じ傾向が見られる。

図表 60 公立小・中学校における外国人児童・生徒に対する配慮として重要な点



図表 61 公立小・中学校における外国人児童・生徒に対する配慮として重要な点 (人口規模別)

	教科内容の理解	日本語による意思疎通	学校のルール認知・周知	日本文化や慣習への理解	友だちとの良好な関係の構築	教員と児童・生徒との良好な関係の構築	欠席なく毎日通学すること	教員と保護者との意思の疎通を図ること	教員による児童・生徒へのきめ細かいケア	保護者による子どもへのきめ細かいケア	その他	特にない	無回答
1万人未満 (n=31)	8	13	12	7	11	12	5	16	8	5	0	10	3
	25.8%	41.9%	38.7%	22.6%	35.5%	38.7%	16.1%	51.6%	25.8%	16.1%	0.0%	32.3%	9.7%
1万人以上5万人未満 (n=228)	116	135	121	102	144	121	66	153	104	48	5	24	10
	50.9%	59.2%	53.1%	44.7%	63.2%	53.1%	28.9%	67.1%	45.6%	21.1%	2.2%	10.5%	4.4%
5万人以上10万人未満 (n=121)	82	90	80	75	93	82	50	95	68	41	7	6	1
	67.8%	74.4%	66.1%	62.0%	76.9%	67.8%	41.3%	78.5%	56.2%	33.9%	5.8%	5.0%	0.8%
10万人以上30万人未満 (n=108)	77	77	70	70	89	81	47	89	70	34	7	3	2
	71.3%	71.3%	64.8%	64.8%	82.4%	75.0%	43.5%	82.4%	64.8%	31.5%	6.5%	2.8%	1.9%
30万人以上50万人未満 (n=20)	12	12	12	12	16	15	9	18	12	6	3	0	1
	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	80.0%	75.0%	45.0%	90.0%	60.0%	30.0%	15.0%	0.0%	5.0%
50万人以上100万人未満 (n=16)	10	14	12	10	13	13	9	14	11	7	0	0	1
	62.5%	87.5%	75.0%	62.5%	81.3%	81.3%	56.3%	87.5%	68.8%	43.8%	0.0%	0.0%	6.3%
100万人以上 (n=7)	7	6	6	6	7	7	5	6	7	4	2	0	0
	100.0%	85.7%	85.7%	85.7%	100.0%	100.0%	71.4%	85.7%	100.0%	57.1%	28.6%	0.0%	0.0%

図表 62 その他の回答(公立小・中学校における外国人児童・生徒に対する配慮として重要な点)

■受け入れ側の理解

- ・児童・生徒出身国の文化理解。
- ・受け入れ側(児童・生徒・教員)が文化の違いを理解すること。
- ・地域やクラスの保護者の理解、協力。
- ・児童・生徒の学習面・生活面等、何が必要か把握すること。

■進路指導

- ・進路指導。
- ・進路情報の周知。

■指導体制の拡充

- ・小学校1、2年生については、日本語適応指導員の派遣。
- ・指導体制と指導内容。

■その他

- ・日本の教育制度への理解。
- ・児童・生徒、保護者、担任、学級の状況によるので一概には言えない。
- ・すべての項目について重要である。

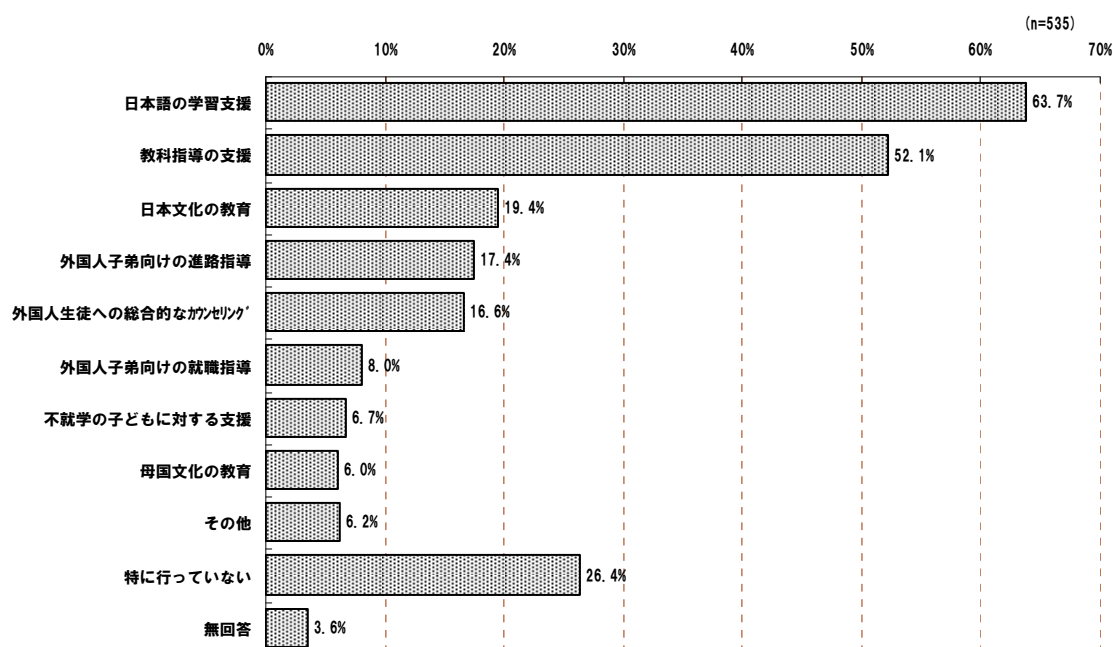
(5) 外国人児童・生徒に対する自治体の支援活動 [MA]

【全体】「日本語の学習支援」に取り組む自治体が 63.7%と最も多く、次いで「教科指導の支援」(52.1%)となっている。また、26.4%の自治体が「特に行っていない」と回答している。

その他の回答としては、通訳・翻訳による支援や教員の増員、相談体制の強化に係る意見がみられた。

【人口規模別】10 万人以上の自治体では約9割の自治体が「日本語の学習支援」に取り組んでおり、約7割の自治体が「教科指導の支援」に取り組んでいる。100 万人以上の自治体においては、全ての自治体が「日本語の学習支援」と「教科指導の支援」に取り組んでいる。人口規模が小さい自治体ほど、「特に行っていない」割合が高い傾向にある。

図表 63 外国人児童・生徒に対する自治体の支援活動



図表 64 外国人児童・生徒に対する自治体の支援活動(人口規模別)

	日本語の 学習支援	教科指導 の支援	不就学の 子どもに 対する支 援	外国人子 弟向けの 進路指導	外国人子 弟向けの 就職指導	日本文化 の教育	母国文化 の教育	外国人生 徒への総 合的なカ ウンセリ ング	その他	特に行っ ていない	無回答
1 万人未満 (n=31)	8 25.8%	7 22.6%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.2%	17 54.8%	4 12.9%
1 万人以上 5 万人未満 (n=228)	112 49.1%	90 39.5%	5 2.2%	22 9.6%	8 3.5%	32 14.0%	6 2.6%	24 10.5%	6 2.6%	87 38.2%	10 4.4%
5 万人以上 10 万人未満 (n=121)	84 69.4%	69 57.0%	7 5.8%	22 18.2%	11 9.1%	23 19.0%	10 8.3%	25 20.7%	7 5.8%	27 22.3%	1 0.8%
10 万人以上 30 万人未満 (n=108)	96 88.9%	79 73.1%	16 14.8%	32 29.6%	17 15.7%	33 30.6%	10 9.3%	24 22.2%	14 13.0%	9 8.3%	1 0.9%
30 万人以上 50 万人未満 (n=20)	18 90.0%	14 70.0%	2 10.0%	8 40.0%	2 10.0%	4 20.0%	2 10.0%	5 25.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%
50 万人以上 100 万人未満 (n=16)	15 93.8%	11 68.8%	4 25.0%	4 25.0%	2 12.5%	5 31.3%	2 12.5%	7 43.8%	1 6.3%	0 0.0%	1 6.3%
100 万人以上 (n=7)	7 100.0%	7 100.0%	1 14.3%	5 71.4%	3 42.9%	5 71.4%	2 28.6%	3 42.9%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%

図表 65 その他の回答(外国人児童・生徒に対する自治体の支援活動)

■通訳・翻訳による支援

- ・通訳の随時派遣。
- ・ポルトガル語通訳の派遣。
- ・日本語通訳のスタッフを1学期間配置している。
- ・学校から発行される通信を母国語に翻訳して配布している。
- ・多言語による進路ガイダンス。

■指導体制の拡充

- ・TT(チームティーチング)による指導・配属。
- ・支援員を配置し、総合的なバックアップができるようにしている。

■相談体制の強化

- ・ヘルパーによる対応。
- ・アドバイザーの設置。
- ・心のケア。
- ・問題点等について聞き取り調査をしている。

■その他

- ・定期テストの配慮。
- ・母国語教室。
- ・医療・健康支援。
- ・市内の子どものネットワークづくり。
- ・学校に対して文部科学省「外国人児童・生徒受け入れの手引き」を配布している。
- ・学校からの相談窓口を置いている。
- ・特別クラスで日本語が未熟な生徒には1対1の授業を行う。

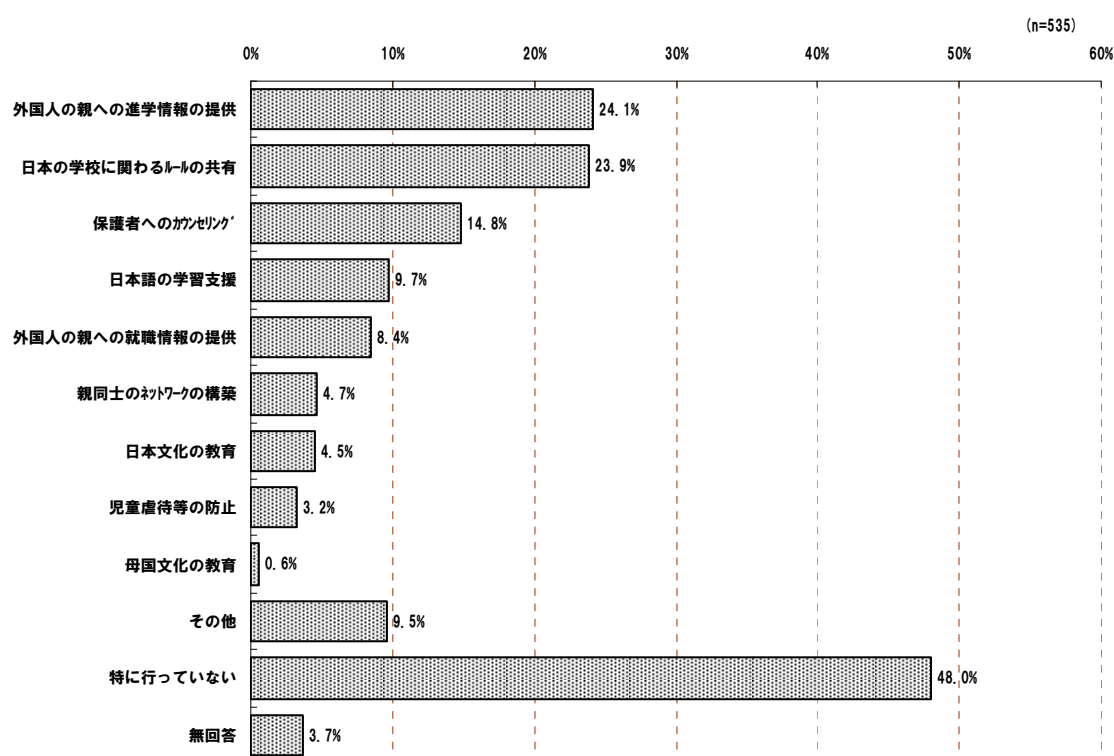
(6) 外国人児童・生徒の保護者に対する自治体の支援活動 [MA]

【全体】外国人児童・生徒に対する支援活動とは異なり、48.0%の自治体が「特に行っていない」と回答している。保護者向けの支援活動に取り組む自治体においては、「外国人の親への進学情報の提供」が24.1%、「日本の学校に関わるルールの共有」が23.9%となっている。

その他の回答としては、保護者会や三者面談への通訳派遣や各種書類の翻訳、相談業務などがあつた。また、防災講座や料理講座などの開催や紹介に取り組んでいる自治体もある。

【人口規模別】5万人未満の自治体においては6割以上が「特に行っていない」と回答している。50万人以上の自治体では、5割以上が「日本の学校に関わるルールの共有」と「外国人の親への進学情報の提供」に取り組んでおり、100万人以上の自治体では57.1%が「外国人の親への就職情報の提供」と「保護者へのカウンセリング」に取り組んでいる。

図表 66 外国人児童・生徒の保護者に対する自治体の支援活動



図表 67 外国人児童・生徒の保護者に対する自治体の支援活動(人口規模別)

	日本語の 学習支援	日本の学 校に関わ るルールの 共有	外国人の 親への進 学情報の 提供	外国人の 親への就 職情報の 提供	日本文化 の教育	母国文化 の教育	親同士の ネットワー クの構築	保護者へ のカウンセ リング	児童虐待 等の防止	その他	特に行っ ていない	無回答
1万人未満 (n=31)	1	2	1	1	1	0	0	2	0	1	22	2
	3.2%	6.5%	3.2%	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	3.2%	71.0%	6.5%
1万人以上5万人未満 (n=228)	17	38	32	10	11	1	11	28	2	6	141	11
	7.5%	16.7%	14.0%	4.4%	4.8%	0.4%	4.8%	12.3%	0.9%	2.6%	61.8%	4.8%
5万人以上10万人未満 (n=121)	15	28	31	9	10	1	6	17	3	17	51	1
	12.4%	23.1%	25.6%	7.4%	8.3%	0.8%	5.0%	14.0%	2.5%	14.0%	42.1%	0.8%
10万人以上30万人未満 (n=108)	14	39	42	16	2	1	7	22	7	15	34	3
	13.0%	36.1%	38.9%	14.8%	1.9%	0.9%	6.5%	20.4%	6.5%	13.9%	31.5%	2.8%
30万人以上50万人未満 (n=20)	2	7	9	2	0	0	0	4	2	5	4	1
	10.0%	35.0%	45.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	10.0%	25.0%	20.0%	5.0%
50万人以上100万人未満 (n=16)	2	8	8	2	0	0	1	2	0	3	4	1
	12.5%	50.0%	50.0%	12.5%	0.0%	0.0%	6.3%	12.5%	0.0%	18.8%	25.0%	6.3%
100万人以上 (n=7)	1	5	5	4	0	0	0	4	2	3	0	0
	14.3%	71.4%	71.4%	57.1%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%

図表 68 その他の回答(外国人児童・生徒に対する自治体の支援活動)

■通訳の派遣

- ・保護者面談の通訳。
- ・三者懇談等の通訳者派遣、進学先の相談。
- ・ポルトガル語通訳の派遣。
- ・通訳ボランティアの派遣、多言語による進路ガイダンス。

■書類の翻訳

- ・多言語による就学届等各種届出書類の案内。
- ・重要書類は翻訳した上で説明している。
- ・保護者との連絡、学校の文書の翻訳。

■各種講座の開催・紹介

- ・防災講座の開催。
- ・保健福祉課による料理教室の開催。
- ・民間の国際交流団体の紹介。
- ・ボランティア団体による日本語教室の紹介。
- ・ボランティアの日本語教師による「日本語教室」の実施。

■相談業務の実施

- ・教育相談室を開設し、相談を受け付けている。
- ・子どもの就学にあたっての相談。
- ・個別相談に応じている。
- ・アドバイザーの設置。

■学校等との連携

- ・学校との連携。
- ・学校との連携等にかかる支援。

■手続きの支援

- ・諸手続きの支援(福祉事務所が対応)。
- ・就学の案内。

■授業料等の補助

- ・授業料の一部補助。
- ・朝鮮初中級学校及び幼稚園に在学する児童・生徒の保護者への補助金交付。

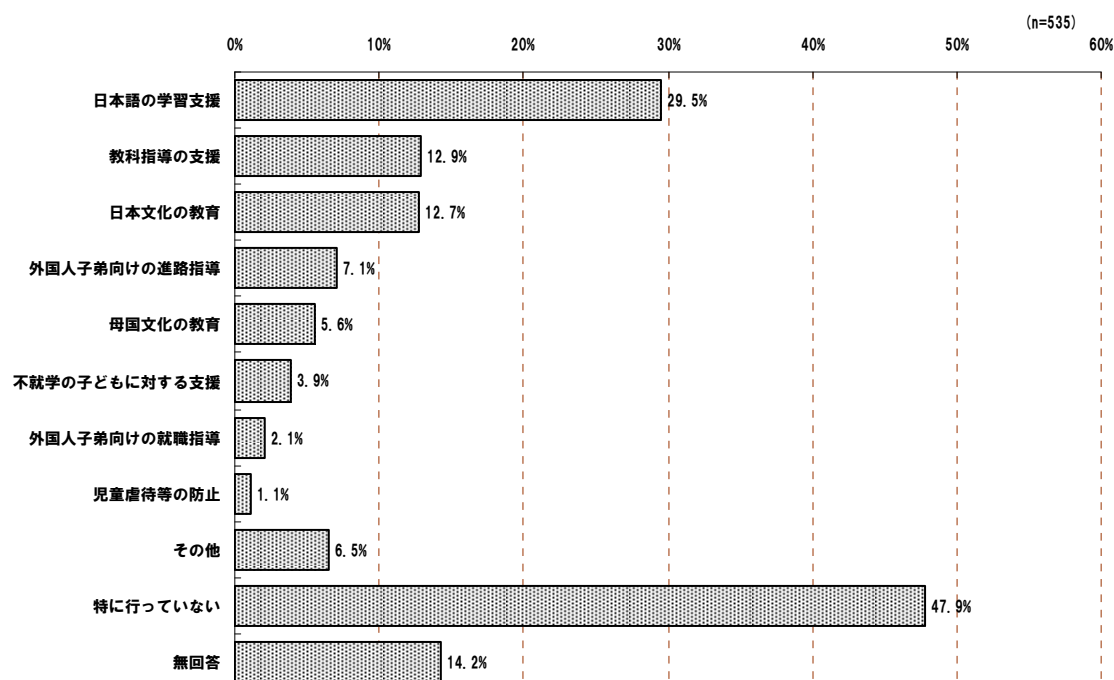
(7) 外国人児童・生徒に対する民間事業者、市民団体・NPOの支援活動 [MA]

【全体】外国人児童・生徒に対する民間事業者、市民団体・NPOの支援活動のうち、「特に行っていない」が47.9%で最も多く、次いで「日本語の学習支援」(29.5%)となっている。

その他の回答としては、相談業務や情報提供のほか、外国人児童・生徒を対象としたイベントや保護者を対象としたセミナーを開催しているとの回答があった。また、市民団体・NPOの支援活動について把握していないとの回答もあった。

【人口規模別】「特に行っていない」自治体の割合は、人口規模が小さいほど高い傾向にある。特に、5万人未満の自治体においては、7割以上が「特に行っていない」と回答している。一方、30万人以上の自治体においては、「日本語の学習支援」に占める割合が5割以上となっている。

図表 69 外国人児童・生徒に対する民間事業者、市民団体・NPOの支援活動



図表 70 外国人児童・生徒に対する民間事業者、市民団体・NPOの支援活動(人口規模別)

	日本語の 学習支援	教科指導 の支援	不就学の子どもに 対する支援	外国人子弟向けの 進路指導	外国人子弟向けの 就職指導	日本文化 の教育	母国文化 の教育	児童虐待 等の防止	その他	特に行っ ていない	無回答
1万人未満 (n=31)	2 6.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.5%	25 80.6%	2 6.5%
1万人以上5万人未満 (n=228)	26 11.4%	10 4.4%	2 0.9%	1 0.4%	2 0.9%	11 4.8%	4 1.8%	1 0.4%	9 3.9%	163 71.5%	28 12.3%
5万人以上10万人未満 (n=121)	47 38.8%	14 11.6%	5 4.1%	7 5.8%	3 2.5%	18 14.9%	8 6.6%	2 1.7%	11 9.1%	47 38.8%	14 11.6%
10万人以上30万人未満 (n=108)	52 48.1%	25 23.1%	7 6.5%	16 14.8%	3 2.8%	26 24.1%	10 9.3%	0 0.0%	8 7.4%	19 17.6%	26 24.1%
30万人以上50万人未満 (n=20)	15 75.0%	8 40.0%	2 10.0%	3 15.0%	1 5.0%	2 10.0%	4 20.0%	2 10.0%	2 10.0%	0 0.0%	2 10.0%
50万人以上100万人未満 (n=16)	9 56.3%	7 43.8%	2 12.5%	6 37.5%	1 6.3%	5 31.3%	2 12.5%	0 0.0%	2 12.5%	1 6.3%	3 18.8%
100万人以上 (n=7)	6 85.7%	4 57.1%	3 42.9%	5 71.4%	1 14.3%	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%

図表 71 その他の回答(外国人児童・生徒に対する民間事業者、市民団体・NPOの支援活動)

- ・多言語による情報提供、相談。
- ・児童・生徒も含めた外国人との交流や生活サポートを行っている。
- ・他市 NPO 団体による就職指導に関するチラシ配布。
- ・保護者への学校生活、家庭生活相談会。
- ・外国にルーツのある子どもたちへのネットワークづくり。
- ・日本語スピーチコンテストの開催。
- ・保護者対象の母国語教育セミナー。
- ・把握していない。

5 外国人児童・生徒の教育のために求められる役割について

(1) 国に求める役割 [FA]

国に対しては、適切な入国管理制度の整備を期待する意見のほか、外国人児童・生徒の教育に関する法整備や、方針・基準の明確化等を期待する意見が多数みられた。現行では、外国人児童・生徒の教育について、法律での位置づけや方針等が明確に示されていないため、市区町村では対応に苦慮している様子がうかがえる。

次に、都道府県や市区町村が外国人児童・生徒の教育に係る取り組みを進めるにあたり、財政的な支援を期待するほか、各学校における教員の増員・拡充の支援を期待する意見が多数みられた。

日本語指導体制の充実を期待する意見も多数あり、特徴的な意見として、国として日本語レベルの統一的な基準を設けることで、転出入に際して学校間での情報共有が容易になるとの指摘があった。

このほか、日本全体において、外国人児童・生徒の実態を把握した調査を行うことで、各地域の実態に応じた施策を講じることができるとの指摘もあった。

図表 72 国に求める役割

■適切な入国管理制度の整備

- ・適正な外国人出入国の管理。
- ・迅速な入国手続き。
- ・法律等の整備(ビザ取得に関するものなど)。

■外国人児童・生徒の教育に対する法制度の確立や基準の設定

- ・外国籍の子どもたちを受け入れる場合の国としての明確な方針策定(たとえばレベルに合わせた初期日本語指導の義務化)。
- ・外国人の就学に関する学校制度の制定。
- ・教育内容に関する全国的な基準の設定。
- ・外国人のための学習要領等の再整備。
- ・外国人児童・生徒の教育に関する基本的な事項、取扱いの方針等、自治体に対し受け入れ体制の基準となるべきものを示す。
- ・外国人児童・生徒に関する教育方針や施策の立案。
- ・外国人児童・生徒に対する教育の基本方針の策定。
- ・外国人子弟に対応した教育制度の改定。
- ・公立学校における外国人児童・生徒に対する教育の標準化が明記されていないので、学習指導要領等において明示すること。
- ・日本人と外国人児童・生徒の対等な立場を政府指針として明示すること。

■財政支援・予算措置

- ・都道府県や各市町村及び NPO 法人等が、外国人児童・生徒に十分な支援ができるような財政支援。
- ・すべての児童・生徒が安心して学校に通えるための予算的措置。
- ・教員配置のための財政支援。
- ・学校制度の基本的な枠組みの制定や教育内容に関する全国的な基準設定及び財政支援(教職員

給与)。

- ・外国人児童・生徒への日本語指導者に関する予算措置。
- ・日本語指導支援教員等の人的配置に向けた財源確保。
- ・財政的に厳しい市では、市費で外国人児童・生徒の指導支援のための人材を確保することは大変難しい。国または県での財政及び人材の支援をお願いしたい。

■外国人児童・生徒に対応できる教員の増員・拡充

- ・外国人児童・生徒のための教員等の配置(増員)。
- ・帰国・外国人児童・生徒に対する指導を行う教員(常勤)の配置。
- ・外国人児童・生徒のニーズに即した教職員の加配。
- ・外国人児童・生徒の指導にあたる教員や指導員の養成及び配置を推進すること。

■日本語・日本適応のための支援体制の確立

- ・外国人児童・生徒に対する日本語指導のための指導者の養成や研修の機会を充実させるとともに、研修を受けやすい環境づくりを推進する。
- ・日本語指導員の人員確保や補助。
- ・日本語、日本文化等の学習支援に対する予算支援。
- ・日本語指導体制を整え、研修を進めるための予算的な支援。
- ・日本語指導が必要な生徒の判定基準や指導時間を明確にし、外国人児童・生徒においても平等に日本の学校教育が受けられるよう環境整備を行う。
- ・日本語支援(JSL など)の整備。
- ・日本語のレベルを客観的に測定できる「検定」(これにより、転出入の際も日本語力のレベルを学校間で共有できる)。
- ・日本語指導が必要な児童・生徒の日本語能力判定のための基準づくり。
- ・言語圏ごとに来日直後の適応指導教室の設置を都道府県とともに進める。

■教材の多言語化

- ・ルビ付き教科書や英文解説付き教科書の配布。
- ・教科用図書(各言語版)の作成・配布。

■インターナショナルスクールや外国人学校の整備

- ・インターナショナルスクールの設立(英語だけではなく、中国語等でも学べる学校)。
- ・母国による母国学校の設置。
- ・外国人学校の充実・支援。

■外国人児童・生徒の実態把握調査

- ・外国人・日本人に限らず、住民票をおいたまま海外に転出することで、居住実態を把握できず、教育の機会を提供することができない児童・生徒がいる。居住実態の調査等、行方不明の児童・生徒の対策を講じる役割が求められる。
- ・必要な調査を行い、施策等を決定し、予算措置を行う。
- ・外国人児童・生徒の受け入れに関する状況把握と情報提供。
- ・全国の外国人児童・生徒の状況を把握し、移民政策を立案し、地方が困らないよう国が主導して予算をつける。

■保護者への日本の教育制度の周知

- ・外国人児童・生徒だけでなく、まず、日本に入国する外国人保護者へ日本の学校制度・ルール・日本の習慣等を周知徹底させることが必要である。

(2) 都道府県に求める役割 [FA]

都道府県に対しては、各市区町村の人材配置に対しての予算措置を期待するほか、都道府県が支援員や相談員、通訳等の人材を有し、各市区町村の要望に応じて派遣する人材バンクのような仕組みを期待する意見が多数みられた。また、各学校現場に対する加配教員の充実を期待されている様子がうかがえる。

他の主体にない特徴として、都道府県には、外国人児童・生徒を受け入れる学校の教員に対する研修の開催を期待する意見が多くみられた。

このほか、市区町村の取り組みに対する支援や、国の動向に関する状況提供や都道府県内で共通する書類の共有化を期待する意見がみられた。また、県立高校等の入試の際に、外国人生徒に対する特例制度の充実を都道府県に求めており、今後各都道府県において検討が必要となると想定される。

図表 73 都道府県に求める役割

■予算措置

- ・財政的支援。
- ・人材確保のための予算。
- ・学校教育における支援員配置における経費負担。
- ・財政的な支援(自治体、民間事業者、NPO の人件費)。
- ・施策を行うための予算確保と人的配置。

■都道府県による支援員・相談員・通訳等の派遣

- ・日本語指導者が必要な外国人児童・生徒への支援員の派遣の機会充実。
- ・専門員の設置、市区町村への派遣。
- ・外国人児童が多い学校に外国人担当者を派遣する。
- ・市町村の実態を把握し、実態に応じた人材派遣を行う。
- ・語学相談員等の各言語の専門員の配置等、市区町村で個々に対応ができない人的支援。
- ・様々な国籍の児童・生徒・保護者に対応するために、学校教育にも精通した外国語に堪能な専門家を多く配置し、対応する必要がある。
- ・様々な国籍、言語に対応できる支援員の市町村自治体への派遣及び予算確保。
- ・学校における教育をサポートする外部人材を集めるための人材バンクの構築。

■加配教員の配置・充実

- ・帰国・外国人児童・生徒に対する指導を行う教員(常勤)の配置。
- ・日本語指導支援加配教員の配置。
- ・特別支援にかかる加配教員の適正配置。
- ・日本語指導教員の増配(センター校方式による特別学級の設置)。

■教員向けの研修開催・充実

- ・日本語指導をはじめとする外国人児童・生徒の受け入れのための学校関係機関を対象とする研修会を実施する。
- ・きめ細やかな日本語指導ができるような教職員の研修会の実施。
- ・外国人児童・生徒理解のための教員研修の実施。
- ・学校の受け入れ体制充実のための研修等の設定。

■市町村における取り組み支援

- ・少数言語に対する支援等、市独自での取り組みだけではカバーできないものについて、県レベルでの支援が不可欠である。
- ・市町村における取り組みを把握し、支援する。
- ・教育の地域間格差をなくすよう配慮するとともに、市町村ごとの特徴を生かした先進的なモデル事業を積極的に進めていく。

■外国人児童・生徒の受け入れに係るマニュアルの作成と情報共有

- ・国の動向を市町村へ情報提供。
- ・国からの通知、情報提供等をもとに、市区町村と調整を図りながら、都道府県内の外国人の子どもの就学等の状況を把握する。
- ・共通様式書類の多言語化。
- ・資料・教材等の共有。
- ・就学ガイドブック等の作成と具体的な指導方法等の助言など。
- ・日本語指導に係るカリキュラム作成。

■進学時の配慮

- ・外国人子弟向けの進路指導の充実。
- ・高校・大学進学に対する奨学金支援の充実。現在、制度は存在しても利用に対しての制限が多く、また手続きも複雑で、支援を受けられずに進学を断念している人がある。
- ・県立高校への進学支援(受験に際して日本人と語学力、学力に差がある場合)。
- ・県立高校への外国人枠の設定。
- ・県立学校の入試の整備(母国語での入試など)。

(3) 市区町村に求められる役割 [FA]

市町村自身は、国や都道府県に比べて、設置者である公立小中学校により近い立場で支援・指導するとの姿勢をとっている様子が見えてくる。たとえば、各学校に対して、外国人児童・生徒の受け入れに対する助言・指導のほか、特に規模の大きな自治体においては指導員や支援員等を派遣し、学校や児童・生徒、保護者の支援にあたっている。また、市町村においては、就学支援や初期指導、日本語指導体制を構築し、支援していくことが重要との認識を有する自治体が見られた。

ただし、国や都道府県においても指摘されていた通り、外国人児童・生徒の実態やニーズがわからないため、各自治体内の実態を把握する調査が今後必要となるとの指摘がされている。

このほか、より円滑に支援を行うために、地域内の各主体との連携体制を構築・充実していくことが重要である。

図表 74 市区町村に求められる役割

■各学校への支援・指導

- ・各学校の組織的な体制づくりや取り組みに対する指導助言。
- ・各学校の事態に応じ、ニーズに応える外国人児童・生徒への支援事業の充実。
- ・学校の受け入れ体制充実のための具体的な指導(訪問等)。
- ・各学校に対する外国人児童・生徒の教育充実のための指導・助言。

■外国人児童・生徒の支援に対応する人員の拡充

- ・外国語に対応できる教員の確保。
- ・語学指導支援員の配置、カウンセラーの配置。
- ・公立小中学校への通訳など人的支援。
- ・外国人児童・生徒への専属スタッフの配置。

■児童・生徒・保護者へのケア

- ・児童・生徒へのきめ細かなケア、保護者へのケア。
- ・保護者や児童・生徒への総合的なサポート体制の構築。
- ・児童・生徒が安心、充実した学校生活を送れるよう、学校と提携しながら教育環境を整えること。
- ・小中学校においては、日本語の個別指導を継続することによって、外国人児童・生徒が学校生活へスムーズに対応できるよう支援する。
- ・外国人児童・生徒が学校生活に適応し、希望する進路を実現するため、一人ひとりの日本語学習等の状況に応じた指導を充実させる。
- ・外国人生徒、保護者カウンセリングの実施。
- ・適切な就学相談、就学指導。
- ・外国人の子どもの就学相談等の就学促進活動や学校への支援員の配置等を行うこと。

■日本語指導体制の構築

- ・初期指導教室及びプレクラス(小学校入学以前)の設置。
- ・日本語適応指導教室運営。
- ・外国人児童・生徒への日本語指導者の紹介。
- ・日本語や日本文化が習得できるような体制整備(日本語教室での指導の充実や情報交換会・研修会の開催)。
- ・日本語学習支援の充実。
- ・日本語指導及び日本の生活対応指導。

■市区町村内の外国人児童・生徒、保護者の実態把握

- ・区内外国人児童・生徒の状況把握。
- ・不就学児童・生徒の把握及び就学案内。
- ・児童・生徒、保護者、学校からのニーズ把握。
- ・外国人児童・生徒一人ひとりの実態把握。

■地域における活動主体(自治体、学校、市民団体・NPO など)との連携体制の構築

- ・民間事業者や NPO を活用して、日本語の学習支援、教科指導の支援などの事業を計画的に実施する。また、民間事業者、NPO をネットワーク化して取り次ぎ窓口となる。
- ・市内にある NPO 法人との連携を図り、学校の特色に応じた対応を図る。
- ・外国人住民コミュニティ・関係団体とのネットワークづくり。

(4) 民間事業者・NPO に求める役割 [FA]

民間事業者・NPO に対しては、日本語学習支援のほか、教科指導を期待する意見が多くみられた。また、ボランティア通訳によるサポートとして、各種相談業務のほか、特に日常生活に対する支援を期待する意見が多くみられた。

このほか、外国人同士や日本人地域住民、外国人保護者同士とのネットワーク形成に向け、各

種交流会の開催等が市町村より期待されている傾向にある。

図表 75 民間事業者・NPOに求める役割

■日本語学習支援

- ・日本語の学習支援とともに関係諸学校との連携。
- ・日本語の学習支援等。
- ・日本語指導協力。
- ・日本語のできない外国人児童・生徒に対する日本語教育支援(市民団体による支援者の学校への派遣など)。

■教科指導

- ・教科指導の支援。
- ・学校における外国人児童・生徒の指導にも、学校の求めに応じて支援・協力。
- ・外国人児童・生徒への学習補修の支援。
- ・学校外における学習指導の支援機会の充実。

■ボランティア通訳によるサポート

- ・ボランティア通訳等の外国人家庭のサポート。
- ・通訳のボランティア等が相談にも応じること。
- ・児童・生徒の母国語で授業を通訳できる通訳者の派遣、生活等に関するカウンセリングや相談窓口の設置。

■日常生活支援

- ・日本での生活に困らないような支援。
- ・日常生活支援。
- ・家庭生活・日常生活などの支援。
- ・保護者(家族)を含めた日本での生活支援。
- ・外国人児童・生徒の保護者への支援(生活の理解、子育ての悩み相談等)。

■国際理解教育の実施

- ・日本の文化を伝える中で、母国の文化の相互理解に努める。
- ・日本語や日本文化について、子どもとその親を対象とした学習支援や国際交流行事の実施。
- ・日本文化(風習)の教育。

■交流会の開催

- ・外国人同士の情報交換及び外国人と地域社会との交流の場の設定。
- ・地域住民との交流の架け橋。
- ・外国人児童・生徒の交流会の開催。
- ・体験・交流活動等によるネットワークづくり。
- ・外国人児童・生徒・保護者向け地域ネットワーク・コミュニティづくり。

■母国語教育

- ・母国語、母国文化の教育。

■外国人コミュニティの形成支援

- ・保護者等のネットワーク構築支援。
- ・外国人住民コミュニティの形成。

(5) 想定される役割分担の整理

日本の外国人児童・生徒の教育において、各主体の担うべき役割は整理されておらず、取り組みに重複が見られる、外国人住民からのニーズにどの主体も対応できていないといった課題が生じている可能性がある。

そこで、最も地域住民に近い立場である市区町村の意見を踏まえつつ、「国」「都道府県」「市区町村」「民間事業者、NPO 等」ごとに想定される役割分担について、次の通り整理した。

国については、外国人児童・生徒の教育を保障する法整備の必要性が期待されている。現在、日本では外国人児童・生徒の教育は法律で義務付けられていない。しかし、日本は国際人権 A 規約¹を批准しており、国内法との間で齟齬が生じている状況にある。また、日本に居住する外国人児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境を整備しようとしても、都道府県や市区町村は十分な予算を確保できていない現状がある。こうした中で、国には外国人児童・生徒の教育に対する予算確保及び資金的支援といった役割も期待されている。

都道府県については、国同様に予算の確保および人的支援が求められている。例えば、外国人児童・生徒、そして保護者を支援するための加配教員、支援員、相談員等を市区町村単位で持つことは、市区町村にとって人件費の負担が大きい。また、外国人児童・生徒数は、不況によって家族ごと帰国するなど、経済環境等の影響で大きく変動しやすいといった課題もある。こうしたことから、都道府県単位において、加配教員や支援員、相談員等をストックする人材バンクを構築し、要望のある市区町村に対して派遣するような仕組みが構築されると、効果的に機能することが期待できる。また、案内や連絡文書等を学校単位・教師単位で多言語化することは現場の負担が大きくなりがちである。そこで、都道府県レベルの単位で共通する文書や案内・表現等について、多言語化したテンプレートを共有し、各学校や市区町村の担当者が自由に利用できる環境を整えることにより、現場の負担を軽減できる。例えば、三重県では、すでにこうした取組を進めており、ホームページ上で多言語化された文書、案内等が共有されている。

市区町村においては、就学時のサポートなど、各学校や外国人児童・生徒、保護者に対する直接的な支援やケアが必要である。また、外国人児童・生徒の在籍状況や学校生活における実態等について、市区町村で把握し、学校が必要とする情報を提供するとともに、その情報に基づいた適切な対応が求められる。

民間事業者や NPO については、外国人児童・生徒が学校生活になじむことができ、教科学習に遅れが出ないよう、放課後や休日などに日本語学習の機会を提供するなど、学校では十分にカバーできないところへの支援が望まれている。また、先に述べた通り、市区町村単位で通訳等を一定数常に雇用することは難しいため、普段の学校生活や学校行事において、外国人児童・生徒の通訳としてサポートするボランティアに対する期待は大きい。あわせて、母国を同じくする人同士の交流や、国籍・地域を問わない外国人同士の交流、日本人と外国人の交流を通じて、相互の理解を高め、地域の国際化に寄与するような交流イベント等を開催する役割なども期待されている。

¹ 国際人権規約は、世界人権宣言の内容の基礎として、条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基礎的かつ包括的なものである。1966 年に採択され、1976 年に発効された社会権規約は国際人権 A 規約と呼ばれることもある。国際人権 A 規約第 13 条において、締約国は、教育についてのすべての者の権利を認めることとしている。

図表 76 関係主体の役割分担

主体	役割
国	- 外国人児童・生徒の教育を保障する法整備 - 外国人児童・生徒の教育に対する予算措置 - 都道府県や市区町村における外国人児童・生徒支援を目的とした各種施策に対する資金的支援
都道府県	- 外国人児童・生徒の教育に対する予算措置 - 市区町村における外国人児童・生徒支援を目的とした各種施策に対する資金的支援 - 外国人児童・生徒の支援を目的とした加配教員制度の実施・拡充 - 支援員・相談員などの人材バンクの設立 - 多言語化した学校資料(共通事項)の共有 - 高校進学時の外国人生徒に対する配慮
市区町村	- 市区町村内の各小学校への決め細やかな支援・配慮 - 外国人児童・生徒に対する就学支援 - 外国人児童・生徒及び保護者のケア
民間事業者、NPO 等	- 日本語学習の支援 - ボランティア通訳としての支援 - 外国人同士や日本人との交流イベント等の開催

6 外国人政策全般に関する課題について

在住外国人の人数が少なく、また人口に占める割合が低い自治体においては、財政状況が厳しい中、外国人住民に対する施策を展開することは難しいとの指摘がされている。各自治体による個別の対応ではなく、外国人住民に対する施策の展開に向け、国や都道府県による支援が期待される。

図表 77 在住外国人の少ない自治体における取り組みの難しさ

- ・外国人の人数が少なく、財政規模の小さい市町村では、外国人に関する施策・事業に対して予算をつけることが難しい。事例もなく職員等が知識や経験を蓄積することも難しいことから、県と国との連携、国や県による支援が不可欠。
- ・全国的には外国人人口は増加傾向にあるが、市町村単位でみると、総人口に対するその割合が小さいことから、厳しい財政状況の中、外国人に対する施策に配分できる予算には限りがある。そのため、個々の市町村で対応が難しい課題や、広域的な対応が求められる課題に対し、都道府県の市町村に対する支援・協力体制の充実が必要であると思われる。
- ・外国人住民の割合がそれほど多くないため、費用面や人材面などの理由から、情報の多言語化や、窓口での多言語対応が進まない状況にある。
- ・本市の総人口に対して約1%の外国人がいるが、広く巻き込んで交流の活発化を図るような効果的な取り組みを行いづらいのが現状である。また、各部署において個別に取り組んでいる状況にあり、情報の一極化や窓口の一元化などに課題がある。
- ・市内総人口における外国人市民の比率は約 1%と少なく、そういったマイノリティに対しての予算配分の増加や事業の拡充に大しての理解や認識の度合いが少ない。
- ・外国人政策について市町村及び市町村教育委員会が独自で実施するには、財政的にも人的にも限界がある。
- ・集住地域と異なり、外国人住民が分散して居住している。また、外国人住民の割合が市全人口の0.3%であり、集住地域で行っている事業、行政文書・掲示物について多言語化を行うことは難しい。
- ・在住外国人の対人口比が低く(0.67%)、集住地区を持たない自治体においては、外国人施策に関して予算も人員も多くは割くことができない。そのため計画等も策定されておらず、そもそも外国人施策の中で現在どの分野に注力すべきか明確になっていない。
- ・人口比率の面からみても突出して多くもない外国人住民に対して、特化した計画を策定することは現時点では難しい。現段階では担当課によるソフト事業の支援の実施に止まっている。
- ・在住外国人数が少ない自治体の場合、外国人に対する行政サービスが重視されない。行政側の意識革新が必要か。
- ・行財政が逼迫する状況の中で、多様な言語や文化を持つ少数の外国人に対応するための資源配分の効率性に検討課題がある。
- ・対象者ごとに対応が異なることが多い(特に児童・生徒)ため、小規模な自治体では、スタッフや予算面で十全たる対応を取りづらい。都道府県レベルでの手厚い支援(特に教育分野)が望まれる。

各自治体において、外国人住民に対する施策が取り組まれている中で、国による外国人受け入れに対する方針の明確化とそれに伴う法整備や施策の展開の必要性が指摘されている。現在のところ、各省庁が所管する外国人施策にのみ取り組んでいるために、現場の各自治体が施策による効果を実感できていないとの指摘がされており、今後各省庁による連携が期待される。

図表 78 求められる国による方針の明確化

- ・ 国の外国人受け入れ方針の明確化や外国籍市民に関わる各種法体系の整備。
- ・ まず国がしっかりイニシアティブを取って外国人政策を進めていく必要がある。
- ・ 人数の多寡や居住する地域に関わらず、必要とする支援は同じである。これは障がい者や高齢者など弱者と言われる方々に対する支援と基本的に変わらないことから、国の政策として実施し、そのために必要な法整備や財政支出などの措置を講ずるべきである。
- ・ コミュニケーションや語学習得などの支援については、各自治体で特色ある取り組みをすればよいが、医療や教育など在住外国人の生活の根幹に関わる政策については、一自治体の取り組みだけでは対応しきれない部分もあるので、国から統一された方針を示すべきだろう。
- ・ 外国人に対しての就労や入国管理、社会保障制度等、あらゆる分野で問題点が多くあるため、各省庁が連携して外国人政策に取り組んでいただきたい。
- ・ 国においても様々な施策がとられているが、外国人政策全体のグランドデザインがなく、各省庁の縦割りにより、現場としてはその恩恵が実感できないというのが正直な感想である。

また、市町村における外国人住民に対する支援施策は、生活全般に係るほか、個々の住民特性に応じて必要となる施策が異なることから、対応の難しさが指摘されている。

図表 79 多分野にわたる課題対応への難しさ

- ・ 外国人の支援施策は、医療・福祉・教育・防災など生活全般に係ることであるため、単一の担当部署だけでできるものではなく、それらを担当する部署間での連携が必要である。
- ・ 外国人の在留目的によって異なる施策・取り組みが必要になる。
- ・ 現在は就労や住まい、育児など他の地域住民と同様に個別対応をしているが、これを今後、市のみで外国人施策に特化して進めていくことは、内容も広範囲にわたる上、専門性の高い知識も必要なことから困難な状況にある。
- ・ 在住外国人の高齢化に伴い、医療や介護、福祉サービスの利用増が見込まれており、これに対応する人材、サービスの展開が必要となる。
- ・ 外国人住民の生活の多様化により、福祉分野をはじめ、様々な問題、課題が生じている。
- ・ 在住外国人の長期滞在化による必要な支援の多様化。
- ・ 取り組むべき内容は多岐にわたり、言語、文化等専門性を求められるなか、対応できる職員の育成が難しい。

外国人住民に対する必要な施策は多岐にわたるものの、外国人住民の実態やニーズが十分把握されていないという課題が指摘されている。今後、効果的な施策の展開を進めていくためにも、外国人住民の実態やニーズの把握が重要となる。

図表 80 外国人住民の実態・ニーズの把握

- ・市内在住の外国人の実態の把握とともに、取り組みを進める上では行政内部での情報共有を行い、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・外国人住民のニーズの把握。
- ・外国人住民の方がどのようなことを市に求めているかを考えて政策を実施することが重要になる。アンケート調査等を行い、外国人住民の声を広く聞くことが課題になってくる。
- ・声を上げられない外国人たちの声を吸い上げる仕組みをどう作っていくかが大きな課題になる。
- ・日本の暮らしに困難を抱えているであろう少数言語の外国人住民ほど、課題を行政として把握しづらく、また支援も難しい。
- ・外国人登録情報を使用できないため、外国人の情報(名前、住所など)を把握することが難しいことから、そのニーズを把握し、情報を伝達する方法が少ない。
- ・日本における生活に不自由がないように支援を重点的に行っているが、個人情報の壁が厚く、対象者からの申し出があるまで行政側から連絡することも難しい状況にある。居住している限りは行政側から連絡できる方法について検討している。

上述の通り、多分野にわたる課題への対応に苦慮する自治体はあるものの、すでに各自治体では、外国人住民を対象とした施策を展開している。しかしながら、そうした情報が外国人住民に対して十分届いていないという事態が生じていることから、今後効果的な情報発信のあり方について、検討が必要である。

図表 81 効果的な情報発信のあり方

- ・行政情報の多言語化などはある程度進んでいるが、入手場所が限られていることから多くの外国人に伝わっていない。情報を効率的に届けるために、情報発信拠点や内容ごとに分類して設置する必要がある。
- ・すべての行政情報を多言語化することは難しいことから、今後、行政機関や市民など情報を発信する側を対象として、誰でも内容を理解できる「やさしい日本語」の普及・啓発が必要である。
- ・情報を必要とする人に的確にアプローチし、情報提供をするのが難しい。
- ・外国籍住民は多くいるが、イベントや学習会をしてもなかなか集まらない。情報発信の方法について検討が必要。
- ・外国人市民に対する情報提供方法の改善。
- ・すでに実施されている外国人支援事業の情報が必要な人の元へ届かず、うまく活用されていない。対象者となる外国人だけではなく、外国人と接する機会のある関係部署にも周知を図る必要がある。
- ・行政から発信する情報を外国人住民に対し広く周知する方法。
- ・外国人の方が困ったときに気兼ねなく行政機関を利用、相談できるよう広報、周知が必要。
- ・外国人政策についても税の投入は余儀なくされることから、市民の理解、市民への利益還元について説明責任を果たせるような事業を立案できる企画力が課題。

自治体による情報発信も重要である一方、情報の受け手となる外国人住民が日本語を習得することの重要性も指摘されており、外国人住民の日本語習得に向けた支援が一層必要となる。

図表 82 外国人住民の日本語習得の重要性

- ・外国人住民への情報提供として多言語化することに限界があるため、「やさしい日本語」を使うとともに、外国人のニーズに合った日本語学習機会の拡充に努める必要がある。
- ・日本語指導の場および指導者の確保。
- ・外国人政策を推進する過程において、「ことば」の問題はきわめて重要な位置を占めており、「日本語支援」に対する要望はきわめて高い。
- ・外国籍市民が市にとって一市民となり、仕事も安定し、地域の中で日本人とともに生活し、子育ても不安なくできるために支援が必要である。しかし、日本語を覚えなくても生活できる、外国籍市民同士が固まって生活し、地域の方と関わらないといった状態も生じている。日本で暮らす、ここで暮らすという自立心も育てることも大切なのではないか。
- ・外国人が日本で生活していくためには、日本語でのコミュニケーションができることがあらゆる面で影響してくる。国が今後、外国人等の移民を受け入れる方向性で進むならば、児童・生徒を含めた日本語学習インフラの早期かつ体系的な導入のための計画策定及び法整備を図る必要がある。
- ・当市または周辺市町村にインターナショナルスクールがないため、地域コミュニティとの共生を考えた場合、全年代に共通して日本語習得が最優先の課題となる。現在、当市で実施している日本語教室を継続するとともに、外国人が社会参加しやすいまちづくりを推進していきたい。

外国人住民の支援を行う上で必要となる通訳や知識を有した自治体職員の必要性が指摘されている。各自治体において人材の育成・確保を行うための財政的な余裕がないことから、国や都道府県による支援も期待されている。

図表 83 人材の確保・育成の必要性

- ・多言語による情報提供や相談対応のために、人材の確保が必要である。
- ・国際交流社会で活躍できる人材の育成。
- ・日本語の学習支援を行うための人材、費用がない。
- ・外国語に精通した職員や外部協力者の確保。
- ・通訳職員の配置には費用がかかるため、国・県等の補助金制度の創設をお願いしたい。
- ・外国語に習熟した職員の採用。
- ・外国人政策を積極的に進めるためにも、語学のできる職員の配置、もしくは通訳や相談員の雇用など外国人とのコミュニケーションを図る体制づくりが課題。
- ・通訳者の確保・育成。住民登録、教育や医療・福祉制度の利用申請、税に関する申告など、自治体での手続きは複雑で日本人住民にとってもわかりにくい。特に外国人住民が行う手続きは、言葉や習慣の違いによる障害に加えて、身元証明などで日本人より手間のかかることがあり、専門的知識を持った通訳者が望まれるところだが、現状ではそういった人材の確保がほとんどできていない。今後、人材育成や研修強化などの対策が必要である。

外国人住民の増加に伴い、自治体での取り組みが進展する一方で、日本人住民に対する多文化共生に関する意識醸成の必要性が指摘されている。

図表 84 市民の意識醸成

- ・自治体の担当課だけでなく、市民（特に日本人市民）が問題意識を持つことが、まずは重要だと思われる。
- ・日本人に対しての多文化共生の考え方の啓発が必要と考える。
- ・子どもの国際感覚を醸成させ、国際社会を担う人材を育成することは極めて重要であるので、より多くの子どもたちに世界の人々と接する機会を提供し、様々な国の言葉や文化を学ぶ国際理解教育を充実する必要がある。
- ・平成2年の「出入国管理及び難民認定法」改正によって多くの南米出身者が出稼ぎのため来日するようになり、外国人市民がより身近な存在となりつつあるが、日本人側の意識にあまり変化がみられない。日本人市民の多文化共生に対する理解を促し、より多くの外国人市民が地域活動に参加するための取り組みが必要である。
- ・市民の多文化共生の必要性の意識の向上を図る取り組みが必要であるが、在住外国人率の低さから、十分な取り組みにつながっていない。
- ・今後、外国人関係のトラブルや課題などについて、市民への意識調査を行うなど、現状把握が主な課題と思われる。
- ・地域住民の国際理解を深め、外国人の地域生活を支援し、お互いに文化や個性の違いを認め合い、また支え合えるまちづくりを進めるために、交流・相談・学習などの事業を実施している。
- ・外国人住民を弱者とみなすのではなく、地域活動の担い手として、地域社会に積極的に参加できるよう、地域の受け入れ体制の整備や、地域の日本人の意識を変える取り組みが必要である。

自らの意思にかかわらず、異国での生活を強いられる児童・生徒に対する生活面や教育面での支援の重要性が指摘されている。また、自治体単位では対象となる児童・生徒の数が少なく、年度により変動も大きいことから、都道府県や国などによる支援を期待する意見がみられた。

図表 85 外国人児童・生徒に対する支援

- ・外国人児童・生徒の就学支援にあたる人材バンクのような体制づくりと、支援する人材の育成。
- ・対象人数が多くないこと、年度によって人数が大きく異なることなどから、年度ごとの事業予算に組み入れることが難しい。
- ・出稼ぎ労働者の外国人が多く、親に振り回され、母国と日本を行ったり来たりする子どもの教育支援が一番の課題となっている（母国語も日本語も十分に習得できない子どもがいる）。
- ・定住外国人が増えることを考えると、外国人の子どもの義務教育化が必要になるのではないかな。
- ・平成 24 年度に実際にあったケースだが、日本語の読み書きをはじめ、ほとんど話すことも理解もできない児童を受け入れた。まず日本語指導の必要な児童に対する支援制度が整っておらず、ノウハウもなく支援者の確保も難しい状況であったため、対応に苦慮した。支援の紹介や斡旋、アドバイスや派遣をしてもらえる機関などの体制づくりと市町村への財政的支援を検討してほしい。
- ・市町村に外国人の子どもの受け入れを求めるのであれば、財源を確保して、対応できるようにしてほしい。40 人学級の現状では、担任や教科担当1人で対応するのは困難である。

東日本大震災の影響もあり、外国人住民に対する災害時の情報伝達のあり方や外国人住民の災害に対する意識の醸成を行うことが重要であるとの指摘がされている。

図表 86 災害時の対応

- ・ 災害時における外国人への情報提供手段の整備。
- ・ 防災意識を高めること。
- ・ 災害発生時の対応、避難訓練の実施など。
- ・ 東日本大震災の経験を振り返り、今後に生かしていくことが急務。日本語がわからない外国人等が災害弱者とならないために、引き続き多言語での情報提供や地域啓発、関係者ネットワーク強化に取り組む。
- ・ 外国人にとって暮らしやすい平時のまちづくりに加え、東日本大震災以降は災害に際しての外国語の表示の充実など、多くの課題が生じている。
- ・ 災害などが発生した際、安否情報など外国人住民と素早く連絡を取り合える体制づくりが課題である。

以上

資料編：アンケート調査票

自治体における外国人施策に関するアンケート調査

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

現在、当社は自主調査研究として「自治体の外国人施策に関する研究」に取り組んでおります。本研究では、全国の各自治体の外国人政策に関わる取り組み状況・ニーズの把握を進めるとともに、公立の小・中学校における取り組みに着目した実態・ニーズ等を把握し、今後の自治体における外国人政策に参考となる情報を収集・整理することを目的としています。

本アンケート調査は、その一環として全国の自治体における外国人施策の状況について把握するため、外国人人口50人未満※の自治体を除く全国の自治体を対象として実施するものです(※総務省「平成22年国勢調査」による)。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査研究の趣旨をご理解いただき、本アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご記入にあたってのお願い】

- 本調査票は、該当する番号に○印をつけてご回答いただくものと、数字でご回答いただくもの、具体的な記述をお願いするものがあります。それぞれ設問の指示に従ってお答え願います。
- ご回答いただいたアンケート調査票は、回答者が特定されない形で統計的に処理します。
- 調査項目が多岐に渡るため、必要に応じて所管される部署の方にご照会・ご回答いただけますと幸いです。
- 電子ファイルでのご回答を希望される場合は、当社ホームページにWordファイルをアップロードしておりますので、お手数ですが下記のURLにアクセスしていただき、ファイルをダウンロードしてください。

調査票ダウンロード用URL

http://www.murc.jp/gaikoku_qa

【ご回答期限(希望)】

ご回答いただいた調査票は下記の期日までに同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い致します。

平成24年12月5日(水)

【調査に関するお問い合わせ】

調査の趣旨及び内容についてご不明な点がございましたら、以下の当社担当者までお問い合わせください。

担 当： 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部(東京)

公共経営・地域政策部 村上・萩原

T E L: 03-6733-1022(部直通)

E - m a i l: gaikoku@murc.jp

【回収後の調査票及び個人情報の取り扱い】

個人情報(Ⅶ ご回答者様について)は、以下にご同意いただいた上でのご記入をお願い致します。

- ご記入いただいたみなさまの個人情報(連絡先)は、当社の「個人情報保護方針について」(<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>)および「個人情報の取扱について」(<http://www.murc.jp/privacy/>)に従い、適切に取り扱われます。
- お預かりする個人情報は本調査に関する問合せのために利用させていただきます。ご回答内容はすべて本件に係る調査のみを目的として利用させていただきますので、その他の目的で利用したり、みなさまの許可なく他に公開されたりすることはありません。
- お預かりした個人情報は、集計作業等のために預託することがございます。その際には十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。
- 個人情報のご記入は任意です。ご記入のない場合、回答内容に関する問合せを所管部署宛にさせていただくことがあります。個人情報についてご記入いただけない場合も調査票は返信用封筒にてご返送願います。また、個人情報が未記入であっても集計から除外することはありません。
- お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出や、このアンケート調査内容に関するご質問等がございましたら、調査に関するお問い合わせ先(gaikoku@murc.jp)までご連絡下さいますようお願い致します。

I 外国人住民に関する概況について

問1 貴自治体にお住まいの外国人住民は3年前（2009年）と比較して増加あるいは減少していますか。あてはまる番号1つに○を付けてください。

1. 増加	2. ほぼ横ばい	3. 減少	4. わからない
-------	----------	-------	----------

問2 貴自治体にお住まいの外国人住民にはどの国籍の方が多くいますか。多いものから順に、あてはまる番号を3つ回答欄にご記入ください。

1. 中国（台湾含む）	5. タイ	9. イギリス
2. 韓国・朝鮮	6. インドネシア	10. ペルー
3. ブラジル	7. ベトナム	11. その他
4. フィリピン	8. アメリカ	（具体的には： ）

1 位	2 位	3 位
-----	-----	-----

問3 貴自治体にはどのような在留資格の外国人住民が多く居住していますか。多いものから順にあてはまる番号を3つ回答欄にご記入ください。

1. 外交	10. 研究	19. 短期滞在
2. 公用	11. 教育	20. 留学
3. 教授	12. 技術	21. 研修
4. 芸術	13. 人文知識・国際業務	22. 家族滞在
5. 宗教	14. 企業内転勤	23. 特定活動
6. 報道	15. 興行	24. 永住者（特別永住者を含む）
7. 投資・経営	16. 技能	25. 日本人の配偶者等
8. 法律・会計業務	17. 技能実習	26. 永住者の配偶者等
9. 医療	18. 文化活動	27. 定住者

1 位	2 位	3 位
-----	-----	-----

問4 外国人住民が増えることによって、地域にはどのような効果があると想定されますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

1. 地域の労働者が増える	5. 他言語・多文化を学ぶきっかけになる
2. 地域の消費者が増える	6. 国際貢献につながる
3. 地域コミュニティの担い手が増える	7. その他（具体的には： ）
4. 地域住民の国際感覚の醸成につながる	8. 特にない

問5 外国人住民が増えることによって、地域にはどのような課題が生じると想定されますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

1. 文書・案内などの多言語化が必要になる	6. 学校現場での対応が困難である
2. 地域住民とコミュニケーションがとれずトラブルになる	7. 民間賃貸住宅における入居拒否が起こる
3. 地域住民に不安感が生じる	8. 災害時の対応が困難になる
4. 外国人が集住し日本人コミュニティと乖離が生じる	9. その他（具体的には： ）
5. 就職に向けた競争が激しくなる	10. 特にない

Ⅱ 外国人住民施策に関する庁内体制について

問6 外国人住民に関する施策・取り組みはどのような庁内体制により進めていますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。また、「1. 外国人施策に関する専門部署・担当を設置している」場合は具体的な部署・担当名、「2. 部局を横断した会議体・チームを設置している」場合は関連する部署名をご記入ください。

1. 外国人施策に関する専門部署・担当を設置している

⇒(部署・担当名:)

2. 部局を横断した会議体・チームを設置している

⇒(関連部署名:)

3. その他(具体的には:)

4. 特に設置していない

問7 外国人住民に関する施策・取り組みに関する拠点・施設を設置していますか。あてはまる番号 1つに○を付けてください。また、設置している場合は拠点・施設名をご記入ください。

1. 設置している

⇒(施設・拠点名:)

2. 設置していない

問8 庁外との連携体制についてお尋ねします。外国人住民に関する施策・取り組みについて、どのような外部の団体と連携していますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

1. 日本人主体の市民団体・NPO

2. 外国人主体の市民団体・NPO

3. 地縁団体(自治会など)

4. 宗教団体

5. 民間事業者

6. その他(具体的には:)

7. 特に連携していない

問9 貴自治体における外国人住民施策に関する計画の策定状況について、あてはまる番号 1つに○を付けてください。また、「1. 策定済」「2. 策定中」の場合は具体的な計画名と策定(予定)年度をご記入ください。

策定状況 (あてはまる番号1つに○)	計画名	策定(予定)年 度	終了(予定) 年度
1. 策定済 			
2. 策定中 			
3. 策定していないが今後策定予定			
4. 策定する予定はない		年度	年度

問13 貴自治体では日本人住民に対し、どのような多文化共生施策を展開していますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

1. 多文化・多言語理解・学習に関する講座の設置
2. 外国人・日本人の交流イベントの開催
3. 多文化共生に関する考え方の普及啓発（広報紙・ホームページへの掲載など）
4. 地域・民間事業者における外国人受け入れに関する相談受付
5. 多文化共生に取り組む市民団体・NPOに対する支援
6. その他（具体的には；

問14 貴自治体で取り組んでいる外国人施策のうち、学校教育分野を除く、重要な施策または特徴的な施策について、3つまでその具体的な内容をご記入ください。※学校教育分野の施策については問 18～20 でお尋ねします。

事業名	分野 *問12、問13の選択肢から該当する番号すべてを記入	実施主体	事業内容	成果
(記入例) 地域内交流事業「多文化祭り●●」の開催	問12-9 問13-2	●●市●●課、 NPO法人●●	日本人と外国人住民が互いの文化に基づいた出店を出して、交流するイベントを開催した。	外国人住民と日本人住民とのつながりが生まれた。 参加者数は300人程度。

V 外国人児童・生徒の教育に関する施策の取り組み状況について

問15 貴自治体の公立小・中学校における外国人生徒は3年前（2009年）と比較して増加あるいは減少していますか。あてはまる番号 1つに○を付けてください。

- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1. 増加 | 2. ほぼ横ばい | 3. 減少 | 4. わからない |
|-------|----------|-------|----------|

問16 貴自治体における外国人児童・生徒の把握状況についてお尋ねします。学校種別にそれぞれご回答ください。また、「把握している」あるいは「一部把握している」場合には、小学校・中学校別にそれぞれ人数をご記入ください。

学校種別	把握状況 (あてはまる番号1つに○)	小学校児童数 (数字を記入)	中学校生徒数 (数字を記入)
公立学校	1. 把握している ☐ 2. 一部のみ把握 ☐ 3. 把握していない ☐	()人	()人
私立学校	1. 把握している ☐ 2. 一部のみ把握 ☐ 3. 把握していない ☐	()人	()人
インターナショナルスクール・ 外国人学校(各種学校)	1. 把握している ☐ 2. 一部のみ把握 ☐ 3. 把握していない ☐	()人	()人

問17 貴自治体の公立小・中学校において、外国人児童・生徒にどのような点について気を配ることが重要だと感じていますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

1. 教科内容の理解	7. 欠席なく毎日通学すること
2. 日本語による意思疎通	8. 教員と保護者との意思の疎通を図ること
3. 学校のルールの認知・周知	9. 教員による児童・生徒へのきめ細かいケア
4. 日本文化や慣習への理解	10. 保護者による子どもへのきめ細かいケア
5. 友だちとの良好な関係の構築	11. その他（具体的には：_____）
6. 教員と児童・生徒との良好な関係の構築	12. 特になし

問18 外国人児童・生徒について、貴自治体（公立学校の取組を含む）ではどのような支援を行っていますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。また、一部の公立学校のみで実施している事業の場合でもあてはまる場合には、すべてに○を付けてください。

1. 日本語の学習支援	6. 日本文化の教育
2. 教科指導の支援	7. 母国文化の教育
3. 不就学の子どもに対する支援	8. 外国人生徒への総合的なカウンセリング
4. 外国人子弟向けの進路指導	9. その他（具体的には：_____）
5. 外国人子弟向けの就職指導	10. 特に行っていない

問19 外国人児童・生徒の保護者について貴自治体ではどのような支援を行っていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 日本語の学習支援	7. 親同士のネットワークの構築
2. 日本の学校に関わるルールの共有	8. 保護者へのカウンセリング
3. 外国人の親への進学情報の提供	9. 児童虐待等の防止
4. 外国人の親への就職情報の提供	10. その他
5. 日本文化の教育	(具体的には：)
6. 母国文化の教育	11. 特に行っていない

問20 貴自治体で取り組んでいる外国人児童・生徒への教育に関する施策のうち、主要な施策または特徴的な施策について、3つまでご記入ください。

事業名	分野 *問18、問19の選択肢から該当する番号すべてを記入	実施主体	事業内容	成果
(記入例) 進学指導事業	問18-2 問18-4 問19-3	児童館●● NPO法人●●	児童館にて、週2回進学に向けた学習指導を実施。市内の学校経由で周知。	毎年受講者の9割以上が進学している。

問21 外国人児童・生徒について、貴自治体の民間事業者、市民団体・NPO 等はどのような取り組みを行っていますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。

1. 日本語の学習支援	6. 日本文化の教育
2. 教科指導の支援	7. 母国文化の教育
3. 不就学の子どもに対する支援	8. 児童虐待等の防止
4. 外国人子弟向けの進路指導	9. その他（具体的には：_____）
5. 外国人子弟向けの就職指導	10. 特に行っていない

問22 外国人児童・生徒の教育のため、国、都道府県、市区町村、民間事業者・NPOにそれぞれ求められる役割は何だと思えますか。それぞれの主体別にご記入ください。

国	
都道府県	
市区町村	
民間事業者・NPO	

Ⅶ 外国人政策全般に関する課題について

問23 外国人政策全般において、取り組みを進める上で検討すべき課題について自由にご記入ください。

Ⅶ ご回答者様について

貴自治体名	都／道／府／県		市／区／町／村
所属部署		役職	
氏名			
連絡先 (電話番号)			
連絡先 (E-mail)	@		

※恐れ入りますが、1ページ目の「回収後の調査票及び個人情報の取扱いについて」をご確認いただき、ご同意いただいた上でご記入くださいますようお願い致します。

当社では、本アンケート調査の集計結果に基づきレポートを作成する予定です。アンケートにご協力いただいた自治体のみなさまには同レポートをメール便またはEメールにて送付させていただきます。

つきましては、レポート送付の要・不要及びご希望の送付方法について、あてはまる番号 1つに○ を付けてください。

- | | | |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 1. メール便による送付を希望 | 2. Eメールによる送付を希望 | 3. 送付を希望しない |
|-----------------|-----------------|-------------|

アンケート調査は以上です。お忙しい中、ご協力誠にありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、

平成 24 年 12 月 5 日(水)までにご送付くださいますようお願い致します。

【本報告書に関するお問合せ】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部(東京) 公共経営・地域政策部 村上 聡江、萩原 理史

TEL: 03-6733-1022 E-mail: m.fusae@murc.jp

政策研究事業本部(大阪) 研究開発第2部 戸田 佑也

TEL: 06-7637-1480 E-mail: todayuya@murc.jp